平泉文化研究年報

第 12 号

平成 24 年 3 月

岩手県教育委員会

岩手県では、世界遺産に登録された遺産を含む平泉の文化遺産を周辺の歴史遺産も含めて総合的に調査研究し、その成果を広く公開し活用していくため、研究機関の整備を検討しています。そのための整備の一環として、平泉遺跡群の中核遺跡である国指定史跡「柳之御所遺跡」の発掘調査を進めるとともに、「平泉文化研究機関整備推進事業」として、平泉文化研究に必要な人材の発掘と育成、研究者相互の連携や多角的・学際的な研究の推進を図るための共同研究など、研究基盤の整備と拡充に取り組んでいます。また、「平泉の文化遺産」について、「平泉文化フォーラム」などの機会を通して、県民の学習と理解の場を提供するよう努めているところです。

岩手県教育委員会は平泉文化研究体制整備の観点から、柳之御所遺跡を含めた平泉遺跡群の調査、および研究の拠点として「平泉遺跡群調査事務所」を開設するとともに、「平泉文化フォーラム」を共同で開催するいわて高等教育コンソーシアム(岩手大学・岩手県立大学・岩手医科大学・富士大学・盛岡大学)と、平泉文化の総合的研究体制について協議を進め、共同研究を行っています。

この「平泉文化研究年報」は、それらの平泉文化共同研究の成果をまとめたものです。多くの研究者の方々よりご意見ご指導を頂戴し、本年報が平泉文化研究の進展の一助となるよう努めて参りたいと考えております。

最後に、共同研究に参画された諸先生方をはじめとする関係 機関各位のご協力に厚く感謝申し上げます。

平成24年3月

岩手県教育委員会 教育長 菅 野 洋 樹

例 言

- 1. 本書は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課と、いわて高等教育コンソーシアムが行っている、平成23年度「平泉文化研究機関整備推進事業」の成果を含むものである。
- 2. 本書には、いわて高等教育コンソーシアムと共同で開催した、第12回平泉文化研究フォーラムでの基調講演及び平泉文化共同研究の成果を掲載した。
- 3. 本書に収録した第12回平泉文化フォーラムの講演・共同研究者は以下のとおりである。

五味 文彦(放送大学教授:基調講演)

松本 秀明·熊谷 真樹 (東北学院大学)

岡 陽一郎 (兵庫大学)

藪 敏裕・劉 海宇 (岩手大学)

吉田 歓 (山形県立米沢女子短期大学)

越田賢一郎 (札幌国際大学)

菅野 文夫(岩手大学)

4. 本書の編集は、岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課が行った。

目 次

【基調講演】	
「世界遺産登録後の平泉を考える」	
五味 文彦(放送大学教授)	1
【研究報告】	
平泉とその周辺地域の河成地形についての自然地理学的研究Ⅱ	
松本 秀明・熊谷 真樹	9
平泉出土文字資料の再検討 その1	
岡陽一郎・阿部勝則・小岩弘明・時田里志	
七海雅人・平田光彦	17
西周金文に見える苑池について	
藪 敏裕・劉 海宇	25
平泉の特殊性	
吉田 歓(山形県立米沢女子短期大学)	37
12世紀前後における奥州藤原氏と北海道の関連について	
	53
日記としての「給絹日記」	
	65
第12回平泉文化フォーラム実施報告	77

基調講演

「世界遺産登録後の平泉を考える-平泉文化の再評価」

五 味 文 彦

はじめに

平泉は世界文化遺産に「平泉――仏国土 (浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」として登録されたのですが、その選考の過程において、衣川周辺の遺跡や一関の骨寺村遺跡、さらには藤原氏の館跡である柳之御所さえもが削られることになりました。これらはコンセプトに十分に対応していないということに基づくもののようですが、これら遺跡に価値がないのではなく、平泉の価値をさらに高めてゆくのには、なくてはならない遺跡であることは誰しも認めるところでしょう。

世界遺産登録は、これから平泉の文化をさらに追究してゆくための第一歩であり、新たな視点から、また多様な視点から研究を進めてゆかねばなりません。そのためには三つの研究課題があります。一つは平泉以前の世界をさらに明らかにすることです。コンセプトは浄土に目を向けましたが、それを含めて、平泉文化がどのような前提があって形成されてきたのかが明らかになっていません。それを知るためにも平泉以前の世界をさらに明らかにしなければなりません。

次に平泉世界の展開の具体相を明らかにすることです。平泉藤原氏九十年の間に大きな変化が生まれています。時代の変化とともに、平泉文化の様相や位置づけも変わってきています。そもそも同じく浄土思想といいましても、中尊寺と毛越寺、無量光院ではその性格が全く違っているからです。

さらに源頼朝が侵攻して以降の平泉についても明らかにする必要があります。藤原氏だけの平泉ではなく、鎌倉幕府にとっての平泉を、また平泉において信仰を護り続けた人々にとっての平泉を問題にしなければなりません。平泉の文化財の位置づけを考えるためには、少なくとも以上の三つの観点からの研究が求められているのです。

そこでまずは世界遺産の登録の段階ではずされた柳之御所遺跡について、以上の三つの観点から考える ことにしましょう。

一 柳之御所遺跡をめぐる問題――鳥海柵から平泉館、そして鎌倉御所

i 鳥海柵の特色

藤原氏の基礎を築いた藤原清衡は、継父武貞の亡くなった後、奥六郡(伊沢・和賀・江刺・稗抜・志波・岩手)を伝領し、江刺郡の豊田館から岩井郡平泉に宿館を移したと『吾妻鏡』に記されています。残念ながら豊田館についてはよくわかっていないのですが、清衡の父経清が拠っていた安倍氏の本拠である鳥海柵については、最近の発掘調査により次第に全貌がわかりつつあります。

『陸奥話記』によりますと、ここに本拠をおいていた安部頼時は「奥六郡の司」と称されていました、彼は源頼義からの攻撃に対処するため、その北に勢力をもつ安倍富忠と連絡を取ろうと、僅かな兵を引き連れて赴く途中で流れ矢にあたり、鳥海の柵に帰って死去してしまいました。これが、鳥海柵が安倍氏の本拠であった一つの証拠ですが、続いてその跡を継いだ宗任は「鳥海三郎宗任」と称されており、頼義の官軍が衣関を破って鳥海柵に到達する以前に、「宗任・経清等」が城を捨てて走っ捨て去っています。これがもう一つの証拠でありまして、ここは宗任・藤原経清の根拠地でした。

この鳥海柵こそ、平泉館の前段階の館に位置づけられるでしょう。鳥海柵あるいは鳥海盾とも称されていました。頼義は鎮守府将軍となって胆沢城に赴いたことがありますが、「頃年鳥海柵名を聞きて、その

体を見ること能はざりき」とあって、胆沢城の近くにあったにもかかわらず、鳥海柵に入ったことはなく、柵を攻めて「初めて入ることを得たり」と、主のいない鳥海柵に初めて入ったというのです。そして入ったところ、柵の一屋に醇酒があって最初は疑ったのですが、下卒が飲んだところ、毒が入っていないことがわかり、それで酒宴を開いて祝杯をあげたといいます(『陸奥話記』)。

鳥海柵は胆沢城に近くにあって、それに対応する形で設けられていたのです。しかし将軍を迎えて接待しなかったことが、頼義の恨みをかった一つの原因だったのでしょう。さらに恨みの対象は安倍氏を支えていた藤原経清にも向けられていました。

頼義は経清に強い憎しみを抱いており、厨川柵で捕らえると、苦痛を長引かせるため錆びた刀で鋸引きして、「汝は先祖相伝の家僕であったのに、朝威や旧主を蔑しろにするとは大逆・無道である。今日も白符を用いるのか否や」と責めたといいます。家僕として仕えていたのに主人に反逆したこと、白符を使ったことが理由にあげられています。この白符とは、経清が衣川関を出て諸郡に使いを放って、官物を徴収した際に用いた文書のことでありまして、その時に赤符を用いるなと命じたことに関わっています。白符は経清が私に徴収するために使った徴符であり、国符で朱の国印が押されている赤符に対し、白符にはそれがないので白符といったのです。符とは上から下に伝達する文書ですが、この白符は後の下文に相当するものであり、ここに朝廷とは違った別の支配が行われていたことがわかります。

鳥海柵は奥六郡の支配の拠点であり、安倍氏は「奥六郡の司」として、鎮守府将軍の支配下には属する ものの、独立性を帯びており、やがて将軍の支配とは別の支配を行なうような存在だったのです。

ii 平泉館(柳之御所跡)

藤原清衡はその奥六郡を伝領し、江刺郡の豊田館から岩井郡平泉に宿館を移すとともに、陸奥・出羽両国の一万余の村に仏聖灯油田を設けたといいます。奥六郡を出たのは、陸奥・出羽両国に広げていったことを物語るものです。その時期に、平泉館と称されていたのかはやや疑問であり、平泉盾と称されていたのかもしれません。しかしやがて平泉館と称されるようになったのでしょう。

頼朝が奥州に攻め入り、平泉に到着した時の状況は、『吾妻鏡』 文治五年(一一八九)八月二十二日条 にこう記されています。

泰衡の平泉館に着御す。主は已に逐電し、家は又化烟す。数町の縁辺、寂莫として人無し。 累跡の郭内、弥よ滅して地有り。只颯颯秋風、入幕の響を送ると雖も、粛粛夜雨、窓を打つ の声を聞かず。但し坤角に当りて一宇の倉廩有り。余焔の難を遁る。

頼朝が入ったところ、平泉館には泰衡により火がつけられていて、戦いの場とはならなかったのです。また倉が残されていて、そこには「沈紫檀以下の唐木厨子」が数脚あって、「牛玉・犀角・象牙笛・水牛角」などの宝物が納められていたので、頼朝はそれを御家人たちに分配しました。つまり平泉館は防御の拠点というより、陸奥・出羽支配の政治的拠点として築かれたものであったことがわかります。

その平泉館の位置については、「金色堂の正方に無量光院の北に並べて、宿館(号平泉館)を構へ」と 見えるように、中尊寺の金色堂の正面方向にあったといいます。清衡が平泉に入った時にはまだ中尊寺に 金色堂は建てられていなかったわけですから、平泉の盾(館)から拝む正面方向に金色堂が建てられたの でしょう。

ではこの平泉の館の主はどのように見られていたのでしょうか。参考になるのは、源頼朝が東国一帯の支配権を朝廷から認められ、続いて陸奥守秀衡入道に貢馬や貢金を鎌倉に送って、そこから京都に送るように伝えた際、「御館は奥六郡の主、予は東海道惣官なり」と述べている点です。宛名も「奥御館」としていました(『吾妻鏡』文治二年四月二十四日条)。

頼朝は秀衡の存在を奥六郡に限定しているのでこう表現したのでしょうが、『吾妻鏡』文治五年九月十四日条には、「奥州羽州両国の省帳田文已下文書」が平泉館の炎上の時に焼失したと見え、陸奥出羽の支配を行なうために田文(大田文)を所持していたことからしますと、頼朝の表現を借りるならば、陸奥出羽惣官ともいうべき存在であったことになりましょう。村印が出土しているのも、朝廷からその支配が公的に認められていたことがうかがえます。

iii 鎌倉御所 (大倉館)

源頼朝は伊豆で挙兵したのち、石橋山で敗れ、房総半島に逃れてそこから再起を期し、各地の武士団に 味方につくように誘いました。次の記事は『吾妻鏡』治承四年九月九日条に載る、安達盛長を派遣して千 葉常胤を誘った際のものである。

常胤云く、心中領状更に異儀無し。源家中絶の跡を興こせし給ふの条、感涙眼を遮り 言語の覃ぶ所に非ざる也者。その後、盃酒有るの次で、当時の御居所は指したる要害 の地に非ず、又御曩跡に非ず。速に相模国鎌倉に出でしめ給ふべし。常胤門客等を相 率ひ、御迎の為可参向すべきの由申す。

常胤は、味方につくことを了承するとともに、頼朝に対して今の在所は要害の地でもなく、先祖縁りの地でもないので、鎌倉に赴くように勧めたのでした。鎌倉は三方を山に囲まれた要害の地であり、頼義・義家・義朝らの縁りの地だったのです。なかでも義朝は東海道を場として活動していた時には、鎌倉に「亀谷盾」を構えていたのです。

こうして一旦、頼朝は鎌倉に入った後、富士川の合戦や佐竹討伐を経て、治承四年(一一八〇)十二月 十二日に鎌倉の大倉の御所に入りました。寝殿に入り、侍所(十八ヶ間)に御家人が二行対座したのです が、その数は三百十一人に及び、御家人たちも同じく鎌倉に宿館を構えたといいます。

続いて寿永二年十月の宣旨によって頼朝は東国一帯の支配権を朝廷から獲得しましたが、それに沿って「東海道惣官」と称したのです。それはまさに頼朝が東国一帯を支配する立場の自己表現でありました。その直接の前提には治承五年正月十六日に平氏によって置かれた畿内近国の惣官があります。

これは「諸国の勇士、併しながら謀叛の心有り。仍て先ず五畿内及び近江・伊賀・伊勢・丹波等国に武士を補せらるべし。以て遠国の凶徒を禦がん」ということから、「総じて管領の司を置かるべし」「前大将平朝臣を以て、可為五畿内及伊賀・伊勢・近江・丹波等総官たるべし」という宣旨が下され、平宗盛がその惣官に任じられたのでした。したがってそれをさらに遡れば、秀衡の支配者としての地位は陸奥・出羽惣官であったというべきでしょう。

源頼朝が鎌倉幕府を形成するにあたって用いたのが下文です。『吾妻鏡』治承四年八月十九日条にはこう見えます。

兼隆の親戚史大夫知親、当国蒲屋御厨に在りて日ごろ非法を張行し土民を悩乱せしむの間、その儀を停止すべきの趣、武衛下知を加えしめ給。邦通奉行をなす。是れ関東の事施行の始め也。その状に云く、

下す 蒲屋御厨住民等の所

早く史大夫知親の奉行を停止すべき事

右、東国に至りては、諸国一同庄公、皆御沙汰たるべきの旨、親王宣旨の状明鏡也者。住民等その 旨を存じ安堵すべき者也。仍仰する所(件の如し)。故に以て下す。

治承四年八月十九日

これはまさに安倍氏が用いた白符にほかなりません。頼義により憎まれた白符を使って、その子孫であ

る頼朝は東国一帯の支配権を行使するようになったのです。

二 平泉文化の形成と文化財

では柳之御所以外の平泉の文化財はどのように形成されたのでしょうか。そのことを知るための基本史料が、頼朝が平泉に進駐した時の状況を記した『吾妻鏡』文治五年九月十七日条の記事です。これをしっかり読む必要があります。

清衡已下三代の造立せる堂舎の事。源忠已講・心蓮大法師等注し献ず。親能・朝宗これを覧ず。二品忽ちご信心を催す。仍て寺領悉く以て寄附せらる。御祈祷に募らしむべしと云々。則ち一紙の壁書を下され、円隆寺南大門に押すべしと云々。衆徒等これを拝見し、各の止住の志を全ふすと云々。其状に曰く、

平泉内寺領においては、先例に任せ寄附する所也。堂塔縦へ荒廃の地たりと雖も、仏性灯油の勤め にいたりては、地頭等その妨を致すべからざる者也者り。

寺塔已下注文に曰く (衆徒これを注し申す)、

このように毛越寺の源忠已講、中尊寺の心蓮大法師等が寺領の安堵を頼朝に願ったところ、寺塔の注文を提出するように命じられたので、それを提出したところ、寺領などが寄附され、御祈祷を行うように命じられたといいます。そのことを記した壁書が毛越寺の円隆寺南大門に押されたのでした。その注文は、「関山中尊寺事」「毛越寺事」「無量光院(号新御堂)事」「鎮守事」「年中恒例法会事」「両寺一年中間答講事」「館事(秀衡)」「高屋事」の八か条からなりますが、そこから何が指摘できるでしょうか。

i 藤原氏の四段階

そこからは奥州藤原氏の段階的発展がまずはうかがえます。それは次の四段階からなります。第一は清 衡が平泉に入る前段階です。この時期に平泉・衣川圏の支配はどのようなものであったのか。文献史料は 少ないので、多くは発掘がたよりになりますが、東稲山や白鳥盾・衣関・衣川廃寺・達谷窟などのあり方 を考えてゆく必要がありましょう。奥六郡の境界領域として、安倍氏の故地として、しだいに藤原氏が勢 力を広げていったのですが、旧勢力も存在したことでしょう。

第二は、清衡が平泉に入り、中尊寺を背景にして陸奥・出羽へと支配を展開していった時期です。摂関家に馬を貢ぎ、所領を寄進し、中尊寺の千僧供のために平泉保を立て、白河関から外が浜に至る奥大道を整備し、中尊寺の鎮守として日吉・白山社を勧請していったのですが、それがどう進められていったのは考察する必要があります。

清衡は死を期して、金色堂を建て、そこで死を迎え、墓所となしたのですが、ここに残されている遺物から平泉文化の性格をもっと明らかにしなければなりません。東方・北方の文化と西方・南方の文化の融合した文化としての特色がうかがえるはずです。金や螺鈿・柴檀・ミイラの棺などなど、調査はさらに進めてゆく必要がありましょう。

第三は、基衡が京との結びつきを図って毛越寺を建てましたが、それは金堂の円隆寺や続く嘉勝寺が京の御願寺である四円寺の円の字や六勝寺の勝の字を継承していることから明らかなように御願寺となってゆきました。その鎮守には惣社と北野社を勧請したことからうかがえるように、奥州世界から東国へと支配が広げられてゆき、また観音信仰によって一門の結びつきを求めていったのです。この時期には柳之御所遺跡からの出土品が少ないことが報告されていますが、毛越寺に隣接する観自在王院(号阿弥陀堂)は「基衡妻(宗任女)建立」と記されていますので、ここにはもともと基衡の館があって、その跡に後家の宗任女が建立した可能性が高いのです。ここでは庭園や伽藍のありかたがよくうかがえますが、浄土庭園とし

てひとくくりにしてよいものか、改めて考えてゆく必要があります。

第四は、秀衡が鎮守府将軍となって平泉館や衣川館を設け、平泉館に隣接して無量光院を建立したのですが、それは「堂内四壁扉に観経の大意を図絵す。加之、秀衡自ら図絵狩猟の体を図絵す。本仏は阿弥陀丈六也。三重の宝塔、院内の荘厳悉く以て所模宇治平等院に模する所也」とあって、まさに浄土信仰に基づいていました。しかし平等院に模したとはいえ、平等院が建立されて一世紀も経っていますから、変化を重視しなければなりません。狩猟の体を堂内に描いているように、武士の罪業観が認められる点は重要です。武士としての方向性が顕著となっているのがわかります。さらに子の泰衡の後見には熊野別当がおり、鎮守に新熊野社が見えるように熊野信仰が入ってきたことも重要です。

ii 衆徒たちの平泉

寺塔注文の作成者が平泉の衆徒であったこと、そして安堵されたのが衆徒であったことを考えると、衆 徒の立場から平泉を捉えなおす必要があります。

まず中尊寺ですが、「又寺院中央有多宝寺。安置釈迦多宝像於左右。其中間開関路。為旅人往還之道。次釈迦堂安一百余体金容。即釈迦像也。次両界堂両部諸尊。皆為木像。皆金色也」とあるのが注目されます。多宝寺については清衡が造営したとは記されていないのです。中尊寺の前身寺院は多宝寺であった可能性が高いようです。それはおそらく釈迦堂と両界堂を付属する寺院であって、そこに清衡が入ってゆき、大長寿院と金色堂などを造営して保護を加え、経済的にも経蔵の維持のために骨寺村を寄進したものと考えられます。

奥州には早くから天台系を中心とする信仰が広まっていました。平泉の南には毘沙門を祀る達谷窟こと 西光寺があり、北の衣川には長者ヶ原廃寺、さらに北にゆくと国見山廃寺などの巨大寺院、そして様々な 仏像のある二戸市の天台寺などもありました。このような信仰の基盤があるなかで、多宝寺のある平泉に 清衡は進出していったのです。

中尊寺とは違って毛越寺は金堂の円隆寺を基衡が建立したと記されており、「嘉勝寺(未終功之以前。 基衡入滅。仍秀衡造之畢)」とあって、嘉勝寺も基衡が建て始め、秀衡が完成させたとあります。これは 広く地域支配を広げてゆき、御願寺として成したのですが、源忠已講が毛越寺の僧として見えることから、 天台の僧らが経営するところとなっていったものと考えられます。中尊寺の僧とともに、注文に見える「年 中恒例法会事」「両寺一年中問答講事」を担うようになったのです。

無量光院は秀衡の建立とあり、また「秀衡自図絵狩猟之体。本仏者阿弥陀丈六也。三重宝塔。院内荘厳。 悉以所模字治平等院也」とあるので、奥州藤原氏の私的な一門の寺としての性格が濃いのですが、注文に ともに記されていますように、中尊寺や毛越寺の僧が供僧となって進出していったのでしょう。さらに「館 事(秀衡)」「高屋事」が注文に見えるのは衆徒がそこに招かれ修法や祈祷を行なっていたことを物語って います。

三 文化の継承と保護---頼朝侵攻以後

頼朝の侵攻以後に平泉はどうなったのでしょうか。平泉は基本的には平泉の衆徒(大衆)に安堵されたことがわかります。「清衡已下三代造立堂舎」を注進した源忠已講や心蓮大法師等の平泉の大衆たちに安堵されたものと見てよいでしょう。承元四年(一二一〇)五月二十五日には「陸奥国平泉保の伽藍等興隆の事」について、「寺塔追年破壊、供物灯明以下事已断絶」の事態を「寺僧」が幕府に訴えた結果、「懈緩の儀有るべからず」という命令が「寺領の地頭」と伝えられています。

幕府は、平泉郡を建郡し葛西三郎清重に郡内検非違所使の管領を命じて対処したことが、『吾妻鏡』文

治五年(一一八九)九月二十四日条に見え、さらに建久六年(一一九五)九月三日には「陸奥国平泉寺塔、殊に修理を加ふべきの由、葛西兵衛尉清重并に伊沢左近将監家景等に仰せらる。是れ破壊に及ぶの由、言上せしむる故也」とあって、平泉内の寺塔の修理を清重と伊沢家景らに命じています。建暦三年(一二一三)四月四日には「陸奥平泉の寺塔破壊の事、可励修復儀を励むべきの旨、今日相州の奉書を以って、彼の郡内の地頭等に仰せらる」と、修理が郡内の地頭らに命じられており、幕府から厚い保護が加えられていたことがわかります。

しかし嘉禄二年(一二二六)十一月八日には「陸奥国平泉円隆寺(号毛越寺)焼亡」とあって、平泉の 円隆寺が焼亡し、貞永元年(一二三二)十一月二十三日には「陸奥国平泉保吉祥寺焼亡」と相次ぐ火事に より平泉の堂舎が焼けていますが、その修造記事はなく、幕府の厚い保護もしだいに失われていったので しょう。その結果、文永元年(一二六四)十月二十五日の関東下知状によれば、中尊寺と毛越寺との間で、 破壊した堂塔の修理に関する争いがおきています。そして嘉暦二年(一三二七)三月に「中尊寺の衆徒」 は堂舎の修理することを訴え、「寺役以下堂社破壊註文」を添え、次のように破壊の事実を記しています。

堂社未作并顛倒次第見註文、就中、本堂仏像并惣門·塔婆以下、雖可為寺家御経営、

一向為新造可為大営之間、帯御拳状令言上公方事、鎮守白山宮并本堂〈号大尺迦堂〉 未作之段、尤可被経御沙汰之上、金色堂者、本朝無双之名堂也、而内陣板敷仏壇朽落 而付于地、弥陀・観音・地蔵・四天等顛倒而動座、不被宛目次第也、於今者如無、当 寺衆徒愁訴、併在此一事、争可及猶予御沙汰哉、

こうして荒廃に対処するなか、やがて鎌倉幕府が倒壊し、平泉は建武政権を迎えます。建武元年 (一三三三) に中尊寺大衆は朝廷に金堂以下の造立を願った訴状に「一巻当寺供養願文案〈朝隆卿清書〉」を副えています。ここで『中尊寺供養願文』に注目したいところです。本願文は作られた当初のものがなく、残されているのは後世に筆写されたものです。先の嘉暦二年の中尊寺衆徒の訴状に添えられたのは「一巻 寺役以下堂社破壊註文」であって、供養願文は添えられていません。また『吾妻鏡』に載る平泉の寺塔注文と『中尊寺供養願文』の内容はほとんど一致を見ていません。

これまでこの願文は藤原清衡が中尊寺を鎮護国家の伽藍として造った際に作成されたものと見られてきており、それは次のように始まっています。

その善根の旨趣は、偏へに鎮護国家のおんため也。所以は何ぞ。弟子は東夷の遠酋也。

生まれて聖代の征戦無く、長く明時の仁恩多きに属す。

そのなかで清衡は自らを「東夷の遠酋」と記し、後続の文章でも「俘囚の上頭」とへりくだった表現を しています。確かに当時、朝廷からはそう認識され、後世にもそう認識されていたことでしょうが、果た して清衡がこう自己認識していたのかは疑問です。『中尊寺供養願文』は、中尊寺の衆徒が中尊寺の復興 を願って記したものと見るべきでしょう。平泉のこれまでの歴史をふりかえり、中尊寺の創建の趣旨はこ ういうものであった、としたためたのが『中尊寺供養願文』であったということです。

したがってこの願文は清衡が自ら関わったものとは認められませんが、しかし平泉文化をよく物語るものであったわけで、これがあったが故に平泉世界の精神性が理解できるようになったのです。

おわりに―平泉文化の特質

平泉の政治・文化の特色をまとめるならば、次のようになるでしょう。第一に地域権力・地域分権の黎明という点があげられます。十一世紀に安倍氏の鳥海柵・楯を中心とした奥六郡の支配の原型が生まれ、十二世紀に藤原氏の平泉館を中心とした陸奥・出羽の支配が行なわれて公的に認められたのでした。

これはさらに十三世紀になって鎌倉の幕府御所を中心とした東国の支配へと発展していったのであり、

こうした地域分権の伝統は、後世の南部藩や岩手県の地域的独自性へとつながっていると評価されましょう。

第二は東方・北方の文化と西方・南方の文化の融合した文化としての特色がうかがえる点です。十二世紀の文化が凝縮して今に残されているのは平泉だけですから、十二世紀の東アジア世界の文化を代表するものとして把握できましょう。

第三には、京文化を受け入れ、京では文化が新たに展開してゆくなかで、その遺産を後世に伝える役割を担ったことがあげられます。京文化を直接に模していたことは、吉祥堂の本仏が洛陽補陀洛寺の本尊である観音を模したものであり、無量光院の本仏の阿弥陀丈六や院内の荘厳などがすべて宇治の平等院を模し、平泉にある鎮守社がすべて洛陽の本社に模していたとあったことからわかります。

第四は鎌倉の武家文化や根拠地形成に大きな影響を与えたことです。鎌倉に武家の寺として建立された 永福寺は、中尊寺の大長寿院や毛越寺の系譜を引く寺院であり、鎌倉の本拠地形成にも平泉の地の在り方 が前提になったのです。

第五には、衆徒たちにより文化が担われ、文化遺産が保護・継承されていった点です。中尊寺・毛越寺 大衆による保護・維持によって平泉文化の継承されてゆき、後世への展開を促しました。

平泉の文化は今、東日本大震災の悲惨な状況に対して、それが世界遺産に登録されたことによって、復興の新たな象徴という面も加わりました。さらに惜しくも登録から漏れた文化財のみならず、周辺の文化財をネットワークで結び、これからいっそう新たな価値付けと保護・調査・活用をすることに期待したいと思います。

平泉とその周辺地域の河成地形形成についての自然地理学的研究 II 一衣川沿岸の河岸段丘地形と旧河道群および白鳥舘遺跡西方低地の堆積層—

松本秀明・熊谷真樹

はじめに

河岸段丘地形は、流域の土砂生産量と河川掃流力との相対的優劣により生じる河床高度の変化の結果形成される。流域の土砂生産量は降雨量や降雨強度の変化、およびそれらによる流域斜面の崩壊や土石流発生頻度により増減する。例えば、低気圧や前線による豪雨が長期間続き地盤が緩むと、河谷斜面の大規模崩落や支谷で発生した土石流が本流に流れ込むことにより、河川への土砂流入量が増大する。その現象が急激あるいは突発的に発生した場合には本流を一時的に堰き止める自然の土砂ダムが多数形成される。そしてそれらはさらに続く豪雨により連鎖的に決壊し中・下流に河水とともに多量の土砂を供給する。そのような事象が高い頻度で発生する時期には、河谷に多量の土砂が供給され、河床は急速に上昇する。逆に、降水量や降雨強度が減少し斜面崩壊や土石流の発生頻度が低下した時期には流域の土砂生産量が減少し、相対的に河川掃流力が優勢となり、河川は河床を侵食し、河床高度が低下する。前者では堆積段丘が形成され、後者では侵食段丘が形成される。上に示した様に河岸段丘は過去の気候変化の様相を記録している地形でもある。

これまで平泉周辺の河岸段丘については野中(2005)、野中・松本(2006)、松本・熊谷(2011)が平泉 ~一関にかけて広がる北上川の氾濫原低地に分布する完新世河岸段丘の形成時期を、各段丘面上に残された旧河道の放棄年代を根拠に求めた。すなわち、北上川河岸に発達する完新世の河岸段丘地形は、8,800~7,500年前の河床低下の過程で衣川面が形成され、その後の河床の上昇により約5,000年前に平泉0面が、その後の河床面高度の下降・上昇を経て2,600~2,000年前には平泉I面が形成され、そしてその後河床高度の低下により約2,000年前以降に平泉I面が形成されたことが求められている。

本研究は、北上川の支流である衣川沿岸の河岸段丘地形と奥州市前沢区の北上川右岸に位置する白鳥舘 遺跡西方の河岸段丘状地形を対象に、完新世の河岸段丘の形成過程を空中写真判読、堆積物の観察と試料 の放射性炭素年代測定を行い、過去数千年間の土砂環境の復元を試みようとするものである。

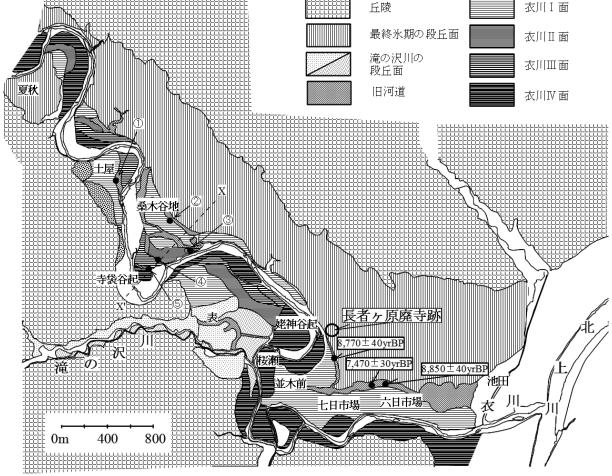
1. 衣川沿岸の完新世河岸段丘地形

衣川は奥羽山脈高檜能山北東斜面を源流に、南股川、滝の沢河、戸河内川を合流させ北上川に右岸から合流する河川である。幹線流路延長は約30km、流域面積は170kmである。衣川沿岸には最終氷期最盛期前後に形成された広い段丘面と、その後の時代の河床の上下変動の過程で形成された4段の完新世河岸段丘面が明瞭に分布している。後者について、松本・熊谷(2011)は上位から衣川面、衣川Ⅲ面、衣川Ⅲ面および衣川Ⅳ面に分類した。衣川面上には衣川北岸遺跡群が分布するが、その面の形成時期は段丘面上に刻まれた旧河道埋積堆積物の放射性炭素年代測定結果から、8,800~7,500年前であることを明らかにしている。

本研究では段丘面区分の範囲を上流側に拡大し、南股川合流点付近から北上川合流点までの衣川沿岸について、空中写真判読、段丘面高度をもとに、完新世に形成された河岸段丘を4段に区分した。さらに、各段丘面形成時代の河床縦断曲線図を作成し、段丘面高度の連続性を確認しながら完新世の河岸段丘区分図を作成した。その結果、完新世に形成された段丘面は、松本・熊谷(2011)が予察的に示した様に、衣

川 Ⅰ 面、衣川 Ⅱ 面、衣川 Ⅲ 面、および衣川 Ⅳ 面に区分された(図1)。

丘陵 衣川 I 面 最終氷期の段丘面 滝の沢川の



衣川流域の河岸段丘区分図

① \sim ⑤:ボーリング調査および年代測定試料採取地点 $\mathbf{X}-\mathbf{X}$:図4の断面位置

(1) 衣川 I 面

衣川 I 面(松本・熊谷、2011の衣川面を本研究で改称)は、夏秋付近(海抜51m)、土屋付近(43m)、 桑木谷地付近(42m)、並木前付近(30.5m)、七日市場(27.4m)、六日市場(23.3m)に連続的に分布し、 河床勾配は3.7/1000である(図2)。勾配は並木前から下流側で大きくなり(6.2/1000)、やがて北上川氾 濫原で地表面下に没する。

(2) 衣川Ⅱ面、衣川Ⅲ面、衣川Ⅳ面

衣川Ⅱ面は夏秋~土屋付近の左岸(48m)、寺袋付近(37.5m)、寺袋付近東方の右岸(35m)にその連 続が確認されるが、姥神谷起より下流には追跡できなくなる。河床勾配は3.8/1000である。姥神谷起付近 の衣川Ⅱ面上には多くの流路跡が見られ、衣川Ⅱ面に相当する高度に河床が長くとどまっていた時期があ る可能性を示している。

衣川Ⅲ面は夏秋付近(43.5m)、土屋付近(40m)、桑木谷地付近(36m)、姥神谷起西方(35m)に連続するが、 それより下流には追跡できなくなる。河床勾配は3.0/1000である。

衣川IV面は衣川に沿う最も低位の段丘面状の地形面である。夏秋付近(42m)、土屋西方(38.3m)、寺 袋谷起付近(32.4m)、姥神谷起付近(28.1m)、桜瀬付近(25.4m)、七日市場、六日市場の衣川河岸(そ れぞれ23.5、22.3m) に見られ、調査地域の上流から下流へ連続的に分布する。

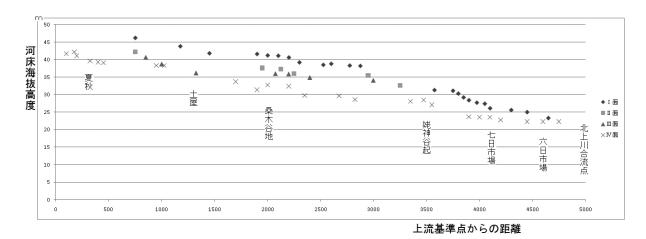


図2 衣川流域の河岸段丘 河床高度縦断図

2. 衣川の完新世段丘面上におけるボーリング調査

本研究では土屋付近で1地点、桑木谷地・寺袋谷起付近の衣川曲流部(以後、寺袋曲流部と称する)で4地点、あわせて5地点で簡易ボーリング調査および試料採取を行った(図1中の①~⑤)。衣川区土屋のボーリング調査は衣川Ⅲ面上に残る旧河道上において実施し、桑木谷地・寺袋谷起曲流部においては衣川 I 面、Ⅱ面、Ⅲ面およびIV面上でボーリング調査を実施した。いずれも堆積物の放射性炭素年代測定により、各段丘面形成時期についての年代観を得ることを目的とした^{注)}。各ボーリング調査では堆積層の観察および年代測定用試料の採取を行った。

(1) 土屋付近 (図1の地点①)

この地域の衣川Ⅲ面は、西側に広がる衣川 I 面と3m程の段丘崖で隔てられており、段丘崖下には衣川 Ⅲ面上に残された旧河道が確認される。衣川 I 面の段丘崖には風化した礫層が確認された。簡易土質サンプラーを用いて段丘崖下から衣川河道に向かう測線上の4ヶ所を調査し、旧河道埋積堆積物が最も厚い地点において堆積物の観察と年代測定用試料の採取を行った(図3)。深度260cmから採取した有機質粘土について年代測定を行った結果、1,840±20yrBP(IAAA-111406)の年代値を得た。

- (2) 寺袋曲流部付近(桑木谷地、寺袋、寺袋谷起)
- 1)桑木谷地付近の衣川 I 面上(図1の地点②):桑木谷地付近の衣川 I 面は、上位の最終氷期の段丘面と1.5m程の段丘崖をもって隔てられており、簡易ボーリング調査は段丘崖下から現河道の方向へ引いた測線に沿って12ヶ所で行った。段丘崖から南へ26.4mの地点において地表から2mまでボーリング調査を行い、深度199cmで有機質堆積物を採取し、放射性炭素年代測定行った結果、2,400±20yrBP(IAAA-111407)の年代値が得られた(図3、地点②)。また、年代測定を行った有機質堆積物の直下には1mm程の風化殻をもった礫が確認されており、それは氷期の段丘を構成する礫層と判断された。したがって衣川 I 面は松本・熊谷(2011)が示したように、上位の最終氷期の段丘面および段丘構成層を侵食して形成された侵食段丘と考えられる。また、衣川 I 面は8,770年前には既に存在していたことが分かっているため、地点②で採取した有機質堆積物は衣川 I 面形成後しばらく時期を経た後の堆積物であると考えられる。
- 2) 寺袋付近の衣川 II 面上(図1の地点③): 衣川 II 面は、上位の衣川 II 面との間に2m程の段丘崖を持つ。段丘崖から南方向に30m程の範囲で7ヶ所簡易ボーリング調査を行い、最大深度1m程の旧河道地形を検出した。深度95cmから採取した有機質堆積物の放射性炭素年代測定の結果は1,420±

20yrBP(IAAA-111408)であった(図3、地点③)。

3)寺袋付近の衣川Ⅲ面上(図1の地点④): 寺袋付近の衣川Ⅲ面は、衣川Ⅱ面と1.5m程の段丘崖をもって隔てられており、段丘崖下から南へ測線を設け、段丘崖を起点に11m程の範囲で6本の簡易ボーリング調査を行った。段丘崖から南に3.15m離れた地点において、深度260cmから採取した有機質堆積物について放射性炭素年代測定を行った結果、4,120±20yrBP(IAAA-111409)の年代値が得られた(図3、地点④)。4)寺袋谷起付近の衣川Ⅳ面上(図1の地点⑤): 寺袋谷起付近の衣川Ⅳ面と衣川Ⅲ面との間には2m程の段丘崖がある。段丘崖下から南へ測線を設け、22m程の範囲の中で7ヶ所簡易ボーリング調査を行った。段丘崖下から現河道側に19.5m離れた地点で堆積物の観察および試料採取を行い、深度130cmから採取した有機質堆積物について放射性炭素年代測定を行った結果、3,890±20yrBP(IAAA-111410)の年代値を得た(図3、地点⑤)。

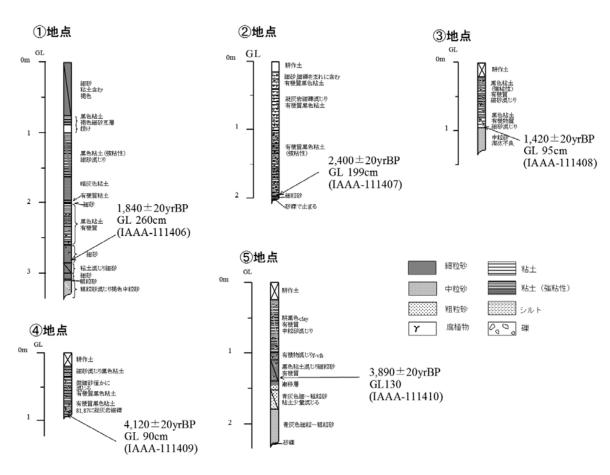


図3 ボーリング柱状図および堆積物の放射性炭素年代

3. 衣川の河床高度変化

衣川に沿う完新世河岸段丘地形の形態および堆積物の放射性炭素年代測定結果をもとに、現段階での考察結果を以下に示す。衣川 I 面は、上位の最終氷期に形成された段丘面およびその構成層を侵食して形成されていることから侵食段丘であり、最終氷期の段丘面形成後、河床の低下に伴って形成されたと考えられる。衣川 I 面は少なくとも8,770年前頃には既に形成されていたので、この期間はゆるやかながら河川の侵食作用が優勢であった。寺袋曲流部で得られた堆積物の年代値を、衣川を横断する断面上で示すと図4のように示される。衣川 IV 面上からボーリングして得られた年代と、衣川 III 面上からボーリングして得

られた年代は近い値を示し、衣川 II 面上の年代はさらに新しい値を示した。地表で確認される河岸段丘は通常、高位の段丘ほど形成年代が古いので、これらの年代値を段丘面の形成時期とするには大きな矛盾が生じる。今回採取した有機質堆積物の一部は段丘構成層として堆積したものではなく、完新世に衣川の河床が大きく上昇した際の河谷埋積途上に堆積した有機質堆積物と判断した。その考え方に立てば、衣川 II 面は堆積段丘である可能性が高く、また衣川 II 面形成後、衣川 II 面を侵食して衣川 II 面、衣川 IV 面が形成されたものと解釈される。

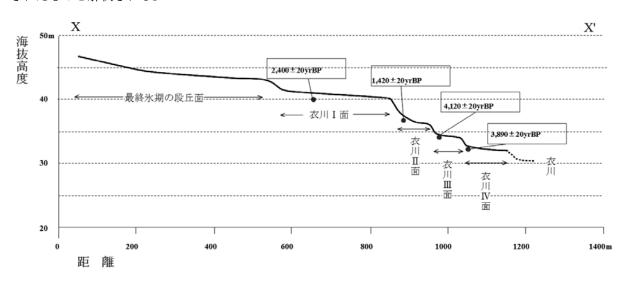


図4 寺袋曲流部で採取された堆積物の放射性炭素年代 断面位置は図1参照

寺袋曲流部における河床高度変化は次のように示される(図5参照)。衣川は海抜43m~46mの最終氷期の段丘面を侵食し、42.5~40mの衣川I面を形成し(図5 - a)、その後大きく河床は低下した後、海抜約38mまで河床が上昇し、堆積段丘としての衣川Ⅲ面が形成された。衣川Ⅲ面上には1,400年前頃に放棄された旧河道が存在していることと、土屋付近の衣川Ⅲ面上に1,840年前頃放棄された旧河道が存在していることと、土屋付近の衣川Ⅲ面上に1,840年前頃放棄された旧河道が存在していることから、衣川Ⅲ面の形成年代は少なくとも1,840年前以前となる(図5 - b)。その後海抜約36mの衣川Ⅲ面、約31m~約34mの衣川Ⅳ面、現河床へと河床の低下が続いたと考えられる(図5 - c、d、e)。完新世Ⅲ面については、衣川区土屋の旧河道が1,840年前頃に放棄されたことが分かっているので、完新世Ⅲ面は1,840年前頃には既に形成されていたものと考えられる。

以上から、衣川沿岸の河岸段丘地形の形成過程は次の様にまとめられる。①衣川は最終氷期に形成した 段丘面を侵食しながら9,000~8,000年前に侵食段丘として衣川 I 面を形成した。②その後、河床は一時的 に大きく低下した後、衣川 II 面の高度まで土砂を堆積させた。③さらにその後、衣川 II 面を侵食しつつ衣 川 III 面および IV 面が形成されたと考えられる。しかしこれらの結果を裏付ける根拠は未だ不十分であり、 衣川 II ~ IV 面の形成年代については今後も検討が必要である。

4. 白鳥舘遺跡西方の地形面について

白鳥舘遺跡西方の地形面については松本・熊谷(2011)が川湊の存在を検証するために簡易ボーリング調査および放射性炭素年代測定を実施した。ボーリング調査は、旧河道状地形の南東端付近に南西 - 北東方向のA - A 測線(図 6)を設けて行われた(図 7)。掘削作業は基盤岩あるいは基盤岩風化層に到達

a.

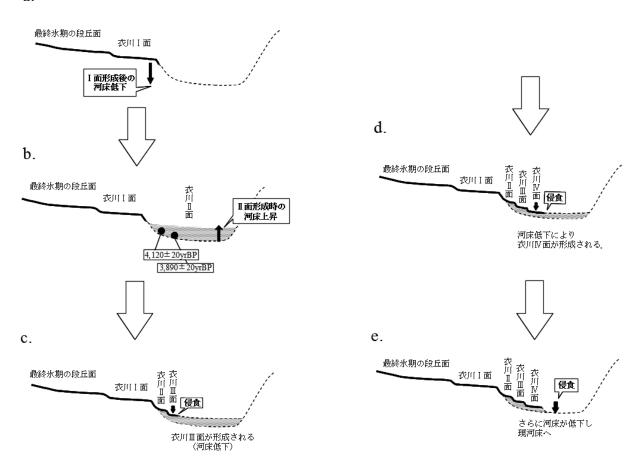


図5 寺袋付近の河床高度変化模式図

する深度まで続けられ、測線の南西から北東に向かって、しだいに基盤岩あるいは同風化層の高度は低下し、A地点を起点に30m地点前後では地表面下1.5m付近に基盤岩風化層と考えられる白色粘土層が認められた。基盤岩および基盤岩風化層の上位には、密度の高い有機質褐色粘土層が地表付近まで堆積しており、ここには河床堆積物に相当する砂質堆積物は見いだされなかった。A地点から水平距離25m地点には、地表から $1\sim 1.3$ mに腐植物を多量に混入する粘土層が確認され、同層下底から採取した腐植混じり粘土層について放射性炭素年代測定を行った結果、 5.300 ± 30 yrBP(IAAA-100935)の年代値が得られた。白鳥舘遺跡西側に広がる地形面は約5.300年前以前に形成された侵食性の平坦面であり、その上を $1\sim 1.5$ mの厚さで洪水堆積物が覆う地形であると考えられた(松本・熊谷、2011)。

本研究では、図6のB-B'測線において簡易ボーリング調査を実施した。ボーリングは基盤の風化層と見られるコンパクトな緑灰色〜白色粘土層に達するまで掘削を続けた。断面図の西側では基盤風化層に達するまでの深度が0.5~1.0mであり、東側でしだいに深度が増して3mに達する。東側の基盤風化層の上位には有機物を含む黒褐色粘土、灰色粘土が堆積しており、旧河道の河床堆積物に相当する粗粒堆積物は認められなかった。最東端のボーリングにおいて、基盤風化層直上から採取した有機質粘土の放射性炭素

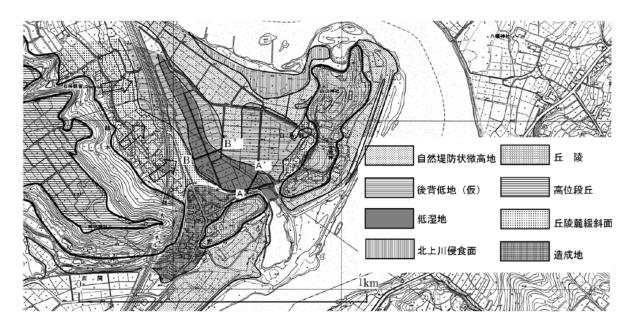


図6 白鳥舘西方の地形面分類図

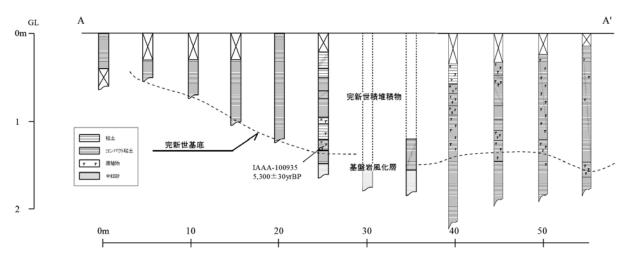


図7 白鳥舘西方の地形面における堆積層断面図 (A-A')

松本・熊谷(2011)を修正

年代は4.760±30vrBP (IAAA-111432) であった (図8)。

松本・熊谷(2011) および本研究のいずれの調査においても、白鳥舘遺跡西方の地形面は風化基盤岩上に約5,000年前以降の洪水堆積物が堆積することにより形成されたことが求められた。また、同地形面上には川湊の立地が可能と考えられる明瞭な旧河道等の地形の存在は確認できなかった。

まとめと今後の課題

本研究では完新世の衣川河床高度変動を求めるために、衣川沿岸に分布する完新世河岸段丘地形の区分および堆積物の放射性炭素年代測定を行った。その結果、衣川 I 面、II 面、II 面は近まな IV 面の完新世河岸段丘地形が確認され、衣川 I 面は最終氷期に形成された段丘面を侵食し、9,000~8,000年前に形成されたこと、その後、河床は一時的に大きく低下したのち衣川 II 面の高度まで河床が上昇したこと、そして、衣

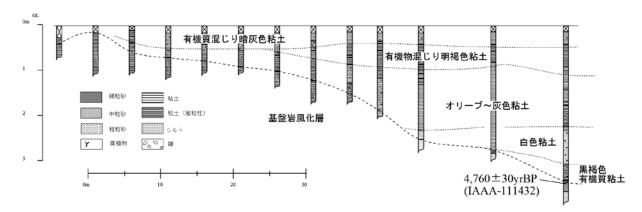


図8 白鳥舘西方の地形面における堆積物断面図 (B-B')

川 Ⅱ 面を侵食しつつ衣川 Ⅲ 面および IV 面が形成されたことが想定された。本研究では衣川 Ⅱ 面形成にかかる河床上昇の原因、およびその後の河床低下の過程についての詳細は明らかではなく、今後は橋梁、河川付け替え工事等の既存の機械ボーリング調査資料の収集を行い、各段丘構成層の全体像を把握し、議論を深める必要がある。

また、白鳥舘遺跡西方に広がる地形面における簡易ボーリング調査および堆積物の放射性炭素年代測定を行った結果、川湊の立地の可能性を示す過去の河道跡は検出されなかったが、同地形面を構成する堆積物については、さらに面的な分布を確認することが必要である。

註:その目的は本研究では十分達成されていない。

謝辞

本稿は平泉文化共同研究(平成22年度)における研究成果をまとめたものである。衣川河岸段丘地形の調査においては寺袋地区の地元の方々には調査を快く許可して頂きました。また、白鳥舘遺跡西方の地形面調査にあたっては、奥州市文化財課の及川真紀氏には多大なご配慮を頂きました。深く感謝申し上げます。なお、本研究の放射性炭素年代測定の一部は、文部科学省科学研究費補助金(基盤C:研究代表者 松本秀明)を追加使用した。

文 献

野中奈津子 (2005): 柳之御所付近の沖積低地の河川氾濫と河道痕跡の検出 - 地形学の手法を用いて - . 平泉文化研究年報、第5号、37-44頁

野中奈津子・松本秀明 (2006):北上川中流部、一関・平泉付近の2段の氾濫原上に残された旧河道群の河道放棄年代と地形面の形成時期. 2006年日本地理学会秋季学術大会 発表要旨集. No.70、102頁

松本秀明・熊谷真樹 (2011): 平泉とその周辺地域の河成地形形成についての自然地理学的研究 I - 白鳥舘西側地形面および長者ヶ原廃寺跡遺跡を通る旧河道地形 - . 平泉文化研究年報、第11号、19-26頁

平泉出土文字資料の再検討 その1

岡陽一郎・阿部勝則・小岩弘明 時田里志・七海雅人・平田光彦

(助言者: 菅野文夫)

はじめに

平泉藤原氏や都市平泉に関する文献資料、なかんずく同時代資料の数は決して多くはなく、文献史学の研究者が研究に参入するに当たっての最大の制約となっている。ただし、資料が足りないとはいえ、文字そのものに注目するなら、平泉から出土した膨大な考古資料の中には文字が描かれたり、刻まれたりしたものが混じっている。(以下、出土文字資料と呼ぶ)。

今日に伝わる文献資料の多くは、紙背文書のような再利用を除けば、権利の保証や権威の拠り所などを始めとして、持ち主に何らかの利益をもたらす面があったことで伝世された面がある。対する出土文字資料は廃棄されたものであるから、既存の文献資料とは異なり、保存する価値や利益がないと同時代人が判断した事柄が記されていると考えたい。恐らくは日常生活に密着した、彼らにとっては至極当たり前の事柄が記されているものと推測する。平泉において、既存の文献資料を材料に住人の日常生活を窺うことは至難の業であることから、出土文字資料は当地の人々の日常を語る、またとない材料といえよう。その意味では、平泉研究における出土文字資料とは、単なる文献資料不足を補完する以上の重要性を持つ。

研究の現状

平泉研究においては、これまでも出土文字資料が用いられたことはあった。最も有名なものに、柳之御所遺跡で出土した所謂「人々給絹日記」(写真 1)があり、これによって平泉藤原氏という家の内部構造や、遺跡での業務の一端が判明したのみならず、解釈をめぐる議論による研究の活性化にも一役買ったことは記憶に新しい $^{(1)}$ 。が、他の資料にも同じくらい関心が払われているとは言い難く、総論として出土文字資料を扱った研究は低調である $^{(2)}$ 。

その最大の原因は、資料の読みにくさにある。「人々給絹日記」が利用されている理由は内容もさることながら、大量の文字が記された遺物の中でも、比較的読解しやすい面を有することも大きいのではなかろうか $^{(3)}$ 。試みに同じ井戸から出土した押敷(写真 2)をあげておくが、両者の違いは顕著である。加えて大半は部分的に数文字が記されるだけで、内容が掴めないものや、呪符のように内容が画一的のものが資料の大半を占めていることも看過し難い。

しかしながら「人々給網日記」が研究に与えた影響の大きさを考慮すると、未解読資料にも有効活用できる情報が含まれている可能性は否定できない。で、ある以上、これらを上手く活用することで、冒頭で述べたような状況も改善が図れるはずであるが、それには未解読資料を解読することが大前提であり、今回の作業の目的は、まさにこの点に集約される。だが、限られた時間の中で、平泉から出土した全ての文字資料を読解するには無理があるため、今回は遺物を柳之御所遺跡出土のものに限定し、うち比較的文字数のあるものを対象に、解読作業を実施することにした。

なお、今回は幸いにも阿部勝則(岩手県立博物館)・小岩弘明(一関市博物館)時田里志(宮古高校)・ 七海雅人(東北学院大学)・平田光彦(岩手大学)の各氏と、助言者として菅野文夫氏(同)のご協力を えることができた。そこで複数回の会合を行い、参加者の意見を交換しつつ一つの資料を読むことにした。 それは各人の意見を取り入れ、公約数的な読みを採用することで、釈文の精度も上昇すると考えたためで ある。こうした試みを可能としてくれた参加者各位に、この場を借りて感謝申し上げる次第である。 なお、今回は釈文の制作を作業の中心に据えることにした。文書の読解自体は、来年度も継続して実施 する予定であるが、時間的余裕があれば個々の資料の内容の検討も実施したい。

以下、今年度読解に挑んだ資料のうち、ある程度の成果を収めた資料の紹介に移りたい。

読解した資料

① (写真3) は28次調査において井戸遺構 (28SE16) から出土したもので、折敷を転用したものに文字が書かれている。当該資料についてはすでに釈文が制作されるとともに、全てがカタカナであることから、音声を筆記したものと推測されており、内容については、言葉遊びに際して言葉をメモしたものではないかという推測がなされている⁽⁴⁾。釈文は以下の通りである。

釈文

タタラ タタ (チ・ヘ・ミ・ア・マ・フ) タタ (ウ・チ) タタル タタヰ
タタキ タタミ ササラ ササコ ササケ ササユ
ササ(ヤ・メ) ササ(ヤ・メ) ササ(レ・エ) ササキ ククメ クク(ツ・リ)
ク (?) 々オ ク (?) 々シ ククリ ククツ ククツ
スス (ヘ・ア・カ) (ネ・ス) 々カ ススキ ククケ ススキ キコハ
ママコ ママキ □□□ カカ (ヌ・シ・ヘ・ア) カカト カカ□ マ (カ) 々シ
□□□ □□□ □々(ミ・マ・ク) ツツ(ミ・マ) (サ・ソ) 々ヰ ツツヰ ツツラ ツツリ
ココ (マ・ミ・フ・ヘ・ア) キ (ヰ?) 々ス □々ナ ハハコ ハハチ ココメ ココ (ヤ・メ) □
]キ キキヌ ヲヲナ ヲヲチ メメキ ナ ナキ シシ□
ワワ(ノ・ク) □々メ タタミ □□ヤ ヤヤケ ナナヲ
ココ□ タタコ ススキ ヒヒキ コ□ウ (ム・チ) 々レ □□ク チ□□

②(写真4)も①と同じ遺構から出土しており、やはり折敷を転用したものである。当該遺物も①と同様、過去に二つの釈文が作成されているが $^{(5)}$ 、今回の作業ではこれらとは異なる釈文が得られた。なお、今回の成果は以下の通り。

釈文

しはしな (よ) る (ら) ま (す・さ) して (は・け) も (と) のは (?) おも (む・し) し (こ) (ゝ) ろの (わ) しはしな (よ) る (ら) す□□て

この面の反対側にはびっしりと文字が書かれている。こちらについては過去に解読が行われたものの、 読めたのは一部に止まる $^{(6)}$ 。今回も解読が試みられたが、新たに読めた箇所が少ないことから、来年度も 引き続き解読を続けることにした。 ③ (写真5)。50次調査において、井戸遺構(50SE3)から出土したもので、板材に漢字かな交じりの文字が描かれている⁽⁷⁾。形状から判断して、折敷の廃材を再利用したものと思われる。

釈文

みと (遅・し) 人 (乃) 乎求尓泉

ひら(と)清(尓)泉

あはれは白 □

定(篝・御)者ひ(代)事(う)

④(写真6)は、28次調査において方形土壙(28SK18)から出土したもので、かわらけに文字が書かれている。当該遺物については、過去に釈文が提示され、若干の考察も行われているが⁽⁸⁾、今回の釈文はそれとは異なるものであった。

釈文

うへ(え) くれ

なか(い) すわう

やまふき

⑤(写真 7)も28次調査関連の遺物で、井戸遺構(28SE4)から出土したもので、木片の一部に文字が記されている $^{(9)}$ 。本来の形状は不明。

釈文

四段(叭)入

- 二文字目は「段」もしくは「叺」と読んだが、いずれも数量に関わる文字であるため、当該遺物について は物資の数量を書いた付札と予想した。そのため、本来は当該部分の下に物資の名称などの記載があった 可能性を指摘しておく。
- ⑥ (写真 8) は69次調査において、堀内部地区の南端に当たる内堀 (21SD2) に掘り込まれた土壙 (69SX3) から出土した。当該遺物はすでに釈文が制作されていたが (10)、今回の作業成果はこれを追認するものとなった。

釈文

タラウタユ二丈

ここにある「タラウタユ」は「太郎太夫」を表すと解釈した。このような人名+距離の組み合わせが記された遺物は、鎌倉の若宮大路側溝からも出土していて、すでに側溝普請に伴う遺物とする評価が与えられている⁽¹¹⁾。加えて⑥も遺跡をめぐる堀の、それも橋脚付近からの出土であるため、詳しい検討は別の機会に譲るとして、普請に関する遺物と推定しておきたい。

⑦ (写真9) は70次調査において、土壙 (70SK22)から出土した。当該遺物はちゅう木であるため、文字の書かれた木札か何かが役目を終えた後、ちゅう木として利用され、最終的に土壙に廃棄されたと考える。なお、当該遺物もともとは一つではなく、二つの遺物の左右を接合したものである。大きさから判断して、ちゅう木として利用される際に切断されたのであろう。

釈文

このちめうハうの□□□ こめ

文字に関しては、「このち」は「この地」、「めいはう」を「みょうほう」とすると、妙法蓮華経の略としての「妙法」、あるいは僧侶の名前のいずれかが推測できる。そして解読できなかった三文字の後の「こめ」は「米」であろう。

⑧ (写真10) は、49次調査に伴い、井戸 (49SE1) から出土したものである (12)。

釈文

(表)

花之色

ニ徒 (落)

(裏)

九月日納了

当該遺物の東部は圭頭状であり、その下は左右から切り込みが入るが、釈文の内容からみるなら、荷札ではなく呪符のような用途を考えるべきである。

⑨ (写真11) は52次調査において、井戸 (52SE8)から出土した。すべてカタカナであるため、やはり音声が記録されているのであろう。右側下半分は墨で抹消されているが、この部分と他の部分との関係はわからなかった。形状からみて、本来は上に文字の記された部分があったと推測する。なお、当該遺物は過去に釈文が制作されているが (13)、そこでの読みは今回とは異なる。

釈文

墨で書かれた今までの遺物とは異なり、先の尖ったもので刻書されたものが⑩(写真12)である。この遺物についても過去に釈文が制作されているが $^{(14)}$ 、今回は異なる読みを得た。

当該遺物も

釈文

(表面)

七人

ウ(フ) 廿二人

(裏面)

表面の二行目を「フ」と読み、「夫」の字を当てれば、人夫廿二人という内容になる。裏面については、最初の文字は「山」にみえたものの、線の勢いなどから縦線は字ではなく傷と捉え、漢数字の「一」と読んだ。次の字の縦線についても、傷と線刻双方の可能性が考えられたものの、判別できなかったため、「一」か「ナ」、あるいは漢数字の「十」のいずれかとしておく。全体的にみると、何かの人員のリストとするのが妥当であろう。

かわらけに墨書された(①(写真13)は、(21次調査において井戸((21SE3)から出土した。当該遺物はかって「夜燈籠 $_{}$ 力」とする釈文が作られていたが $_{}^{(15)}$ 、赤外線写真を基に分析したところ

釈文

廃(慶・度)燈(?)籠(?) という他の文字の可能性が浮上した。

作業のまとめ

今年度の作業では、これまで釈文がなかったり、釈文は存在しても未解読部分を含む資料を取り上げ、解読を試みた。今回の作業が従来の作業と異なる点は、個人ではなく、複数の人間が同じ場所で、一つの資料を読むという形を採ったことにある。そこでは読み方を含めたさまざまな意見が議論され、結果が釈文に反映されたことで、今回の釈文は、今までのものよりも精度が高くなっていると考える。

残念なことに、それでも解読不能の箇所や、意見の一致をみない部分はあって、資料によっては十分な 釈文を作成できなかったものもある。これらについては、積極的に他の研究者の協力を求め、精度の高い 釈文の完成を目ざしたい。

今年度は釈文の紹介に軸足をおいたことで、個々の資料の内容には詳しく踏み込まなかったが、作業の途中ながら、いずれの資料も、当時の柳之御所遺跡における人々の営みを語っていることがうかがえた。例えば⑥を割普請関係の資料とするなら、割普請は工事区間の長さを参加人数で割って工区を産出するために、当該資料は柳之御所の事務方が、少なくともこの二つの資料を予示していたことを示唆する。あるいは鎌倉幕府の行った六条八幡宮造営において、御家人の身分や所領規模によって、担当箇所に差がみられたことを参考にするなら(16)、当地の事務方は、個々の人間の情報も押さえていた可能性も浮上する。となると、⑥は平泉政権の事務能力を検討する際の材料たり得るのである。また、平田氏は、一つの資料に、同時代の京都の貴族の書体と、そうでない字が混じっていることを指摘しているが、これは平泉における文字の書き手の出自を考えるときの、一つのヒントになるものであろう。私(岡)は、ここに京都下りの事務官僚以外に、彼らの子弟を含んだ現地の人間の登用と教育をみる。

【おわりに】

以上が今年度の結果報告である。来年度も今年度同様、読解作業を続けると同時に、個々の資料の内容 や資料の評価について、全員で検討を加えていく予定である。

今年度の作業で痛感したのは、出土文字資料の持つ可能性の大きさである。平泉において文字資料の出土する遺跡は柳之御所遺跡に限らず、資料の数も今後の確実な増加が見込まれることを前提にすると、爾後は増加する資料に対し、精度の高い釈文の作成と、その活用の方法論の構築が要求されるようになろう。 今年度と来年度の作業が、その際の一つの参考となれば幸いである。

(文責 岡陽一郎)

【註】

- (1) 当該資料の研究史については大石直正「「人々絹給日記」を読みなおす」(入間田宣夫編『兵たちの生活文化』高志書院、2010)を参照。
- (2) 岡は以前、個人的に遺物を集成しており、その成果の一端は岡陽一郎「中世人の「くらし」と「こころ」(『[第3回 平泉町]世界遺産講演会 報告書』平泉町・平泉町世界遺産推進協議会、2003)として纏められている。が、これ以降は同種の試みは行われていない。
- (3) 出土文字資料の読みにくさについては、後世をも含めた不特定多数の人に見られる必要はなく、当事者か周辺の限られた人々がその場で理解すればよいという、資料の性格に起因するのではなかろうか。ごく狭い範囲の人間にしかわ

からない言い回しや、略語などが用いられる、今日の電話のメモのようなものと考えれば理解しやすい。と、すれば、 今度は「人々給絹日記」のような比較的読みやすい遺物については、不特定多数の人の目に触れるとか、長期間保管された可能性といった、特別な状況を考慮する必要があるかも知れない。

- (4) 前掲註(2) 岡報告。及び岩手県立博物館が2009年に釈文を制作している。なお、性格に関しては岡報告を参照されたい。また、カタカナと音声については網野善彦「日本の文字社会の特質をめぐって」『列島の文化史』5、日本エディタースクール出版部、1988。(後に網野『日本論の視座 列島の社会と国家 』小学館、1990に収録)を参考のこと。
- (5) これについても、前掲註(2) 岡報告。及び岩手県立博物館が2009年に釈文を制作している。
- (6) 岩手県立博物館が2009年に釈文を制作している。
- (7) 前掲(6)参照。
- (8) 前掲註(4)参照。なお、考察については岡報告がある。
- (9) 前掲(6)参照。
- (10) 『平泉遺跡群発掘調査報告書 柳之御所遺跡 第69次発掘調査概報 』岩手県文化財調査報告書 第130集、岩手県 教育委員会、2010。
- (11)「北条小町邸跡 (泰時・時頼邸) (No.282) 雪ノ下一丁目377番7地点」『鎌倉市埋蔵文化財緊急調査報告12 平成7年度発掘調査報告(第2分冊)』鎌倉市教育委員会、1996。
- (12) 当該遺物については、『木簡研究』(21、1999) に紹介された際、

(表)

(裏)

「九月日納了」

という読みがなされている。うち表面の読みについては今回と全く異なるため、再度検討を加えるべきと考えている。

- (13) 前掲(6)参照。
- (14) 前掲(6)参照。
- (15) 前掲(6)参照。
- (16) 海老名尚·福田豊彦「『田中穣氏旧蔵典籍古文書』「六条八幡宮造営注文」について」『国立歴史民俗博物館研究報告』 45、1992。





写真 1 写真 2

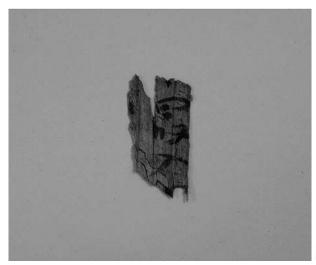




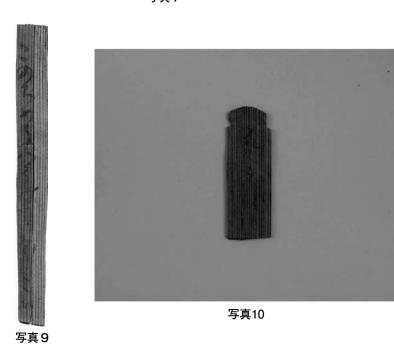




写真5 写真6







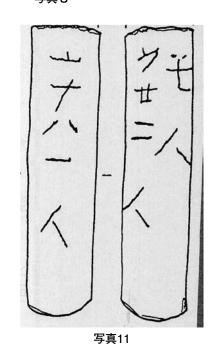






写真12

西周金文に見える苑池について

藪 敏 裕・劉 海 宇

1 はじめに

昨年度、筆者は「古代中国と平泉庭園」⁽¹⁾ において、平泉庭園群の中国苑池⁽²⁾ との影響関係如何を明らかにすることを目的として、中国古典文献に見える苑池について検討したが、本稿では古典文献以前の出土資料である西周時代の金文⁽³⁾ に見える苑池の種類及びその屋外空間としての意味などについて検討したいと思う。西周時代の苑池について、古典文献では『詩経』大雅霊台篇に言及がある。そこでは、周の文王が創建したとして「霊臺」・「霊囿」・「霊沼」などの名称で庭園や苑池に言及されているが、西周時代の金文ではどうであろうか。

2 西周金文における苑池

(1) 麦方尊

王令辟井侯出坯,侯于井。鄠(粤)若二月,侯見于宗周,亡龙(尤)。逾(會)王饕葊京,耏祀。鄠(粤)若翌日,在辟雍,王乘于舟,為大豊。王射大鄭(鴻),禽。侯乘于赤旂舟從,死(尸)。咸。之日,王以侯内(入)于寝、侯易(賜)玄周(彫)戈……

とある。この銘文は「井侯」の家臣である麦という人物のことばで、この「井侯」は文献に見える「邢侯」とされている。「饔」字は、黄盛璋⁽⁶⁾ が「館」、唐蘭⁽⁷⁾ が「裸」、郭沫若⁽⁸⁾ が「客」、白川静⁽⁹⁾ が「客の繁文、格の意」とする。白川静の「至る」意とする説に従っておく。「**蒼**」字について、阮元⁽¹⁰⁾ が邦の異体字として以降、方・鎬・豊などの諸説があり、方濬益⁽¹¹⁾ は『詩経』小雅六月篇の「侵鎬及方」を引用して、「方」の繁文としている。「**蒼**」は、西周王都宗周の鎬京か灃京に隣接する負山臨水の祭都であり、『史記』封禅書に「灃、鎬有昭明、天子辟池」⁽¹²⁾ とあるように、辟雍に隣接していたらしい。「**蒼**京」と灃京が同一地点かどうかについては発掘成果がまたれる。「**彦**祀」は甲骨文にも多く見える祭儀で、みそぎのこと。朱鳳翰⁽¹³⁾ によると、文献にある「裸(灌)礼」の性質と同じく、祭祀儀礼の前に酒を地に注ぐ儀式であるという。「大豊」は孫詒譲⁽¹⁴⁾ と聞一多⁽¹⁵⁾ が言うように「大禮」のこと。陳夢家は「大礼是饗射之礼、行于辟雍」⁽¹⁶⁾ と述べ、大礼(「大禮」)を辟雍で行われる「饗射の礼」のこととする。「大韓禽」について郭沫若は鳥類の「鴻雁」とするが、楊樹達は「王射大韓、禽」と句讀し⁽¹⁷⁾、「禽」を動詞とする。殷代晩期の下辞に、

辛亥卜、王貞乎□獣麋、禽。(『合集』10374) 恵多馬乎射、禽。(『合集』27942) 辛巳卜、在小箕、今日王逐兕、禽? 允禽十兕。(『合集』33374反、図2)⁽¹⁸⁾ とあるように、「禽」を捕える意味の動詞に使う例は枚挙に遑がない。この麦方尊の「禽」も「擒」に通じ、動詞に読んだほうがよいかもしれない。「旂」は鈴付きの旗のこと。「赤旂」は階級の高いことを示す赤色の旂で、毛公鼎(『集成』2841)・番生簋(『集成』4326)にも王からの賜物に「赤旂」が見える。「死」字について、白川静は「尸」に通じて「尸陳」の意味とする。以上により麦方尊の銘文は下記のように訓読できる。

王辟(へき)たる邢侯をして坯を出でて、邢に侯たら命む。**掌**若(ここ)に二月、侯宗周に見ゆるに、尤(とが)亡し。王の**孝**京に客(いた)りて**耏**祀(しゅし)するに會ふ。**掌**若に翌日、辟雍に在り。王舟に乗りて、大禮を爲す。王、大鴻を射て、禽(とら)ふ。侯、赤旂の舟に乗りて從ひ、尸(つら)ぬ。咸(をは)る。之(こ)の日、王、侯を以て寝に入る。侯、玄彫戈を賜はれり……

周王が邢侯を従来の封地であった坯から新たに邢に移封したのち、邢侯はその封建冊命に対して都の宗周で朝覲の礼を行い、周王が行う「**暫**祀」という祭祀儀礼に参列した。翌日に、周王は辟雍の池で船に乗り、大禮を行い、祭祀用の鴻雁を射たが、邢侯は赤旂を建てる船でこれに従ったという。麦方尊の断代について、郭沫若は康王時期、唐蘭は昭王時期とするが、「邢侯」は封建冊命された邢侯と考えられるので西周の康王期がよいと思われる。この銘文から下記のことがわかる。

西周王朝の首都―宗周の**養**京に辟雍の池があり、その池はかなり広く、周王や諸侯等はそこで船を浮かべていること。

周王及び諸侯などは辟雍の池で船に乗りながら、饗射・射牲などの水上射礼を含む大禮を行っていること。

邢侯の乗った船に赤旂を建てて、周王の船につづいて戦陣のように並んでいること。

なお、天亡簋の銘文も辟雍大池と関連するとする説がある。天亡簋(『集成』4261)は、毛公鼎とともに清末に陝西省岐山から出土したと伝えられ、陳介祺の収蔵を経て、現在中国国家博物館(元中国歴史博物館)が所有している。その銘文の前半に次のようにある。

乙亥, 王又(有)大豊(禮)。王凡(汎)三方。王祀于天室, 降。天亡又(佑)王, 衣祀于王。不(丕) 顯考文王, 事喜(饎)上帝。……

この銘文中の「大豊」を、前述した麦方尊の「大豊(禮)」と同じ辟雍大池の船中で行われる饗射の礼などを指すとし、この天亡簋銘文は辟雍で行われる儀礼を記すものとする説がある。たとえば、聞一多は「凡」字を汎と読み、周王が辟雍で船を浮かべるさまとする。陳夢家も同説を採用し、「天室」を辟雍池中の島にある祭天の明堂と解している。しかし、天亡簋の銘文に辟雍大池などの文字がなく、舟中饗射の儀礼と解することができるかどうかについては確定する十分な根拠がない。

(2) 井鼎

井鼎(『集成』2720)は、現在上海博物館に収蔵されている。その時代について、陳夢家『西周銅器断代』 は西周昭王期、白川静は昭王期か穆王時期という。その銘文(図3)には、

唯七月, 王在**蒼**京。辛卯, 王漁于**寶**池, 乎(呼)井從漁。攸易(賜)漁(魚)。對揚王休, 用作寶尊鼎。 とある。王が自ら漁労することは商代にも見え、「王魚(漁)」と「勿魚(漁)」(『合集』667反)を卜占する卜 辞が残る。「對揚」について、白川静は、彝銘を施すことによって休賜に報ずる意味とする。「休」は、恩寵・賜与の意。「乎」は「呼」に通じ、使役の意。「攸」は動詞の前に接続詞的に用いられる。「寮」字の意味は不明であるが、公姞鬲(『集成』753)の銘文にも見え、おそらく**茶**京の池の名であろう。この銘文に麦方尊にいう辟雍の名は現れていないが、「寮池」は辟雍大池かもしれない。井鼎の銘文は下記のように訓読できる。

唯七月、王**孝**京に在り。辛卯、王**寮**池(びんち)に漁す。井をして從ひ漁せしむ。攸(もっ)て魚を賜ふ。 王の休(たまもの)を對揚して、用て寶尊鼎を作る。

周王が**孝**京の池に漁猟を行い、取った魚を臣下の井に賜与したことを述べる。この銘文で下記のことが わかる。

蒼京に池があり、その名前は<u></u>寮池という。

周王はこの池でみずから魚取りを目的とする漁労を行い、臣下の井にも漁をさせ、獲た魚を臣下に賜与 した。

(3) 公姞鬲

公姞鬲(『集成』753)は、西周昭王期の青銅器で、現在アメリカの博物館が保存している。銘文(図4)は 37文字(合文1字を含む)ある。

唯十有二月既生霸,子中(仲)漁寮池,天君蔑公姞曆,事(使)賜公姞魚三百,拜稽首對揚天君休, 用作**齊**鼎。(唯十有二月既生霸、子仲、寮池に漁す。天君、公姞の曆(いさおし)を蔑(あらは)し、公姞 に魚三百を賜はしむ。拜して稽首し、天君の休に對揚して、用て**齊**鼎を作る。)

「天君」は尹姞鼎(『集成』754)にも見え、白川静によれば、賜与を行う立場にある人物のことで、ここは当時の太后であるという。「嚢池」は前述の井鼎にもある。**蒼**京にある大池で、辟雍のことかもしれない。井鼎では、周王が自ら漁して魚を臣下に賜与したことが記述されているが、この器銘では、天君が子仲と言う人物に漁をさせて捕った魚を「公姞」に賜与したとされている。陳夢家によると、「公姞」は尹姞鬲の尹姞と同じ人物であり、尹姞鬲の「穆公作尹姞宗室于蘇林」に見える穆公の婦人のこととする。このため、「公姞」とも称される。公姞鬲と尹姞鬲は、器形と模様も同一であるので、同時に鋳造された可能性があるとされている。穆公が王室姫姓の貴族とすれば、夫人の公姞は別姓の姞氏の出自であろう。子仲と公姞の関係は分からないが、あるいは子仲は、天君の命令により魚を公姞へ賜与する使者かもしれない。白川静は、子仲と公姞が一族で、みな東方系の人であると述べる。また、井鼎が七月の出来事であるのに対して、この銘文は十二月に行われる儀礼とされている。天君から公姞に賜与された魚が三百尾とされており、その数字の多さは注目すべきで、子仲が漁労で得た魚はこの数字の数倍に上ると思われる。青銅器の銘文及び器形・模様から判断して、陳夢家・白川静などのいうように昭王時代の制作であろう。なお、馬承源19は穆公が懿王・孝王に仕えたので、尹姞鬲を孝王時代の作成としている。この銘文で下記のことがわかる。

蒼京に池があり、その名前は<u></u>寮池という。

天君がこの池で子仲に魚取りを目的とする漁労を行わせ、獲た魚を公姞に賜与した。

(4) 伯唐父鼎

伯唐父鼎(『近出』⁽²⁰⁾ 356)は、1983-1986年に陝西省長安県張家坡西周洞室墓M183号から出土した。同時 に出土した陶器や青銅器の器形から、埋葬されたのは穆王前期とされている⁽²¹⁾。なお朱鳳翰⁽²²⁾ は、康王 晩期から昭王期の制作としつつ、昭王期の可能性が高いとしている。その銘文に、

乙卯,王**餮莽**京,王**桒**辟舟,臨舟龍,咸**桒**。伯唐父告備,王各,臨辟舟,臨**桒**白旂,用射絼、釐虎、 貉、白鹿、白狼于辟池。咸**桒**。王薎歷,賜秬鬯一卣、貝廿朋。對揚王休,用作□公寶尊彝。

とある。「**餐**」字は、麦方尊釈文を参照。「**棄**」字は西周金文に多く見える。これにま(手偏)をつけた字が拜である。「**妻**」字も「拝」の意。「辟舟」と「舟龍」は張政烺⁽²³⁾が「鷁首龍船」というが、劉雨⁽²⁴⁾は「辟舟」を「辟雍の舟」と解している。胡新生⁽²⁵⁾は『爾雅』釈詁の「辟、君也」を引用して、「辟舟」が「君の舟」である可能性を述べる。袁俊傑⁽²⁶⁾は「舟龍」を「龍舟」に読み、龍の首の彫刻を飾った舟と理解している。いずれにしても、辟舟及び舟龍は周王専用の船であろう。後代の資料ではあるが『穆天子伝』⁽²⁷⁾にも「天子乗鳥舟龍、卒浮于大沼」とある。「白旂」は周王専用の戦旂である。『周礼』春官の司常⁽²⁸⁾に「王建大常、諸侯建旂」とあり、諸侯の赤旂に対して、『逸周書』 克殷篇⁽²⁹⁾ では武王の旂を太白とし、世俘篇にも「白旂」というので、前述した麦方尊の邢侯の赤旂に対して、周王の旗は白旗であったのであろう。「辟池」は辟雍の池の省略、『史記』封禅書に「灃、滈有昭明、天子辟池」の索隠に「今謂天子辟池、即周天子辟雍之地」とある。銘文は次のように訓読できる。

乙卯、王、**蒼**京に客る。王、辟舟を拝し、舟龍に臨みて、咸(みな)拝す。伯唐父、備へを告ぐ。王、各りて、辟舟に臨み、白旂を並ぶるに臨む。用て絼、釐虎、貉、白鹿、白狼を辟池に射る。咸並ぶ。王、歷を蔑し、秬鬯一卣・貝廿朋を賜ふ。王の休(たまもの)を對揚して,用て□公の寶尊彝を作る。

伯唐父鼎銘文は周王が辟雍の大池で行われる祭祀儀礼の全過程を下記の3段階に記述している。

葉礼:周王はまず**蒼**京辟雍で辟舟及び白旂に対して拝(**葉**)礼を行う。

射牲:辟池の舟中から絼・虎・貉・白鹿・白狼などを射る。

賜与:助祭する臣下に秬鬯及び貝を賜う。

『礼記』月令篇に「命舟牧覆舟、五覆五反、乃告舟備具于天子焉。天子始乗舟」とあり、伯唐父鼎の「伯 唐父」とは、ここにいう船を司る舟牧のことかもしれない。

(5) 適簋

適簋(『集成』4207)は、清末庚戌年(1910)に陝西省から出土したと伝えられ⁽³⁰⁾、現在は台北の故宮博物院に保存されている。銘文に穆王生称(在世時の称号)の名があり、穆王期の標準器として従来から重視されている。その銘文(図5)には、

唯六月既生霸,穆=王在**蒼**京,乎(呼)漁于大池。王鄉(饗)酉(酒),遹御亡遣,穆=王親易(賜) 遹**踍**. 遹拜首(手)稽首,敢對揚穆=王休,用作文考父乙尊彝,其孫孫子子永寶。

とある。「穆=王」は、原文に「穆」の下に重文符号「=」があり、陳夢家は金文の固有名詞(国名・人名・数字など)に「指標」としてつけられる重文符号と説明している。陳初生⁽³¹⁾ は、ほかに師私鼎(『集成』 2830)の「穆=王」及び哀成叔鼎(『集成』 2782)の「是唯哀=成=叔=之鼎」の例を挙げ、この「=」を固有名詞の「専名符号」としている。「乎漁」は卜辞(『合集』17801反)にも見え、漁労させる意味である。「大池」は**茶**京辟雍の大池のことで、ここで漁礼を行った。「郷酉」は饗酒と読み、饗飲酒礼のこと。饗飲酒礼について、商代晩期宰甫卣(『集成』 5395)に「王来獣自豆彔、在□次、王饗酉」とあるように、商代か

ら行われている。「**貸**」字について、郭沫若は雀の古字で爵に通じるとし、陳夢家は水鳥の鳧と、白川静 は鴻雁の雁と釈しているが、饗酒の礼であるから爵のことであろう。

唯六月既生霸、穆王は**蒼**京に在り。大池に漁せしむ。王、饗酒す。遹、御して遣(とが)亡し。穆王、親しく遹に爵(しゃく)を賜ふ。遹、拜手稽首し、敢て穆王の休に對揚して、用て文考父乙の尊彝を作る。 其れ孫孫子子、永く寶とせよ。

穆王は遹を呼んで辟雍大池で漁をさせ、その後、饗飲酒礼を行った。遹が謹んで仕事にはげみ咎が無かったので、穆王から爵を賜与された。漁労の後、臣下に饗宴を賜う事例は商代の卜辞にも見える。「(丙)寅卜、賓□(貞)、翌丁卯魚(漁)、饗多□。」(『合集』16043)とあり、おそらく丁卯の日に漁労し、「多□」に対して饗宴を催したと理解できる。遹簋銘文で下記のことがわかる。

適は穆王の命令により、**蒼**京の大池で漁労を行った。

穆王は饗飲酒礼を行い、臣下の遹に賜与を行った。

(6) 靜簋

靜簋(『集成』 4273)は、もと清朝宮廷の所有であったが、現在はアメリカの美術館が保有する。靜簋について、陳夢家は康王期というが、楊樹達・唐蘭などは穆王期とする。その銘文(図6)には、

唯六月初吉,王在**葊**京。丁卯,王令靜司射學宮,小子眾服眾小臣眾尸僕學射。**掌**(粤)八月初吉庚寅,王以吳**桒**、呂剛會**数**茲師邦周射于大池。靜學(教)無斁,王賜靜鞞**剝**。靜敢拜稽首,對揚天子丕顯休,用作文母外姞尊簋,子子孫孫其萬年用。

とある。「學宮」は、普通『礼記』王制篇に「大学在郊、天子曰辟雍、諸侯曰泮宮」と見える「泮宮」に相当する施設とされている。大池とともに辟雍に併設された教育施設であったのかもしれない。白川静によれば、「小子」と「小臣」は王子・王孫の称呼、「服」は『尚書』酒誥篇の「惟亜惟服宗工」の亜と宗工と並ぶ聖職者のこと、「尸僕」は夷人出自の射に関係ある職のこと、とする。「靜学無斁」の「学」は教える意味、『尚書』盤庚篇に「盤庚学于民」のように、古くは動詞の能動と被動の区別がない。「無斁」の「斁」は「いとふ」意味である。「吳**辈**」「呂剛」「邦周」は人名、「**数**茲」は地名、「師」は軍隊を司る官名であろう。郭沫若は、「鞞**剝**」の「鞞」は剣の鞘、「**剝**」は剣鼻の玉という。銘文全体は次のように訓読できる。

唯六月初吉、王、**蒼**京に在り。丁卯、王、靜をして射を學宮に司らしむ。小子と服と小臣と尸僕とに、射を教ふ。**写**に八月初吉庚寅、王、吳**寒**(ごはい)・呂剛(きょごう)を以て**数**茘(ひんじょう)の師・邦周と會し、大池に射せしむ。靜、教へて斁(いと)ふこと無し。王、靜に鞞剝(へいてい)を賜ふ。靜、敢て拜して稽首し,天子の丕顯なる休に對揚して,用て文母外姞の尊簋を作る。子子孫孫、其れ萬年まで用ひよ。

ある年の六月、静は周王の命令により辟雍の学宮で射儀を教え、その後の八月庚寅の日、辟雍大池で射礼を行い、過失がなかったので、周王から表彰されたという。ここの「大池に射せしむ」対象は伯唐父鼎の「絼、釐虎、貉、白鹿、白狼を辟池に射る」のように虎・鹿などの犠牲を射るのであろう。この銘文は下記のようにまとめられる。

静は周王の命令により養京辟雍の学宮で王族や関係者に射儀を教える。

二ヶ月後に辟雍の大池で貴族などを集め、饗射儀礼をおこなう。 周王はいさおしのある静に剣の鞘や剣鼻の玉などを賜与した。

(7) 老簋

老簋(『二編』(32) 426) は、台北の個人が収蔵している有銘青銅器、この銘文(図7)も**蒼**京の魚礼と関係がある。張光裕『新見老簋銘文及其年代』(33) は穆王期の青銅器として、初めてその銘文内容を公開した。

唯五月初吉,王在**蒼**京。魚(漁)于大涛。王蔑老歷,易(賜)魚百。老拜稽首,皇揚王休,用作且(祖)日乙尊彝,其萬年用夙夜于宗。(唯五月初吉、王、**蒼**京に在り。大池に漁す。王、老の歷(いさおし)を蔑(あらわ)し,魚百を賜ふ。老、拜して稽首し、王の休を皇揚して、用て祖日乙の尊彝を作る。其れ萬年まで夙夜して宗(みたまや)に用ひよ。)

張光裕は、「滹」字を「**穢**」と隷定し、「大滹」を辟雍大池の別称と考え、王室が射魚礼を行う場所とする。 李家浩⁽³⁴⁾ は「滹」を「**濾**」と隷定し、「池」の異体字と見て、「大**濾**」すなわち「大池」であると主張している。周王が**蒼**京の大池に漁労を行い、臣下の老に魚百尾を賜与したことを述べる。

3 西周金文苑池資料統計表

		I			1
器名	断代	苑池名	儀礼	季節	関係者
麦方尊	康王	孝 京辟雍	大禮、射大鴻、 賜与	二月	周 王·邢 侯· 麦
井鼎	昭王	粪 京寮池	漁礼、賜与	七月	周王・井
公姞鬲	昭王	寮池	漁礼、賜与	十二月	天君・公姞
伯唐父鼎	昭王	葊 京辟池	葉 礼、射牲、賜 与	明記なし	周王・伯唐父
 通簋	穆王	葊 京大池	漁礼、饗酒、賜 与	六月	周王・遹
靜簋	穆王	秀 京大池	射礼、賜与	六月 八月	周王·静・吳 桒 ・呂剛等
老簋	穆王	莽 京大涛	漁礼、賜与	五月	周王・老

上記統計リストのように、西周金文で苑池とかかわるものは七点あることになる。西周早期の康王期のものが一点・昭王期が三点・西周中期⁽³⁵⁾ の穆王期が三点ある。辟雍儀礼は、西周早期から金文に見え、昭王・穆王期に盛んに行われたことを傍証する。儀礼を行う場所は、いずれも**養**京辟雍の池で、池の名は**寮**池・辟池・大池・大**濾**などとされている。辟雍大池の儀礼は射牲(禽)礼と取漁礼などがあり、いずれも最後に賜与を行う。射牲(禽)礼を行うのは麦方尊・伯唐父鼎・靜簋等の三点、取漁礼を行うのは井鼎・公姞鬲・適簋・老簋等の四点ある。辟雍儀礼を行う時期について、射牲(禽)礼の麦方尊・靜簋は2月と8月であるが、伯唐父鼎は明記していない。漁礼についても井鼎は7月、公姞鬲は12月、適簋は6月、老簋は5月と一定せず不定期である。

4 西周金文に見える苑池で行われ儀礼

前述したように、辟雍大池の儀礼は主に射牲(禽)礼と漁礼の二通りあるが、ほかに大禮や**寒**礼等の儀礼も確認できる。辟雍大池は文献に霊沼・辟池・大澤などと称され、『礼記』射義篇に「天子将祭、必先習射于大澤」、『詩経』大雅の霊台篇に「王在霊沼」などと記される。**孝**京大池で漁猟した犠牲及び魚は祖先祭祀儀礼の供え物、或いは臣下への賜物と周王の食膳として使われたと思われる。『礼記』王制篇に「一為乾豆、二為賓客、三為充君之庖」とあり、鄭玄注は「乾豆」を祭祀用の豆(たかつき)に入れる供え物と解している。西周金文に見える大禮や**寒**礼については、資料が少なく不明のところが多いため、ここでは取漁礼と射牲(禽)礼について論ずる。

(1) 取魚礼

『周礼』大司馬の職に「大祭祀、饗食、羞牲魚、授其祭」とあり、王の祖廟祭祀の際に祖先の霊に魚などの供え物を薦めたとされる。諸侯や卿大夫などの貴族が行う儀礼でも魚を多く使ったらしい。『儀礼』士昏礼に「魚十有四」の鼎、聘礼に「鮮魚」の鼎、公食大夫礼に「魚七縮俎(魚七尾を俎に縦に並べる)」、士喪礼に「魚鱄鮒九(鱄と鮒の魚九尾)」、既夕礼に魚鼎、士虞礼に魚俎、特牲饋食礼に「魚十有五」の神俎、少牢饋食礼に「魚十有五而鼎」と言われるごとく、大半の冠婚葬祭の儀礼に魚は欠かせない供え物とされている。魚を祖先祭祀でささげた例は商代晩期にまでさかのぼる。卜辞にも、

□丑、貞王令河尹□取祖乙魚、伐告于父丁……。(『屯南』(36) 2342)

とあり、商王祖先の祖乙祭祀に魚を献上したとされる。また商王の病気に「用魚」を卜占する卜辞も残っている $^{(37)}$ 。

周代において魚の調理法は、前述する「鮮魚」のほか、『礼記』内則篇に「魚膾(魚肉の千切り)」・「魚卵醬(魚卵味噌)」・「魚醢(魚肉味噌)」、『周礼』天官の外饔に「魚腊(干し魚)」などが見え、人間にとっての魚の重要性がわかる。

井鼎・公姞鬲・遹簋・老簋に見える辟雍大池での漁礼は周代の取魚礼と関わると考えられる。この漁礼の漁労方法について、陳夢家⁽³⁸⁾ は『淮南子』時則訓⁽³⁹⁾ の「季冬之月、……命漁師始漁、天子親往射漁、先薦寝廟」を引いて、西周時代には独自の射魚法があったと主張し、その後劉雨⁽⁴⁰⁾・張光裕などはこの説に従っている。一方、『礼記』月令篇にも「是月也、命漁師始漁、天子親往、乃賞魚、先薦寝廟」とここと似た文章があるが、『淮南子』時則訓に見える「射漁」の二字はない。『淮南子』時則訓は、「季冬之月」にまず「雁北郷」とあり、その次に「命漁師始漁」というので、この「天子親往射漁」は「天子親往射、漁」と、「射雁」と「漁魚」とを並記しているとすべきであろう。以上のごとく、西周金文に「射魚」二文字はなく、辟雍大池での漁法も射魚と断定することはできない。また、魚を賜与する数は老簋では百尾、公姞鬲では三百尾とされており、実際に獲得した魚はこれよりも多かったであろう。射魚法ではこのような漁獲はないと思われる。それでは西周金文に見える辟雍大池での取魚礼はどの漁労方法であったろうか。

まず商代の漁労法を確かめてみる。考古学および甲骨文の知見に基づく研究によれば、商代の漁労法は、網魚法・釣魚法・射魚法・筌魚法・鵜魚法など5種類あるとされている⁽⁴¹⁾。ト辞に「甲申ト、不其網魚」(『合集』16203)や「癸卯ト、**秦**獲魚其三万」(『合集』10471)等の表現があり、三万尾をも漁獲できる大規模な漁労である網漁法が行われていたことが分かる。

『詩経』邶風谷風篇に「毋逝我梁, 毋發我笱(我が梁(やな)に逝くこと毋かれ、我が笱(やな)を發(ひら)くこと毋かれ)」と、水をせきとめる筌魚法で漁労する記述がある。『周礼』天官歔人の職務にも「掌以時歔為梁」とあり、その鄭玄注に「梁、水偃也。偃水為関空、以笱承其空」と解説されており、水をせきとめ

西周金文に見える「漁于大池」が、網魚法や筌魚法で魚をとらえたとすれば、漁獲量が多く賜与数が百ないし三百に上る点も了解される。遹簋の「漁」字は「鷺」と書かれ、「漁」の下に両手の形「廾」があるので、両手で網ややななどの道具を操って漁労すると思われる。『周礼』天官鷛人の賈公彦疏の「一歳三時取魚、皆為梁(一歳の三時に魚を取り、みな梁と為す)」も、西周期のこのような事情を物語るものであろう。漁労の時期について、文献に「一歳三時取魚」と関連して、『逸周書』 (43) 大聚篇に「夏三月川澤不入網罟、以成魚鼈之長(夏の三カ月川澤に網罟を入れず、以て魚鼈の長を成す)」とあることが注目される。これによれば、魚鼈の成長する夏以外の春・秋・冬の三時に漁労できるとされている。西周時代の暦法では冬至の月を正月としていたと推測されているので、春は1月-3月、夏は4月-6月、秋は7月-9月、冬は10月-12月ということになる (44)。『詩経』小雅四月篇の「四月維夏、六月徂暑(四月維れ夏、六月暑きこと徂かん)」と歌っている。前述の西周金文資料では老簋5月と遹簋6月は夏、井鼎7月は秋、公姑鬲12月は冬に取漁礼を行っている。公姑鬲の12月は「季冬之月」で、文献の「命漁師始漁」と合うが、逆に老簋5月と遹簋6月の夏は文献で禁漁する季節である。西周時代に実際に行われた取魚季節と文献記録とには齟齬があることになる。

(2)射牲礼

祭祀のときに祖先への恭虔を示すために、供え物の犠牲を自ら射るのは当時の習慣であり、『周礼』司弓矢の職に「凡祭祀, 共射性之弓矢」とあり、その鄭玄注が「射牲, 示親殺也。殺牲, 非尊者所親, 唯射為可」と述べるのは、祭祀する前の射牲は必ず祭主が自ら直接に犠牲を殺すことを含意しているからと推測される。伯唐父鼎に「用て絼、釐虎、貉、白鹿、白狼を辟池に射る」とあるのは、『国語』楚語⁽⁴¹⁾ に「天子禘郊之事、必自射其牲」と記録されるごとく、周王が辟雍大池の舟中から祖先祭祀用の犠牲を射たことを指す。狩猟で得た虎・鹿などを用いて、祖先祭祀に献上することは起源が古い。商代晩期の卜辞に

乙未卜其**数**虎、陟于祖甲。乙未卜其**数**虎于父甲。(『合集』27339 図8)

癸卯、貞酒肜于父丁、惟鹿。(『合集』32083)

とあり、「**象**」と「形」は卜辞でもよく見える祭祀名で⁽⁴⁶⁾、祖甲・父甲の**象**祭には虎を、父丁の形祀には 鹿を使用することを卜占している。春秋戦国時代になると、活物を射る儀禮は徐々に形式化され、『周礼』 天官司裘の「王大射、則共虎侯・熊侯・豹侯」及び『礼記』饗射礼の「凡侯:天子熊侯、白質」では、大 射礼に王の射る的は生きた犠牲ではなく白い侯鵠とされている。

一方、麦方尊の「王、大鴻を射る」のような射禽礼の一部は文献にも残存しており、『周礼』夏官司馬に「射鳥氏、掌射鳥」と射鳥氏の官名があり、賈公彦疏は祭祀用の猛禽を射ることとする。靜簋の「大池に射せしむ」は、おそらく伯唐父鼎及び麦方尊のごとく舟中から猛獣ないし猛禽を射す意であると思われる。

5 おわりに

西周金文に見える苑池は、祭祀・儀礼・饗宴・接遇(賜与)などが行われる総合的な性格を持っていたと言うことができる。ただ戦国時代になると、『孟子』梁恵王篇に「孟子見梁恵王、王立于沼上、顧鴻雁麋鹿日、賢者亦有此楽乎(孟子、梁の恵王に見ゆ。王、沼上に立ちて、鴻雁麋鹿を顧みて曰く「賢者も亦此を楽しむか」と)」とあるように、苑池での祭祀儀礼が形骸化され、苑池はその宗教性を失っていく傾向が顕著になる。これが当時の氏族的血縁集団のいかなる政治的社会的な変化に由来するかは、今後の課題としたい。

註

1 藪敏裕・劉海宇:『古代中国と平泉庭園』、『平泉文化研究年報』第11号、平成23年、41-52頁。

2本稿では、苑池は庭園と池水を含む概念として取り扱う。なお、中国の古代文献では皇帝や貴族の庭園は「苑」「苑囿」 「禁苑」などというが、後世には一般的に「園林」と称される。

3 「西周」とは、周の武王が殷を滅ぼし都を鎬京(西安付近)に置いた時から、紀元前770年に平王が成周(洛陽付近)に遷都するまでを指すこととする。夏商周断代工程の研究によると、武王滅商の年は紀元前1046年とされている。夏商周断代工程専家組:「夏商周断代工程1996-2000年階段成果概要」、『文物』(2000年12期、49-62頁)。「金文」とは古代青銅器に鋳込まれた或いは刻まれた古代文字のことで、古くは「鐘鼎文」とも言われた。

4中国社会科学院考古研究所: 『殷周金文集成修訂増補本』 第五冊、中華書局、2007年、3704頁。以後の『集成』 はすべて同じ。

5清高宗勅修:『西清古鑑』、『金文文献集成』第3冊、線装書局、2005年、253頁。

6 黄盛璋:「西周豊鎬与金文中的養京」、『歴史研究』1956年10期、63-81頁。

7 唐蘭:『西周青銅器銘文分代史懲』、中華書局、1986年、249-251頁。

8郭沫若:『両周金文辞大系図録考釈』、科学出版社、1957年、40頁。以下郭沫若説はすべて同じ。

9白川静:『金文通釈巻一』、平凡社、2004年、628-635頁。白川静説は以後すべて同じ。

10阮元:『積古斎鐘鼎彜器款識』巻五32頁、『金文文献集成』第10冊、線装書局、2005年、143頁。

11方濬益:『綴遺斎彜器款識考釈』巻十三7頁、『金文文献集成』第14冊、線装書局、2005年、215頁。

12司馬遷: 『史記』、中華書局、1959年、1375頁。以下 『史記』はすべて同じ。

13朱鳳翰:『論 祭』、『古文字研究』第二十四輯、中華書局、2002年、87-94頁。

14孫詒譲:『古籀余論』、『続修四庫全書』243冊、上海古籍出版社、2002年、493頁。

15間一多:『聞一多全集巻10・大豊簋考釈』、湖北人民出版社、1993年、607-608頁。以下は同じ。

16陳夢家:『西周銅器断代』、中華書局、2004年、45頁。以下陳夢家の説はすべてこれと同じ。

17楊樹達:『積微居金文説(増訂本)』、湖南教育出版社、2007年、134-135頁。

18郭沫若主編:『甲骨文合集』、中華書局、1982年、1529頁、3445頁、4125頁;姚孝遂主編:『殷墟甲骨刻辞も釈総集』、中華書局、1988年、247頁、621頁、749頁。以下『合集』はすべてこれと同じ。

19馬承源:『商周青銅器銘文選』第三巻、文物出版社、1990年、230-231頁。

20劉雨等編著:『近出殷周金文集録第二冊』、中華書局、2002年、220頁。

21中国社会科学院考古研究所灃西発掘隊:「長安張家坡M183西周洞室墓発掘簡報」、『考古』1989年6期、合訂本524-529頁。

22朱鳳翰:『古代中国青銅器』、南開大学出版社、1995年、763-766頁。

23張政烺:「伯唐父鼎·孟員鼎·甗銘文釈文」、『考古』1989年6期、合訂本551頁。

24劉雨:「伯唐父鼎的銘文与時代」、『考古』1990年8期、合訂本741-742頁。

25胡新生:「周人尚赤説歴史考察」、『文史哲』2005年2期、94頁。

26袁俊傑:「伯唐父鼎銘通釈補証」、『文物』2011年6期、38-43頁。

27王 監探等: 『穆天子伝滙校集釈』、華東師範大学出版社、1994年、258頁。校注者は「乗鳥舟龍」の下に「龍下有舟字」と、 むやみに龍字の下に舟を加えて、改ざんしている。

28 『周礼』は清の阮元校刻『十三経注疏』(中華書局 1980)による。以後の『礼記』『儀礼』『詩経』『尚書』『孟子』など 十三経もすべてこれによる。

29黄懐信等撰:『逸周書彙校集注』、上海古籍出版社、2007年、345頁、440頁。

30鄒安:『周金文存』巻三40頁、1916年石印本、『金文文献集成』第23冊、線装書局、2005年。

31陳初生:「談談合書、重文、専名符号問題」、中山大学古文字研究所編:『康楽集-曾憲通教授七十寿慶論文集』、中山大学出版社、2006年、27-34頁。

藪敏裕・劉海宇 西周金文に見える苑池について

32劉雨等:『近出殷周金文集録二編』第二冊、中華書局、2010年、91-92頁。

33張光裕:『新見老簋銘文及其年代』、中山大学古文字研究所編:『康楽集-曾憲通教授七十寿慶論文集』、中山大学出版社、 2006年、11-20頁。

34李家浩:「釈老簋銘文中的流之」、『古文字研究』第二十七輯、中華書局、2008年、245-250頁。

35西周早期は武王(BC1046-BC1043)・成王(BC1042-BC1021)・康王(BC1020-BC996)・昭王(BC995-BC977)、西周中期は穆王 (BC976-BC922)・共王(BC921-BC900)・懿王孝王夷王(BC899-BC878)とする。夏商周断代工程専家組:「夏商周断代工程 1996-2000年階段成果概要」、『文物』 2000年12期、49-62頁。

36中国社会科学院考古研究所編:『小屯南地甲骨』下冊、中華書局、1983年、1005頁。

37楊昇南等著:『商代経済与科技』、中国社会科学出版社、2010年、286頁。

38陳夢家:『釈底漁』、『考古社刊』4期1936年、『金文文献集成』第36冊、線装書局、2005年、389頁。

39何寧撰:『淮南子集釈』、中華書局、1998年、431頁。

40劉雨:「西周金文中的射礼」、『考古』1986年12期、合訂本1112-1120頁。

41楊昇南等著:『商代経済与科技』、中国社会科学出版社、2010年、290-294頁。

42郭慶藩:『荘子集釈』、中華書局、1961年、359-361頁。

43黄懐信等:『逸周書彙校集注』、上海古籍出版社、2007年、406頁。

44張培喩:『中国先秦史暦表』、斉魯書社、1987年、凡例1-2頁。

45徐元誥撰:『国語集解』、中華書局、2002年、519頁。

46常玉芝著:『商代宗教祭祀』、中国社会科学出版社、2010年、420-427頁。

図1:麦方尊(『集成』06015)



図3:井鼎(『集成』02720)

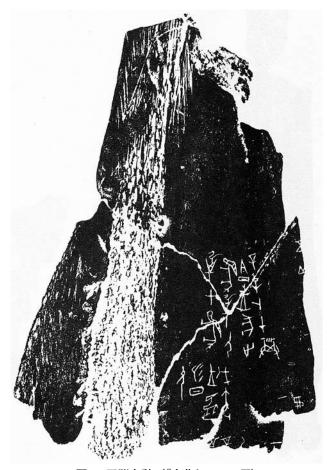


図2:田猟卜辞(『合集』33374反)

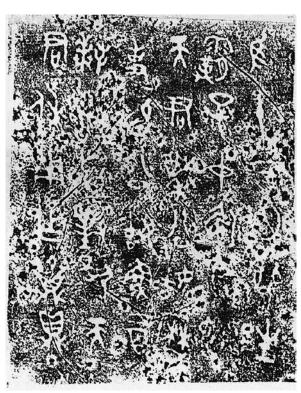


図4:公姞鬲(『集成』0753)



図5: 遹簋(『集成』04207)

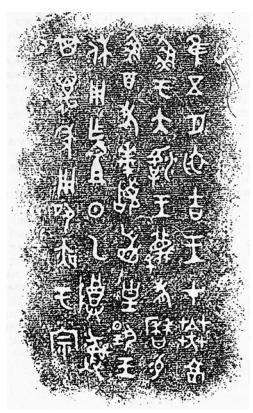


図7:老簋(『二編』426)



図6: 靜簋(『集成』 04273)



図8:祭祀卜辞(『合集』27339)

平泉の特殊性

吉 田 歓

はじめに

奥州藤原氏をめぐる研究、あるいは平泉研究は柳之御所遺跡の発掘調査を画期として、この20年ほどの間に大きく深化してきている。さまざまな側面からのアプローチが進められてきているが、本稿では前稿⁽¹⁾ に引き続いて平泉を東アジアの都市史との比較史的な視点から考えてみたい。

前稿では平泉の性格を考える前提として、日本の古代において都市がどのように作り出されていったのかを都市造営という観点から検討を試みた。日本の都市の歴史を大きく考えた場合、いわゆる都市なるものを自覚的に作り出したのは律令国家の段階であった。それ以前にも大規模な集落は存在していたし、政治的な拠点や飛鳥などのような王権の所在地も存在していた。しかし、明確な都市モデルを持った都市は律令制都城が最初であったと言えよう。

以上のように、日本の都市史の中で律令制都城の成立は大きな画期であった。しかし、その内実は都市住民を支配するシステムに対する理解は不十分であったし、むしろ帝国としての外形ばかりに目が向けられたものであった。これが日本の都市史の第一歩であったとすると、端的に言えば都城という外枠を国家によって作り出したものということになる。そこには都市生活者としての成熟した市民や自立した商工業者などは予め用意されていなかった。こうした点が西欧の都市に対して日本の都市を理解しにくくしている一因と考えられよう。しかし、日本古代の為政者たちは都を作り出したつもりであったことは確かであろうし、そこでの生活が始まってしまえば少しずつ都市住民としての生活が生まれていき、都市生活を支えるためのシステムが形成されていくのも必然的であった。例えば平安京は中近世の京都に転成していったのである。後の城下町は武士や町人といった住民を念頭に置いて都市計画が作られていた。だが古代の段階では都を作ったつもりになっていることとその内実とは別々に考える必要がある。

そこで本稿では日本古代が受け入れた都城制のイメージがその後、どのように継承されていったのかを 検討してみたい。それに対して地方においてはどうであったのかを資料は限られているが探っていきたい。 そうした都市史の流れの中で平泉の持つ特殊性について触れたいと考える。

第1章 都城イメージの変容

第1節 『将門記』の中の都イメージ

古代の日本は律令制都城を造営したが、それは隋唐の究極的な帝国型都城の内実まで積極的に及ぶものではなく、むしろ帝国の都としての体裁を整えることに重心が置かれていた。そうした意味では中国における都城制を換骨奪胎したものと理解できよう。しかし、都を作ったと意識していたことも事実であった。すなわち、日本の都市史の中では中国の都市モデルを模倣することによって明確に都市が造営されたと理解できることになる。

それでは日本の古代に中国の都城制という都市モデルが導入された後、その都城のイメージはどのように受け継がれていったのであろうか。そうした継承のあり方の中に日本の都市イメージが隠されていると考える。そこで本章では古代国家が継受した中国の都城制が平安時代にどのように受け継がれ、また変容していったのかを検討していくこととしたい。結論的には地方から見た都のイメージと都から見たイメージとには差異があったと考えられる。つまり地方から見た都のイメージは大きくデフォルメされていたのに対して、都の人々にとっての都のイメージはやはり律令制都城に引きつけられてしまっていたように考

えられる。

古代の律令制都城は藤原京から本格的に導入され平安京遷都が行われて以後、新たに造営されることはなくなった。その後、都城のイメージがどのように継承されていったのかを、まず『将門記』の中に見ていくこととしたい。

10世紀初めに起こった平将門の乱についてはここで詳細に解説する必要はないが、平将門がさまざまな 経緯から関東地方の諸国の国府を攻略して、ついには国司などを独自に任命し自ら新皇と称するに至った。 当然朝廷からは追討が命じられて最終的には鎮圧されてしまうが、一時は自立した政権となる可能性もは らんでいた事件である。その経緯を描いた軍記物語が『将門記』である。

『将門記』については重厚な研究史があり軍記物語であることから果たしてどこまで歴史的な真実を描いているのかといった問題を抱えている。そうした意味では歴史資料として利用する上では注意が必要である。しかし、そこに描かれていることの一つ一つは真実ではなかったとしても、そこで語られているフィクションが読者にリアリティーを感じさせるような内容であったことは認められよう。つまり、たとえフィクションであったとしても、その内容がある程度共感を持たれるような認識であった可能性は十分あると考えられる。本稿ではそうした視点から『将門記』を取り上げてみたい。

さて『将門記』には将門が関東一帯を制圧し自ら新皇と称する段階で興味深い描写が見える。それは「王城」を建設しようと構想していたという挿話である。

(1)『将門記』より抜粋

且成 $_{\Gamma}$ 可 $_{\nu}$ 建 $_{2}$ 王城 $_{1}$ 議 $_{\perp}$ 、其記文云、王城可 $_{\nu}$ 建 $_{2}$ 下総国之亭南 $_{1}$ 、兼以 $_{2}$ 橋橋 $_{1}$ 号為 $_{2}$ 京山崎 $_{1}$ 、以 $_{2}$ 相馬郡大井津 $_{1}$ 号為 $_{2}$ 京大津 $_{1}$ 、

『将門記』(史料1)によれば新皇と称するようになった後、新しい国司を任命し王城を建設することを議論したと見える。そしてその記文には王城は下総国亭南に建て檥橋を京の山崎と号し相馬郡大井津を京の大津と号すことにすると記されたという。『扶桑略記』天慶2年(939)12月15日条では王城の建設予定地を下総国猿島郡石井郷としている。将門の根拠地に王城を建設するつもりであったということになる。もちろんこの挿話がどこまで現実味を帯びたものであったのか、真実を伝えているのかは確認できない。しかし、この王城建設構想の内容は日本の都市史を考える上でとても興味深く、そこに描かれている構想から都市に対するイメージを読み取る価値はあろう。

『将門記』の王城建設計画に関する記述は大変簡単なものではあるが、要点を整理すると次のようになる。 ①王城を下総国亭南に建設する。

② 横橋を京の山崎とし、相馬郡大井津を京の大津に相当させる。

王城建設計画の内容はこの程度ではあるが、ここからは都に対するイメージがどのように認識されていたのかを窺うことができる。まず①の王城を建設する点であるが、これは単に将門の政治拠点を作るというレベルに止まるものではない。王城とあるように、これは王朝の都を造営するということを意味している。まさに天皇の平安京に対して将門の都を建設するということになろう。後世、幕府の拠点として建設された鎌倉や江戸とは次元が異なっているのである。将門が王城建設を構想した背景には、『将門記』にも将門は桓武天皇の五代の子孫であることから日本の半国くらい支配しても何も不思議はないと認識していたことがある。つまり、天皇の血をひいている点が王城建設を構想できた背景の一つと考えられよう。さらに新皇、すなわち天皇に並び立つ地位に就いたことも、もう一つの背景として考えられる。

このように将門は桓武天皇の血筋に連なっており、しかも天皇と並び立つ新皇を称していた。そうしたことを背景として天皇の平安京に対して、自らの王城を建設するという発想が生み出されたと考えられる。 以上のように将門が王城建設を構想した背景には将門が天皇に並ぶ地位に就いたということが存在した のである。そして、これは逆に言えば天皇やそれに匹敵する地位の者以外には王城、つまり都城を作ることは許されないということをも意味している。中国から導入した都城に対して、このように認識していたということになろう。

次に②の点について検討したい。将門たちが構想した王城の具体的なプランそのものは不明だが、②のように檥橋と大井津をそれぞれ山崎と大津に相当させることを考えていたと描かれている。このことも軍記物語の中のことであるから、実際にそのような計画があったのかどうかは確認できない。しかし、こうした記述から平安時代における都のイメージを読み取ることは可能であろう。

ここで山崎と大津に当てられている檥橋と大井津の比定地についてはいろいろな説があり確定するのは 困難である。本稿ではその比定地を確定するのが目的ではないので、そうした諸説の紹介は行わないが、 二つの点で注目される。一つには、「京の山崎」、「京の大津」と表現されている点である。すなわち山崎 と大津にわざわざ「京の」という語が加えられているのである。しかし、周知のように山崎も大津も平安 京の一部ではなく、むしろ距離的にも全く離れた場所に位置している。山崎は平安京の南西に位置し宇治 川や桂川などが合流して淀川となるあたりに所在し、平安京の外港として栄えた場所であり、水陸交通の 要衝と言える⁽²⁾。同じく大津も近江国の琵琶湖の南端部に所在し、平安時代には京都への水陸運の要地と なった場所である⁽³⁾。

このように山崎も大津も平安京外に所在していた。それにもかかわらず『将門記』では「京の」という語句を付加しているのである。すなわち両者は京都の外に位置しながら京都の一部と認識されていたということになろう。その理由は次のように考えられる。山崎も大津も先述のように京都に向かう水陸交通の要衝であり、いわば京都の玄関口に相当する。つまり、地方から物資を京都に運ぶ際の重要な拠点として認識されていて、「京の」という表現がとられたと解釈されよう。このことから古代の都城イメージが大きく変容していたことが見出される。すなわち平安京という古代都城の京域を越えて、その水陸交通の要衝に当たる玄関口が京都の表徴として強く意識されていたと考えられるのである。本来の平安京は南北九条東西八坊の範囲であったが、そうした外郭は全く意識されていなかったことがわかる。むしろ玄関口に相当する山崎や大津が京都を象徴する重要な地点として認識されていた。言い換えればかつての平安京の京域を区切る外郭線はもはや意味をなさず、実質的な交通上の玄関口が意識の上で重要になっていたということになろう。

そして、このことはさらに10世紀段階で平安京のイメージが大きく変容していたことを示している。つまり、古代の都城の特徴である大極殿・朝堂院や朱雀大路・羅城門、条坊制などの要素は『将門記』の王城建設計画の中では全く触れられていないのである。逆に水陸交通の要地である山崎と大津が京都の玄関口として意識されていたことになる。『将門記』の王城が律令制都城を含意していると解釈できるが、都城制のディテールに触れることはなく交通上の玄関口の設定を前面に出しているのである。このように都城制の形態を作り出すよりも、現実の京都の重要地点を再現することの方が優先されていたのであり、その意味では古代の都城のイメージは変容してしまっていたと考えられる。

以上のように都城はそもそも天皇、あるいはそれに代わる新王朝が作り出すものであり、そのイメージも古代都城のような条坊制などのイメージよりも現実的な重要地点に認識の重心が移っていたことが指摘できる。このように理解できるとすると、古代に導入した隋唐の究極的な帝国型都城の形は日本には定着しきれなかったということになろう。しかし、もう一度平安時代末に都を作り出そうとする動きが起こる。いわゆる平氏による輪田(福原)遷都である。次にこの平氏による遷都について見ていきたい。

第2節 輪田(福原)遷都に見る都イメージ

前節では『将門記』という軍記物語の中に見える王城について、その描かれ方を見てきた。その結果、古代日本が模倣した隋唐の都城制の形のイメージは後景に退いて、むしろ現実の京都の玄関口として機能していた山崎と大津という交通上の重要地点に目が向けられていたことを指摘した。そこでは都城制の特徴よりも現実の京都のイメージが表出していたと見ることができる。『将門記』の王城建設構想は軍記物語の中での話であり、実際にどの程度の現実味を持った話であったのかは確かめられない。だが、その後、もう一度都を造営する計画が持ち上がった。しかも現実に建設に向けて動いてもいた。それが平清盛が主導した、いわゆる輪田(福原)遷都であった。本節ではこの遷都について検討を加えて都のイメージが平安時代末の段階でどのように変容しつつ受け継がれていったのかを考えてみたい。結論的な見通しを述べると、この遷都は将門による王城建設構想とは全く異なっていた。それは現実に安徳天皇を擁しての遷都であり都作りであった点で将門の王城とは違って現実味を持ったものにならざるを得なかったからである。つまり、外形も内実も変化しつつあるとはいえ、かつての平安京から都を遷そうとしている点で、古代の都城制の呪縛から逃れられなかったのである。しかし、同時に平安京のような古代の都城と全く同じものを作れない現実に突き当たった時にどのように対応していこうとしたのかといった点に、当時の都イメージを読み取ることができよう。

さて輪田(福原)遷都をめぐる研究もすでに重厚な歴史があり、近年は神戸市内の発掘調査によっても大きな成果があり議論も深まっている。最近には文献史料のみならず考古学的な成果をも織り込んだ髙橋昌明氏のご高著も刊行されている $^{(4)}$ 。研究史の整理はここでは行う余裕はないが、本節では先行研究に学びながら輪田(福原)遷都のプロセスから当時の都のイメージを抽出してみたい。

いわゆる福原遷都は、当初の計画では輪田に都を造営することを考えていた。しかし、実際には輪田への遷都計画はうまくいかず福原へと計画が変更されていった。そこで第一段階の輪田への遷都計画と第二段階の福原遷都計画の二つに分けて、それぞれの経緯を再整理して当時の都に対するイメージを見ていくこととしたい。

先述の如く遷都を計画していた地は輪田であった。治承4年(1180)6月9日、輪田遷都のために大納言藤原実定たちが派遣されて輪田で遷都予定地を点定している。しかし、現地は左京の条里が不十分であり、右京に当てる土地もないということがわかった(『百練抄』同日条)。つまり、初め輪田を遷都先と考えていたのであるが、実際に現地を視察してみると左右京の土地が全く不十分であったことがわかったのである。この不十分という意味は恐らく平安京を想定してのことと考えられよう。すなわち、この段階で考えていた遷都計画は平安京を再現することを想定していたということになる。このことから当時、遷都する場合、そのモデルはやはり平安京であったということが窺える。この点は前節で検討した『将門記』の王城建設計画とは大きく異なっている。つまり、『将門記』では条坊制を伴う古代の都城制を関東に再現しようという具体的な記述は見られず、かえって現実の京都の玄関口に相当する山崎と大津を再現することが特記されていた。それに対して輪田遷都では古代の都城制の再現がまず考えられていたのである。こうした両者の違いには、当然『将門記』は軍記物語であり、輪田遷都は現実の政治世界のことであるということがあるが、同時に実際に平安京に生活し天皇を頂いている貴族の認識によっていると理解することもできよう。つまり、現実に平安京に生活している上に天皇のための新しい都を造営する際、平安京と同じものを作ることを想定していたことが確認できる。

しかし、実際には現地視察した結果、左京も右京も用地が不十分であることが判明したのである。そこでどのように対応していったのかが注目される。その現実への対応のあり方に、むしろ当時の都のイメー

ジが隠されていると考えられる。

6月9日に輪田の視察を行った結果、用地が全く不足していることがわかった。それを受けて6月11日に新院高倉上皇の殿上で遷都のことが議論された(『百練抄』同日条)。殿上に参入した左大臣以下に遷都について議論させ、輪田を遷都の地と決定した。しかし、次のような問題が指摘された。条里が不足しており、また宮城(大内裏)も縮小せざるを得ないか、さらには平地部分には右京に当てるところがなく西は山があるのでその山を隔てた向こう側を右京として利用すべきか、そのように山や谷を取り混ぜるのには難があるのか。こうした問題点については、会議参加者たちは次のような意見を述べた。まず左京の用地が不足し右京も山や谷を取り込むという点は特に問題はないが、宮城を縮小することは良くない、という見解が定め申されたという。

しかし、以上のように一度は輪田への遷都が決定されたが、6月15日には輪田は帝都には用いがたいとして小屋野や印南野が候補地としてあげられている(『百練抄』同日条)。小屋野(昆陽野)は高倉上皇が示した案とされる(『玉葉』治承4年6月15日条)。そこでは「和田之京、町数狭少」とあり、やはり輪田の地が都として十分な面積を確保できない点が問題となっている。一方の印南野は清盛の案らしい。清盛がなぜ輪田への遷都をあきらめたのかは明証がないがやはり平安京に匹敵する京域を確保するには狭すぎたことがあったと想像される。つまり清盛も平安京の呪縛から逃れられなかったのである。

以上のような経緯の中で輸田への遷都計画は、結局は実現されずに終わってしまった。しかし、その推移の中に当時の都のイメージを垣間見ることができよう。まず都を造営する際に、当時の為政者たちが最初に想定したイメージは古代の都城である平安京であった。6月15日、小槻隆職が遷都のことについて相談をするため九条兼実を訪ねた時に持参したのが、「奈良京旧指図」であった(『玉葉』同日条)。この時、なぜ奈良京、つまり平城京の指図が持ち出されたのかは問題であるが、条坊の割付方について平城京と平安京では異なっており、今回の遷都では平城京の方式を参考としたとする山田邦和氏の説がある⑤。いずれにしても都を作る際、具体的なモデルは平安京などの古代都城であった。つまり、平安京と同様のものを作らなければならないという観念が存在していたのである。しかも左右京の用地確保が問題になっているように宮城だけでなく条坊制による京域の確保も含まれていた。以上のように当時の都のイメージはやはり古代都城制であったことが確認できる。

次に注目されるのは、結局京域を確保できないと判明した時の対応である。高倉上皇の殿上での議論では左右京の用地不足の件は特に問題ないという意見であった。諮問を受けた兼実も左京は南北五町、東西四町という案を示し、右京も便宜に従えばよいと回答した。それのみならず宮城の縮小も容認している(『玉葉』治承4年6月15日条)。以上のように当時の貴族たちは、平安京と同様のものを作ろうとするものの、現実には実施不可能な場合には柔軟な思考をしていたことがわかる。

輪田遷都の経緯から都を造営する場合、はじめは古代都城平安京の再現を目指すものの、現実的で柔軟な考え方も持っていたことを窺うことができた。そこには実際の現実的な世界があった。『将門記』の中の都のイメージとは対照的に、現実に都を作るというリアリティーが存在していたのである。本当に天皇の都として造営するためには、それに応じた具体的な形が存在しており、その形を実現することが目指されたのである。山崎や大津といった実際の交通の要地ではなく、平安京の形の再現が都を造営することであった。それでは輪田遷都をあきらめて福原を都としようとする第二段階について見てみたい。

治承4年7月16日、九条兼実のもとに福原をしばらく皇居とするとの情報が入った(『玉葉』同日条)。 それによると道路を開通させて宅地を人々に班給するというものであった。そして、8月29日には平清盛 が私的に皇居を造営して安徳天皇に提供し、明後年に八省、必要な諸官衙を作る予定であるという情報が もたらされた(『玉葉』同日条)。さらに8月25日、中山忠親は平時忠から「福原差図」を見せてもらって いる(『山槐記』同日条)。そこには内裏以下、人々への賜地などが記されていたらしい。髙橋昌明氏の指摘の如く福原全体の都市計画が存在したと思われる⁽⁶⁾。

以上のように輪田への遷都を断念して福原に場所を移した段階ではもはや平安京のような古代都城の再現は表には現れなくなってしまった。まず最優先されたのは当然ながら天皇の住む内裏であり、そして道路と班給すべき宅地であった。そこでは八省や諸官衙などは明後年以降に先送りされていたのである。すなわち律令制に基づく施設は後回しにされてしまって内裏と貴族たちに与えられる宅地が優先されているのである。古代の都城と同じものを再現できないと判明した時、最後に残ったのが内裏と宅地とそれらを繋ぐ道路であった。

こうしたことはある意味では当然のことのような印象を受けるが、数日前までは左右京をどうするのかを議論していたのに対して極めて対照的である。古代都城の形の再現をあきらめた時、残された大事な要素が内裹と宅地・道路であったことが明らかになったのである。さらに注意すべき点は、この遷都をめぐる動きの中で東西市については全く触れられていないことである。中国から都城制を導入した際、都城の経済を支えるために左右京に東西市を設置した。しかし、この遷都の議論の中で東西市については議論された形跡が見られない。実際には話題にされていたのかもしれないが、少なくともどこにどう東西市を配置するのかが問題となった様子はない。とするなら東西市については当初からほとんど念頭になかったと推測される。それは院政期には平安京は変容していて東西市に代わる商工業の中心地が出現していたことも背景として考えられよう。しかし、同時に経済的な都市機能を予め準備しようとする姿勢がなかったことを意味しているとも解釈できる。「福原差図」には内裹と宅地が記されていたのである。この時、都を構成する必須の要素はこうした支配層の居住空間だったのである。古代の都城の再現を放棄した時、核心部分として残った要素がこうしたものであった。それは『将門記』に描かれた変容した都城イメージとも異なった姿であった。

以上のように当初は古代都城の再現にこだわっていたが、それをあきらめた時に残されたものは内裏と宅地・道路であった。それでは班給された宅地にはどのように家が建てられたのであろうか。この点についても周知の事例ではあるが、中山忠親の例を再確認してみたい。

治承4年8月12日、中山忠親は福原の皇居予定地の南に1町の宅地を給された(『山槐記』同日条)。そして13日には輪田原を見て回って家人たちの居所を点定した(『山槐記』同日条)。この前後に忠親は自ら宅地整備をしばしば視察しているが、10月7日には工人10人ほどを連れて行き邸宅建設に取りかかっている(『山槐記』同日条)。このように忠親の福原の家は建設されていった様子が知られる。それ以外の貴族の家については資料的な制約からわからないが、少なくとも忠親の事例からは以下のようなことが窺える。

一つには、貴族に宅地は班給されるが、その家人の居所は別に用意しなければならなかった点である。 つまり宅地は貴族に班給されたもので、その家人たちは視野の外に置かれていたのである。二つには、宅 地内の邸宅建設も各自で行った点である。しかも忠親は工人も自分で用意していた。それぞれの家は自力 で建築しなければならなかったのである⁽⁷⁾。

二つの点とも当たり前のように感じられるが注目される。すなわち、都内に宅地を与えられて各自で建設させるというのは古代以来の基本的な姿勢であった。例えば前稿でも触れたように、外国の目を意識して平城京内の家々を立派にせよと命令していた事例からも、各自で家を建設していたことが窺える。そして、忠親は工人までも自分で用意していた。当然、それにまつわるさまざまな物資や人が調達されたであろう。つまり、忠親の家政機関を通して経済活動も始動したということになる。これは都を作る側からすると、逆に宅地を班給するだけでそれぞれの能力で家が建てられ、同時に経済活動も始まるということでもあった。

以上、輪田(福原)遷都を通して都のイメージについて検討してきたが、要点を整理すると次のようになる。一点目は都を作る場合はやはり平安京の再現が目指されたということである。それは『将門記』とは異なって現実に天皇を擁しての遷都であることから古代都城のイメージを継承する必要があったことを意味している。しかし、それが困難な場合には柔軟な対応がなされていたのも事実であった。二点目は、古代都城の再現が不可能となった段階で最後に残った要素は、結局は内裏・宅地・道路であった点である。隋唐で完成した究極の帝国型都城を継受したが、最終的に必要な構成要素はこれらでしかなかったということを意味している。そして、それぞれの宅地の運営は貴族が自分で行うことになった。三点目は、古代都城の東西市の再現は全く意識されていなかった点である。この点でも中国から導入した都城制の形から逸脱してしまっていることが知られる。

このように当初は古代都城の再現にこだわったが、それを放棄して結局残ったものは内裏・宅地・道路であった。まさに都城イメージが大きく変容したものであった。しかし、日本の都市史を考える上ではとても重要な問題でもある。すなわち、これだけでも当時の認識では「都作り」であったということになるからである。兼実などは離宮としか見なさなかったが、「福原差図」には内裏と宅地割りが計画されていたと想定される。計画した側は都と認識していたのは明らかであり、その意味ではこれも都市と認識されていたと考えざるを得ないのである。とするなら、このようなあり方も日本の都市史においては都市の一類型として位置付けなければならないということになる。

さらに注目されるのは、この段階では隋唐の都城の本質は完全に失われてしまっている点である。前稿でも強調したように古代の平城京などは外面的には隋唐長安城を模倣しつつも、その全てをそのまま継受していたわけではなく、外国の目を意識して朱雀大路などの舞台装置とも言うべき部分の荘厳化に意を用いていた。しかし福原遷都の議論では、とにかく道路を通して宅地を割り出すことが優先されていた。すなわち、もはや外国の目を意識することはなくなっていたのである。その意味では隋唐の帝国型都城の帝国性という性格が完全に脱落してしまっていると言えよう。古代国家が導入した隋唐の都城制は全く変容してしまって、宅地を割り出す方格地割のシステムだけが残ったと考えられる。そして、それが日本においては都市の一類型であったのである。

以上のように都のイメージは、古代に導入した都城制が導入段階ですでに換骨奪胎された上に、院政期にはさらに最小単位の内裏・宅地・道路にまで解体されてしまったと捉えられる。同時に地方からすると、『将門記』に見えるように都の玄関口が都を象徴する存在となっていたのである。言い換えると地方からは山崎や大津といったフロント・ゲートが京都の表徴であり、都に住む人にとってはやはり都城制が都のあるべき姿であったが結局は最小パーツに分解されていたのである。

第2章 国府と地方有力者の家

第1節 国府の様相

前章では都のイメージの変容について見てきたが、一方の地方ではどうであったのかを検討してみたい。まず古代の地方都市として国府が問題となる。かつては方形の外郭を持つ都城のミニチュアとしての国府イメージが存在した。しかし、その後の発掘調査や研究の進展の結果、そうした理解は疑問視されるようになった⁽⁸⁾。だが、近年は陸奥国府多賀城に方格地割が形成されていたことが発掘調査によって明らかにされたり、各地の国府の調査も進展して新しい研究段階に入りつつある⁽⁹⁾。このように国府をめぐる議論は進展中であり、簡単に言及しうる状況にはない。しかし、平泉研究の前提としては必要な作業であるため、若干の再検討を試みたい。

(2)『今昔物語集』巻26、陸奥国府官大夫介子語第五

今昔、陸奥ノ国ニ勢徳有ル者、兄弟有ケリ。兄ハ弟ヨリハ何事モ事ノ外ニ増テゾ有ケル。国ノ介ニテ政ヲ取行ヒケレバ、国ノ庁チニ常ニ有テ、家ニ居タル事ハ希ニゾ有ケル。家ハ、館ヨリ百町許去テゾ有ケル。字ヲバ大夫ノ介トナン云ケル。(中略)

其伯父ガ家ハ、五町許ヲ去タリケルニ、(後略)

『今昔物語集』に陸奥国の様子を窺うことができる興味深い物語がある(史料2)。もちろんあくまでも物語であり現実との差異の存在には注意が必要であるが、この物語から陸奥国府の様子を考えてみたい。

その物語によると、陸奥国に勢徳ある兄弟がいたが、兄は弟より優れていて「国ノ介」として国務に携わっているので「国ノ庁(タ)チ」に常にいて家にいることは稀であった。家は「館」から100町ほど離れていた。字を「大夫ノ介」と言ったという。

この大夫ノ介は、「国ノ介」とはあるが国司の介というよりは現地の有力者であるから在庁官人のトップに位置する人物と理解される。そして、「国ノ庁チ」に常にいて政務を執っていた。この「国ノ庁チ」は国府政庁ではなく国司館と見られている⁽¹⁰⁾。そうすると大夫ノ介は国司館で国務に当たっていたことになる。さらに家は館から100町、約11kmほどの距離にあったことがわかる。以上のことから大夫ノ介は本拠地の本宅から国府に通勤するのではなく、常に国府に滞在していたことになる。しかし、その場合、「国ノ庁チ」が国司館として、そこにずっと宿直していたとは考えにくいのではないだろうか。とするなら国府にも家を持っていた可能性が考えられる。恐らく大夫ノ介は本拠地の家の他に国府にも出仕のための家を持っていたのではないだろうか⁽¹¹⁾。

以上のように大夫ノ介の事例から次のことが想定される。一点目は、大夫ノ介のような在庁官人には本拠地に家を持ちつつ、常勤するために国府にも家を持つ者がいたということである。当然、国府にしか家を持たない在庁官人や近距離から通勤する在庁官人もいたと思われるが、大夫ノ介のような有力者は本拠地にも経営基盤となる家を持っていたことになる。二点目は、大夫ノ介のような有力な在庁官人も含めて国府にしか家を持たない者もいたであろうから、そうした少なくとも在庁官人たちが国府に一定程度集住していたことをあらためて確認できる点である。これは当然のことではあるが、国府での政務に当たったり国司のもとに出仕したりする上で便利であったことによる。大夫ノ介の場合も約11km離れた本宅から通勤するのではなく、国府に常駐するという方法を選択していたのである。

以上のように当然ではあるが、国府にはそれに関わる人たちがある程度集まっていたことが再確認される。他の諸国の場合にはどうであったのかは今後の調査の進展を待ちたいが、国府にはその関係者が一定程度集住していたと理解できよう⁽¹²⁾。特に大夫ノ介のように現地の有力者が本拠地の家とは別に国府にも家を持っていたことは注目される。このことを踏まえて次に奥羽の安倍氏と清原氏について検討してみたい。

まず清原氏について取り上げる。『奥州後三年記』によると、清原真衡は陸奥守として赴任してきた源義家に対して饗応する、いわゆる三日厨を行った。新任国司などが下向した際、現地の者が三日間にわたって饗応する儀礼が三日厨と呼ばれるものである。ここで注目されるのは、その饗応が終わって「奥へかへりて」と記されていることである。つまり、「奥へかへりて」とあることから、当然饗応は国府多賀城で行われたことになり、それが終わってから真衡は「奥」、つまり奥六郡の自分の館にもどったということになる。とすると真衡は三日厨の行われている間、多賀城に滞在していたことになる。その滞在していた場所が問題となるが、国司館などに仮に滞在していた可能性も考えられるが、先の大夫ノ介の事例からすると真衡も多賀城に家を持っていたと考えた方が現実的ではないだろうか。確証はないが、真衡も有力在庁官人の一人として国府にも家を持っていて必要に応じて出仕していた可能性があるかもしれない。

それに対して安倍頼時の場合について『陸奥話記』を見てみると、鎮守府将軍を兼ねる陸奥守源頼義が

府務を行うため鎮守府に入った際、頼時は給仕して駿馬・金宝を献上したと見える。すなわち、安倍頼時は多賀城に出て行っていなかったのであり、頼義が鎮守府に来た時に奉仕を行ったのである⁽¹³⁾。このように従来指摘されているように安倍頼時は鎮守府に出仕しており、それに対して清原真衡は国府に出仕する在庁官人と言うことができる。そして真衡は奥六郡の本拠地に館を持ち、国府多賀城にも出張所として家を持っていた可能性が考えられる。

このように在庁官人には本拠地と国府にそれぞれ家を持っていた者がいたと推測される。それでは本拠 地の家と国府の家の関係を次に検討していきたい。

まず大夫ノ介の場合は、彼の子は本拠地の家に生活していた。後妻となる継母も同じく本拠地の家に暮らしていた。大夫ノ介は本拠地に妻子を置いて自分は国府の家で出仕していたことになる。清原真衡もその館に妻子がいたことが『奥州後三年記』から知られる。真衡と対立した吉彦秀武が清衡・家衡に、真衡が出羽国に出撃している間に真衡の妻子を奪って家を焼き払うよう求めたり、その後再び出羽国に出撃中、留守を守る真衡の妻が義家の郎等たちに救援を求めていることから、真衡の場合も妻子を自分の館に置いて生活していたことが確かめられる。

それに対して妻子を国府に置いていた場合もあった。『陸奥話記』によれば、平永衡が源頼義に疑われて殺害されたことを知った藤原経清が源氏軍から離脱する際に、次のような流言を流したという。安倍軍が別ルートで国府を襲って将軍の妻子を奪おうとしていると。すると将軍旗下の者たちの妻子も国府にいるため、国府への帰還を頼義に勧めたという。つまり、国府軍の構成者にも国府に妻子を置いている場合があったことになる。このように本拠地の家に妻子を置く場合と国府の家に妻子を置く場合があったことが窺える。そして、本拠地の家に妻子を置きながら国府の家に常駐する場合もあったのである。亘理権大夫藤原経清も亘理郡に経営拠点として家があり、一方で多賀城にも家を持っていた可能性が考えられる。これは伊具十郎平永衡も同様である。そして、例えば、清原真衡の場合は普段は本拠地の館で妻子と生活し、必要な時に国府多賀城に出仕し、その際に国府の家を利用していたと憶測される。経清や永衡の場合は確認できないが、このように本拠地の家と国府の家を往来するというあり方もあったものと思われる。

以上、見てきたように国府には出仕する者たちがある程度集住していたことが考えられる。『将門記』の中でも、例えば将門が常陸国の府下を占領した際、「三百余之宅」が焼かれ「府中之道俗」も死の危険にさらされたとあるように、人口が密集した地域であったと思われる。三百余という数字は誇張があるかもしれないが、ある程度の集住は認められよう。このように地方においては、国府はやはり都市として存在していたと考えられる。それでは地方有力者の本拠地の家はどのように捉えられるであろうか。次にこの点を整理してみたい。

第2節 本拠地の様子

1. 平泉にいたるまで

前節では地方において国府を中心に検討を試みてきた。その結果、地方の有力者の中に本拠地に家を持ちながら在庁官人として出仕するために国府にも家を持っていた場合もあったと推測してきた。そこで本節では地方有力者の本拠地の様子について整理を行って、平泉の特殊性を考えてみたい。

平泉をどのように捉えていけばよいのか、といった問題に対して、入間田宣夫氏は軍事首長のベースキャンプと解釈する見解を示された⁽¹⁴⁾。入間田氏によれば、平泉は奥州藤原氏一族が集住する形態をとっていて、これは安倍氏の衣河への集住や源頼朝の鎌倉、平氏の六波羅とも共通するあり方であったと指摘された。ベースキャンプ論とも呼ぶべき卓見であった。そこで本稿ではさらに一歩を進めて、もう少し詳細な検討を試みていきたい。

有名な寺塔已下注文(『吾妻鏡』文治5年(1189)9月17日条)の中の舘事の記述によれば藤原秀衡と その子供たちの家が平泉に集まっていた様子が見られる。しかし、以下、もう少し具体的に検討して議論 を進めたい。

まず前章で紹介した『今昔物語集』の大夫ノ介の事例に注目したい。そこでは陸奥国に勢徳ある兄弟がいたとあり、兄は大夫ノ介であるが弟も物語の中で活躍する。大夫ノ介の子が継母の計略によって生き埋めにされるが、それを救出するのが弟である。兄に対して弟は国府には日常的に出仕している様子は見られないが、その家は大夫ノ介の家から5町ほどの所にあったと記されている。つまり、兄と弟の家は約540mくらいの距離にあったことになる。そうすると軒を並べて隣接していたとは言えない点では集住しているとは見なせない。しかし、全く離れているというほどでもない距離である。

次に清原真衡たちの家を見ていきたい。真衡館の所在地は未詳ではあるが、『奥州後三年記』によると、次のようなことが窺える。見通しを先に示すと真衡館は基本的には単独で存在していたと思われる⁽¹⁵⁾。

周知のように真衡は海道小太郎成衡を養子とし、かつて源頼義が生ませた女子をその妻に迎えた。そのお祝いに周辺の郎等たちがさまざまな物を献上し饗応した。その一人が吉彦秀武で、秀武も真衡館に金や飯酒を持って参上した。秀武は金を朱色の盤に積んで捧げ持って館の庭に跪いていたが、真衡は囲碁に夢中で見向きもしなかった。それに怒った秀武は金を庭に投げ散らして、門を走り出て飯酒を従者に与え、長櫃なども門前に捨てて郎等たちを引き連れて出羽国に逃げ去った。

以上のように秀武は真衡館にお祝いの贈り物をもって参上したが、真衡の対応に怒って本拠地の出羽国に帰ってしまった。注目されるのは直接出羽国に帰ったと読める点である。怒った秀武は真衡館の門前で全ての贈り物を処分して出羽国に帰ったということになる。恐らく真衡館の周辺に秀武の家はなかったのではないだろうか。『奥州後三年記』も軍記物語であり、どこまで真実を伝えているのかは確証がないが、少なくとも本物語の中では秀武の家が真衡館周辺にあったようには思われない。

但し、『康富記』文安元年(1444)閏6月23日条には、中原康富が見た後三年合戦の絵巻の概要が書き留められている。それによると秀武は自分の館に放火して出羽国へ下ったと記されている。この場合は秀武館が真衡館の近くにあった可能性と陸奥国内のどこかにあった可能性が想定される。後者の場合は出羽国の本拠地の他に陸奥国にも所領を持っていて、そこにも館を所有していたことになろう。また前者の場合は、秀武も真衡の家人となって主人の館周辺に家を持っていたということになろう。つまり郎等たちが主人の館周辺に集住する形態に含めて理解することができる。このように秀武館については問題があるが、『奥州後三年記』に従えば、その家は真衡館の周辺にはなかった可能性が高く、『康富記』に従えば、陸奥国内のどこかにあったか、真衡館周辺にあった可能性があり、後者としても家人の家が主人の館近くにある形態に含めて理解することができよう。

また同じく『奥州後三年記』によると、秀武の誘いに応じて清衡・家衡が挙兵し、真衡が出羽国に出撃した後に、その館に向かって進軍している様子が描かれている。その際、清衡・家衡軍は胆沢郡白鳥村の家々を焼き払いながら真衡館に迫っている。つまり、清衡・家衡軍は真衡館からかなり離れたところから攻め寄せていることになる。このように理解できるなら、清衡・家衡の家も真衡館の周辺には存在しなかったことになる。すなわち、真衡の兄弟に当たる清衡・家衡たちも真衡館周辺に家を持っていなかったということになろう。恐らく真衡自身の郎等たちの家は近辺にあったが、『奥州後三年記』に従えばという条件付きだが秀武や清衡・家衡らは周辺に家を置いてはおらず、それぞれ本拠地に家を構えていたのである。それは大夫ノ介が国府で政務を日常的に執り行うのに対して、彼らは恒常的に真衡館に出仕する必要がなかったからであろう。必要な時にだけ来ればよかったのである。

そして『康富記』によれば、出羽国に出撃した真衡が病気で急死した。そこで清衡と家衡は陸奥守源義

家に降参して赦されて奥六郡を三郡ずつ与えられた。しかし、家衡は清衡のことを義家に讒言するものの聞き入れられず、かえって家衡は清衡館に同居させられてしまった。ここで家衡は清衡暗殺を企て清衡館に放火して焼き払ってしまう。清衡自身は事前に気付いて難を逃れたが、妻子眷属は殺されてしまったという。

このような経緯から、家衡は清衡館に同居させられなければ自分の館に住んでいたはずで、恐らく与えられた奥六郡のうちの三郡のいずれかに館を構えていたと思われる。そのように理解できるなら家衡も清衡館周辺に家を持っていたとは考えられない。両者は離れて居住していたのである。

以上に見てきたように、清原氏の場合には集住という形態はどうも見られなかったようである。当主の 真衡館の周辺に兄弟たちが集住してはいなかったし、むしろそれぞれが分散して本拠地に家を構えていた と推測される。そして、それぞれの家の周辺にはそれぞれの郎等たちの家が存在していたと思われる。こ のようなイメージは古典的な武士居館のイメージと同様であり、古典的なイメージに回帰してしまう印象 があるが、清原氏においてはそのように理解されよう。さらには真衡の場合は、前節でも指摘したように 国府多賀城にも出仕のための家を持っていた可能性があろう。

このように前九年合戦後の清原真衡段階については、それぞれが自分の本拠地に家を持ち経営に当たっていた。当主の真衡も同様で郎等たちは館周辺に居住していたが、兄弟の清衡・家衡や問題は残るが秀武も周辺には居住していなかったのであろう。真衡館周辺に集住するような形態はとられていなかったことになり、当然真衡館を核とした都市空間も現出していたとは考えられない。それでは後三年合戦後の状況はどうであろうか。この点を次に見ていきたい。

後三年合戦が終結して源義家が去った後、藤原清衡が実力者として残っていた。『吾妻鏡』文治5年9月23日条によれば、江刺郡豊田館から磐井郡平泉に移って宿館としたとある。この史料もこれまでの研究で何度も言及されており、ここで新しい見解を述べることはできないが、注意が必要なのは豊田館と平泉館の質的な違いがあるのかどうかである。これまでは奥六郡内の江刺郡から衣川を南に越えた磐井郡平泉に拠点を進出させたことが画期的な意味を持っていると指摘されてきた。もちろんそれ自体は正しいと思われるが、豊田館と平泉館を比較した場合、両者にはどのような差異があったのであろうか。結論的には恐らく両者の間には大きな差はなかったのではないかと思われる。

清衡の直前の真衡段階の居館の様子は先に見た通りであった。つまり、各自が本拠地に居館を構えていて、当主の真衡館も周辺に兄弟や、郎党を除く武士団を集住させることはしていなかったと思われる。当然、その体制内の清衡の家も状況は同じであったであろう。この段階での清衡の家が豊田館であったかは確言できないが、恐らく同じように郎等たちの家に囲まれる程度であったのではないかと推測される。すなわち、後三年合戦後、豊田館にいた清衡は、合戦以前の居住形態を単純に継承していたと理解するのが自然ではないかと考えられる。このように理解できるとするなら、豊田館から平泉館に移った場合も同様に考えられるのではないだろうか。つまり、豊田館から平泉館に移転したというのは、居館が移動したということでしかないのである。その居館の存在形態そのものが大きく改変されたとまでは言えない。先に見た『吾妻鏡』やその他の史料上も平泉に宿館を構えたという以上のことは窺えないのである。以上の状況からすると、やはり清衡はそれまでの家の存在形態をそのまま継承したと考えざるを得ないのである。

以上のように考えられるなら、清衡段階初期から郎党たちを除くと一族や奥羽の武士団の多くが平泉に 集住していたとは想定しにくいことになる。しかし、これは言うまでもなく論理上、そのように想定され るということであって現実とは乖離している可能性は十分にあろう。この点は今後、発掘調査などによっ て清衡段階の遺構や平泉の様相が解明される中で再検討していく必要がある。ただ清原真衡以降の居館を めぐる状況からするとこのように考えられよう。 さらに憶測を重ねると、真衡について国府にも出仕のための家を持っていた可能性が考えられたことから、清衡にも同じ事が言えるかもしれない。恐らく押領使であった清衡は有力な在庁官人の一人として国府にも家を持っていた可能性がある。その場合、これも周知の史料であるが『長秋記』大治5年(1130)6月8日条が想起される。清衡の死後、長男小館が弟の御曹子(基衡)のために国館に責め籠められ、それに耐えられず脱走したが殺害されたという内容である。ここで小館が責め籠められた国館が問題となるが、その解釈も陸奥国府か出羽国府に所在した館とされるものの不明確で、越後国への逃亡を図っていることから出羽国府であったと理解されている⁽¹⁶⁾。このように国館の解釈は陸奥国か出羽国かも含めて難しいものがあるが、小館自身は平泉に清衡館から独立した館(小館)を持っていたと考えられるので、国館は従来の説の通り国府にあった館とするのが穏当であろう。そうすると国司館に小館を幽閉することは考えにくいことから、清衡が国府に持っていた館であった可能性があろう。あるいは小館も国府に家を持っていたと考えることもできるが、いずれにしても奥州藤原氏は国府にも出仕のための家を持っていたという可能性が高まろう。

以上のように清衡段階の平泉について理解できるなら、考古学的な復元を試みた羽柴直人氏や平泉の発掘調査成果から分析された八重樫忠郎氏の理解とも対応することになる⁽¹⁷⁾。すなわち、羽柴氏によれば清衡段階には柳之御所と中尊寺、両者を結ぶ道路くらいしか遺構としては復元できず、毛越寺を中心に東西大路や直交する南北道路ができるのは二代基衡以降とされる。八重樫氏も当初から都市を造るという概念がなかったと指摘される。清衡館が柳之御所にあったかどうかは慎重に検討していきたいが⁽¹⁸⁾、基本的にはまだ町割などは形成されていなかったと考えられよう。恐らく清衡自身はそこまでは意識しておらず、従前のように自分の館を平泉に移し周辺には郎等たちの家が配置され、一方で国府にも出仕のための館を持っていたのであろう。

2. 鎌倉の画期性

清衡の平泉館について見てきたが、その後の展開過程を検討する前に時間的には前後するが、先に鎌倉について取り上げてみたい。結論的に言うと鎌倉は特異な性格を持っていて、それと比較することによって平泉の特殊性も逆に明瞭になると思われる。

挙兵した源頼朝は鎌倉に入り、大倉御所を造営して移り住んだ(『吾妻鏡』治承4年12月12日庚寅条)。そして、御家人たちが御所の侍所に参集し、その数は311人⁽¹⁹⁾ にのぼった。さらに御家人たちも同じく宿館を構えたと見える。この史料も有名であり、さらに新しいことは言えないが、日本の都市史の中で鎌倉を考える際には注目すべき情報を含んでいる。いずれも周知のことではあるが、三つの点に再構成してみたい。

一つは、御家人たちがそれぞれ鎌倉に宿館を構えた点である。これは当たり前な印象を受けるが、御家人たちは自分の本拠地に居館を持っていたはずであるが、この時、鎌倉にも宿館を設けたということになる。すなわち、これは鎌倉殿頼朝の下に出仕するためであったと考えられる。そのために本拠地とは別に鎌倉にも宿館を設けたのである。二つ目は、その人数の多さである。写本によって異同があるものの数百人規模の御家人が参集したのである。そして三つ目は、御家人たちの宿館はこの前後、ほぼ同時並行的に建設されていったと考えられることである。

これら三つの点は、これ以前には存在しなかったことである。まず二点目と三点目であるが、まさに前代未聞の事態と言わざるを得ない。数百人規模の御家人が一時に鎌倉に集まり、さらには全員ではないかもしれないがそれぞれが宿館を建設しはじめたのである。大人数がほぼ同時に家を建設しはじめたわけである。このようにほぼ同時に家々が建設されていったとすると、当然誰の家をどこに配置するかといった

コンセンサスが事前に得られている必要があろう。前に見たように福原でも「福原差図」なるものに計画が記されていた。しかし、前章で見たように天皇の都を作る際は、古代都城制の再現が目指されたが、鎌倉は天皇の都ではなかったため、当初から条坊制のような方格地割を指向する必然性がそもそもなかったと思われる。よって方格地割に基づくような計画ではなく、もっと緩やかな内容ではなかったかと推測される。とは言っても『吾妻鏡』では御所の門前に有力御家人たちが居館を構えていた様子が知られるので⁽²⁰⁾、御所などの中枢施設周辺など、一部には厳密な地割りが施されていたと考えられる。このように都城のような精確で全体にわたる都市計画はないとしても大雑把な配置計画のもとに建設が進められたと想像される。

そして、宿館の建設は人や物を吸い寄せることになる。福原でも中山忠親は工人たちを連れて自分の邸宅建設に当たっていた。その他の必要物資や食料などの物流も形成される。鎌倉でも建設バブルとも言える状況が生じたと推測されよう。このように大人数が集まり建設が始まったことは都市形成への起爆剤として機能したと思われる。

そして、一点目についても地方においては国府を除いてほとんど前例がないのではないだろうか。すなわち、地方の有力者が一カ所に集まって居館を構えるというのは前例がなかろう。前に見たように在庁官人たちには本拠地の家と国府の家を持つ者もいて、国府にはそうした家が集まっていた。しかし、国府以外でそのような事態は想定しにくい。この点も鎌倉の新しい側面である。

それではなぜ御家人たちは、常には居住していなかったとしても鎌倉に集まって宿館を構えたのであろうか。先に見たように真衡や清衡にはこのような大規模な集住形態は考えられなかった。ここに二人と頼朝との間に大きな差があったのである。つまり頼朝の場合、その求心力の強さがそれ以前よりも段違いに強かったということである。それはより具体的に言うと、御家人たちが大倉御所に出仕するためであり伺候する必要があったためである。

以上のように鎌倉は都市形成の起爆力を持ち、頼朝の求心力の強さにおいて地方では国府を除くと例のないものであったと言える。それでは平泉はどう理解できるだろうか。もう一度平泉に立ち返ってみたい。

3. 平泉の再検討

鎌倉の場合は都市形成に向かう要素が初期段階から内在していた。しかし、平泉は清衡館の周辺に奥羽の武士団の宿館が一度に集まる必然性はなかったであろう。清衡は武士団を集住させて平泉に都市を作るつもりは全くなかったであろうし、清衡と関係を結んでいる武士たちの多くも日常的に清衡館に伺候する必然性は存在しなかったものと推測される⁽²¹⁾。その意味ではそもそも都市形成に向かう動機はなかったということになる。

しかし、平泉はそれまでとは全く異なっていた。それが都市化へと向かわせることとなる。まず前に見た大夫ノ介の場合、本拠地に家を持ちながら国府に常駐していた。だが清衡は恐らく国府にも家を持っていたが、自身は本拠地平泉にいた。つまり清衡が他の在庁官人と同様に国府に常駐していたなら平泉はただの館の所在地に終わっていたのである。しかし、清衡は平泉に常にいたのである。これによって地方に国府以外に政治的な核が存在するという事態が生まれたことになる⁽²²⁾。しかもこの状態が奥州藤原氏滅亡まで100年弱にわたって維持されたのである。当然そこにはさまざまな形で吸引力が発生していたと思われる。例えば清衡のもとには散位道俊や良俊といった文筆官僚が京都から下ってきたり⁽²³⁾、秀衡のもとに豊前介実俊らがいた⁽²⁴⁾。また、元陸奥守藤原基成も平泉の北ではあるが留住していた。武士団にも史料上は明確には見えないが、奥州藤原氏のもとに日常的に出仕伺候するようになった者も増加したと推測されよう⁽²⁵⁾。とすれば平泉に吸い寄せられてきた人々に対して宅地を用意する必要が生じてくること

になる。実際に基成は平泉の北側ではあるが衣河館に居住していた。一方、清衡の長男小館は父清衡館とは別に館を構えていたし、秀衡の子供たちもそれぞれ家を持っていた。以上のように平泉に彼らのような住民が吸引され集住するようになったものと考えられる。鎌倉では一気に御家人が集まったが、平泉では徐々に進行していったのである。このように宅地を割り振る必要が生じ、同時に宅地間や諸施設を結ぶ道路網も必要になってきたであろう。そこで想起されたのが都城の方格地割であった。具体的には毛越寺・観自在王院前を東西に走る軸線道路を軸とした町割である。

しかし注意が必要なのは、その町割が面的に広がらないように考えられる点である。八重樫忠郎氏は考古学的な面から平泉の変遷を三つに時期区分し、中期の基衡段階の12世紀中葉には市街地が隙間なく形成されていたとは考えられないと指摘される⁽²⁶⁾。もしそうであれば全体を覆うような道路網計画、言い換えれば都市計画が存在したかどうかは疑われる。また、毛越寺・観自在王院から東にのびる東西大路に交わる南北道路は毛越寺・観自在王院あたりでは直交するが、東方では北で東に傾いて取り付いている。この点も最初からそのように計画を立てたと解釈すべきなのかどうかといった問題が残っている。現状だけ見ると、もし観自在王院がもともと基衡館であったとするなら、毛越寺と基衡館を並べて建設することが道路が直交する町割の発端であった可能性が高いように思われる。その場合には、やはり基衡段階でも方格地割を平泉全体に施工しようという意図までは持ち合わせていなかったということになる。だが一方で東西大路を軸線道路として通している点では、ある一定の意図を持って平泉内を整理しようとした可能性はあると推測される⁽²⁷⁾。ただ以上のように平泉全体にわたる整備までを視野に入れていたのかどうかは明確にはできない。このように現段階では面的に方格地割が施工されていたのか、各区画内の様子はどうであったのかなど課題も多いため、今後の調査の進展を待って改めて検討したい。

また、平泉の特殊なもう一つの点は、寺塔已下注文によれば中尊寺に禅坊300余字、毛越寺に禅房500余字あったことである。この数字も誇張があるかもしれないが、それぞれに僧一人と従者がいたとすれば大変な人数となる。つまり、町場も含めて平泉にはかなり大きな人口が集まっていたことになる。当然その消費生活を支えるための人的・物的資源や流通・生産機能が求められよう。地方の武士の単なる持仏堂や菩提寺をはるかに超える規模の大寺院群を擁していた点も平泉の特殊性であった。この点でも平泉は普通の地方武士の居館所在地とは全くレベルが異なっていたのである。

以上のように平泉は清衡自身には恐らく都市を作るつもりはなかったと思われるが、国府とは距離を置いて約100年間、政治的中心であり続けたことで、明確な都市計画の存在は確かめられないが、その持続的な吸引力によって都市形成へと向かっていったのである。鎌倉は頼朝の求心力の強さによって都市形成への起爆力を持っていたが、平泉は徐々に進んでいったということになる。その意味では鎌倉ほどの凝集性はなかったのであるが、地方では従来ないことであった。そして、巨大寺院群を内包していた点も異例であった。このように地方における中世の政治都市というモデルが存在しない段階で、そこに向かっていったテスト・ケースが平泉であったとも言える(28)。

さて以上のように理解できるとすると、鎌倉も最初から都市を作るという意識を明確に持っていたのかどうか疑問に思われる。前項で頼朝が鎌倉に都市を作ろうとしたとは言い切らなかったのは、恐らく大倉御所を中心に御家人たちの家が集まるという形態は、従前の主人の館の周囲に郎党の家が集まっているのと同じことであったからである⁽²⁹⁾。その従来の形態の大規模な拡大版と言えよう。その意味では鎌倉も平泉と同様、当初から都市を造営しようという意図はなかったのかもしれない。しかし、先述のように、ある程度の計画性を持っていた点では平泉とは異なっており、内裏・宅地・道路だけでも都と認識していた福原と同様に都市と評価することも可能である。但し、頼朝たち自身がどのような認識を持っていたのかを慎重に検討していく必要があろう⁽³⁰⁾。

おわりに

本稿では平泉を日本の都市史の中にどのように位置付けられるのかという視点から眺めてきた。その結果、平泉の特殊性が見えてきた。すなわち、地方における政治都市の形が時間をかけて作り出されつつあった点である。

東国にも都を作ろうとしたのは平将門であったが、そのイメージは都城そのものよりは京都の玄関口の 山崎と大津に代表されていた。また輪田(福原)遷都では逆に都城制の形にこだわっていたが、意外にも 柔軟な対応がなされていた。

一方で地方の国府には在庁官人を中心にある程度の集住がなされていたと思われる。そうした中で清原 真衡たちの館は分散していた。そして、藤原清衡も同じく平泉に館を設けたが、恐らく都市を作る意志は 持っていなかったであろう。しかし、この後、約100年にわたって国府から離れたところに拠点を維持し ていく中で、平泉には人的・物的資源が吸引されていった。それによってある程度、合理的な空間構成を 整備する必要性が生じ、また他に例のない巨大寺院群を擁したことで大きな消費人口を抱えることになっ た。以上のようにそれまでの地方武士の居館では存在しなかった、いくつかの条件を平泉は持っていたの である。これらの諸条件が平泉をそれ以前にはなかった政治都市へと変容させていったことになる。しか し、ある定型的な形を生み出す前に滅亡してしまったのである。

本稿の内容を簡単に整理すると以上のようになる。個々の論点はすでに先行研究によって指摘されたり論じられていたことばかりであり、それらを取りまとめただけの内容となってしまった。しかも少ない文献史料から組み立てた一案でしかない。今後も別の可能性や発掘調査の成果なども合わせて検討していきたい。

註

- (1) 吉田歓「東アジアにおける都市造営と平泉の比較研究」(『平泉文化研究年報』11、2011年)。
- (2)『国史大辞典』(吉川弘文館)「山崎」項。
- (3)『国史大辞典』(吉川弘文館)「大津」項。
- (4) 髙橋昌明『平清盛 福原の夢』講談社、2007年。
- (5) 山田邦和「『福原京』の都市構造」(『古代文化』57-4、2005年)。
- (6) 注(4) 髙橋著書。
- (7) 注(4) 髙橋著書に経緯が詳しく整理されている。
- (8) 国立歴史民俗博物館『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。同20、1989年。
- (9) 近年刊行されたものとしては、平井美典『藤原仲麻呂がつくった壮麗な国庁 近江国府』(新泉社、2010年)、新田剛『伊勢国府・国分寺跡』(同成社、2011年) などがある。
- (10) 石井進「中世成立期の軍制」(『石井進著作集』第五巻、岩波書店、2005年。初出は1969年)。
- (11) 斉藤利男「荘園公領制社会における都市の構造と領域」(『歴史学研究』534、1984年) も中世の国府について同様なことを推定している。
- (12) 義江彰夫「中世前期の都市と文化」(『講座日本歴史3 中世1』東京大学出版会、1984年)が常陸国府の在庁官人の集住形態についてより具体的な分析をされている。同様なことが平安時代の陸奥国でも想定されよう。
- (13) 源頼義の陸奥守着任の際にも安倍頼時は帰服しており、そこで贈り物を献上したり接触はあったと思われる。
- (14) 入間田宣夫「平泉はベースキャンプだった」(『月刊歴史手帖』19-7、1991年)。
- (15) 館については、五味文彦「館の社会史」(『神奈川地域史研究』11、1993年)、「描かれた中世、語られた中世」(鈴

木博之他編『シリーズ都市・建築・歴史4 中世の文化と場』東京大学出版会、2006年)参照。

- (16) 高橋富雄『平泉』(教育社、1978年)、工藤雅樹『平泉藤原氏』(無明舎出版、2009年)などは出羽国府と推測している。 樋口知志「藤原清衡論」(同『前九年・後三年合戦と奥州藤原氏』高志書院、2011年。初出は2008年)は陸奥国府かとされる。難しい問題であるが、陸奥国在住の藤原氏に関わる話であることから、わざわざ陸奥国の館と断る必要がないのに対して、出羽国府であれば出羽国と断る必要性が高いように思われる。とすれば出羽国と断らずにただ「国館」と表記していることから陸奥国府の可能性が高いと考えられるが確証はない。また、「国館」を国府にある館と見るのは穏当ではあるが、今後も継続的に検討していく必要があろう。
- (17) 羽柴直人「平泉の道路と都市構造の変遷」(入間田宣夫・本澤慎輔編『平泉の世界』高志書院、2002年)。八重樫忠郎「平泉という領域」(『中世都市研究16 都市のかたち』、山川出版社、2011年)。また、斉藤利男「平泉と鎌倉中世政治都市の形成と展開」(広瀬和雄他編『古代王権の空間支配』青木書店、2003年) は発掘調査による平泉の変遷を踏まえて都市形成について分析されている。
- (18) 八重樫忠郎「平泉における寺院」(吉井敏幸・百瀬正恒編『中世の都市と寺院』高志書院、2005年)、「平泉という領域」 (『中世都市研究16 都市のかたち』、山川出版社、2011年) は中尊寺近辺の可能性を示唆している。
- (19) 吉川本『吾妻鏡』(国書刊行会、1915年)では「二百十一人」とある。
- (20) 『吾妻鏡』 文治元年9月1日辛巳条、3年正月12日甲寅条など。
- (21) 岡田清一「奥州藤原氏の奥羽支配」(同氏『鎌倉幕府と東国』続群書類従完成会、2006年)、七海雅人「平泉藤原氏・奥羽の武士団と中世武家政権論」(入間田宣夫編『兵たちの時代 I 兵たちの登場』高志書院、2010年)によって、奥州藤原氏と奥羽の武士団との関係には親疎があったことが指摘されている。但し、分析史料の「人々給絹日記」に見える人物比定については大石直正「『人々給絹日記』を読み直す」(入間田宣夫編『兵たちの時代II 兵たちの生活文化』高志書院、2010年)が異なった見解を示されている。
- (22) 大石直正「平泉と多賀城」(『中世都市研究 2 古代から中世へ』、新人物往来社、1995年) は、当時の陸奥国は焦点が二つある楕円のような形であったと指摘されている。そして、多賀城は一般政務、平泉は軍事・警察機能を分担していたとされる。
- (23) 『三外往生記』に散位道俊、『中右記』天永2年正月21日条に良俊が見える。
- (24) 『吾妻鏡』 文治5年9月14日辛未条。
- (25) 入間田宣夫『平泉藤原氏と南奥武士団の成立』(歴史春秋社、2007年) は南奥の武士団の子弟が奥州藤原氏の近習として平泉に出仕していたと推定されている。
- (26) 八重樫忠郎「平泉という領域」(『中世都市研究16 都市のかたち』、山川出版社、2011年)。
- (27) 日本の都市が軸線道路を基軸とする傾向がある点は、拙稿「東アジアの世界の中の都市平泉」(『平泉文化研究年報』 1、2001年)でも指摘した。
- (28) このように考えられるとすると、清原真衡が急死せずに清原体制が存続していたら、その館の所在地は平泉よりも 先に都市形成へと向かった可能性があったかもしれない。前述の如く吉彦秀武の館が真衡館周辺にあったとすれば、 さらにその可能性が高まろう。
- (29) こうした初期の鎌倉を石井進「文献からみた中世都市鎌倉」(『石井進著作集』第9巻、岩波書店、2005年。初出は1994年)は、「武士たちの館の複合」と捉えられている。
- (30) このような頼朝を核とした凝集性は、平泉よりは平氏の六波羅のあり方が背景にあった可能性も想定される。本稿は平泉を主題としたが、六波羅については別の機会に検討したい。

12世紀前後における奥州藤原氏と北海道の関連について 一中尊寺のガラスを中心に一

越 田 賢一郎

はじめに

12世紀に北海道では一万年以上にわたって続いた土器が作られなくなり、鉄鍋が使用される時代となる。これとほぼ同時に、竪穴住居が平地住居となり、壁に作りつけられていたカマドは囲炉裏へと変化した。北海道では考古学からの時期区分として、擦文文化の後を「アイヌ文化期」と呼んで区分している。アイヌの人々の口承文芸、江戸時代後半の本州側の記録、明治以降の民族誌的記載によって明らかになっている、「アイヌ文化」の内容に近いものが出現するとみられるからである。

「アイヌ文化」の成立過程は、ここ30年程の考古学的調査によって徐々に明らかになってきた。ここでは、 擦文土器が終焉を迎えた12世紀前後の様子を、東北北部との関連から探っていくことにする。

1 平泉文化と北海道

土器の終焉を引き起こした要因として、土器の煮炊き用の鍋としての機能が鉄鍋に、食器や貯蔵具としての機能が木器や漆器に変化したためと考えられる。そのためには、古代末期から中世にかけて、鉄鍋や漆器などが大量に流入する状況が成立していなければならない。北海道においてほとんど生産されることのなかった、鉄器や漆器を大量に供給してくれる場所は東北方面以外に考えられない。その中で、平泉文化の持っている意味は、大量の物資の移動を考える上で大変大きいものと思われる。

平泉文化の影響を考えさせてくれる資料は、これまでにもいくつか指摘されている。最近話題になっているのは厚真町宇隆出土の常滑壺で、12世紀中ごろとされる。道内で初の常滑焼の検出であり、太平洋ルートから運ばれた可能性もあって注目される資料であるが、発掘によって出土したものでないことが惜しまれる。また、12世紀後半から13世紀前半頃の珠洲焼として、余市町大川遺跡出土四耳壺片、上ノ国町竹内屋敷出土壺片、白老町日の出遺跡出土四耳壺片を上げることができる。

他に、釧路市材木町5遺跡住居跡内出土の湖州鏡がある。宋代の鏡であり、金国を経由して中国東北部からサハリン廻りでもたらされた可能性もあるが、山形県などに伝世資料があるので、平泉文化と関連付けて考えておきたい。

鉄鍋は、柳之御所で内耳鉄鍋が出土しており、清原氏と関連するとみられる横手市陣館遺跡でも鉄鍋が出土しているなど、東北北部では11世紀ころから鉄鍋が普及している様相が見て取れる。鉄鍋については別の機会に取り上げてみたい。

今回は、擦文文化又はそれに後続する時期とみられるガラス玉について、平泉文化のガラスと比較しながら検討してみたい。

なお、東北から北海道へ運ばれた品物の見返りとして、北海道から東北北部へもたらされた資料として は、古代以来の毛皮、古代末期から登場する鷲の羽、蝦夷錦、更に中世にかけて多くなるラッコの毛皮や 水産加工品などが考えられる。

2 平泉中尊寺金色堂におけるガラス製品

(1) 金色堂内のガラス製品

平泉中尊寺金色堂には、多くのガラス製品が装飾として使われていることが知られている。他の材質の

玉類も含めて、明らかになっている部分をまとめてみたい。

①瓔珞

内陣には瓔珞に数千といわれるガラス玉がかざられている。後補のものが多いと思われるが、中小のガラス玉、連珠となったものが使用されている。また、仏像の宝冠にも玉が使われている。色は、青、緑、黄、茶(黄褐)、白、無色などである。

②螺鈿玉装

巻柱には円光仏の蒔絵とともに、螺鈿による七宝繋文、法相華唐草文などの装飾がみられる。この螺鈿の花心部分の下地に錐のようなもので穴をあけ、玉を押しこんでいる玉装がみられる。深い穴と浅い穴があり、浅い穴には、朱が認められることから、浅い穴には無色の玉を、深い穴には青色の玉を挿入したと推測されている。接着剤については明らかになっていない(中里・立田1969)。

また、西北壇の螺鈿に見られる玉装では、残存する玉は緑色のみであるが、脱落跡には朱も見られるので、無色のものがあったと推測されている(中里・立田1969)。

さらに、須弥壇、燈台、平塵案などの螺鈿装飾の部分にも玉装が行われた可能性がある。

③金工部伏せ彩色

清衡壇の格狭間には、宝相華唐草文の透かし彫りのある金具が取り付けられている。その透かし彫りの部分と木地の間に挟んだとみられる、曲面のある薄い色ガラスの断片がみつかっている。木地に彩色が施されており、花弁の形に下地の色彩と同系統の板状の薄色ガラスをはめ込んだもので、ガラスを通して下の色彩がほのかに見える、一種の伏せ彩色技法が使われていたと考えられている。(河田1986、藤島監修1986)。

以上のように、玉類は瓔珞の飾り、螺鈿の飾り、伏せ彩色に使われていることが分かる。

(2) 御遺体調査による棺内副葬品中のガラス製品

昭和25(1950)年に行われた奥州藤原三代の御遺体調査によって、その御遺体を納めていた棺内からも様々なガラス製品が発見されている。報告書では、清衡棺から「琥珀念珠親玉(鍍金金具付)」「琥珀念珠露玉(飾金具付)」「木製念珠」、基衡棺から「水晶念珠親玉」、秀衡棺から「青銅大丸玉」「水晶露玉」、忠衡首桶から「木製念珠及び露玉」「瑠璃玉」がそれぞれ見つかっていることが記されている(毛利1950)。ここでは、ガラス玉については忠衡首桶(泰衡首桶と考えられている)からしか見つかっていないことになっている。

だが、このほかにも棺内からガラス製品が発見されており、その一部についての分析が行われ、報告されている(朝比奈ほか1953)。この報告によれば、各棺から飾玉あるいは数珠玉(念珠玉)が、また基衡棺からは「ガラス板」が見つかり、御遺体の腹中からもガラス玉が検出されたことが記されている。腹中から出た玉のうち2点について分析が行われている。

(3) 棺内副葬品の玉類分類

棺内副葬品の一部については、平成22 (2010) 年に函館工業高等専門学校中村和之氏等によって、エネルギー分散型蛍光 X 線分析計による測定がおこなわれ、その結果は研究年報に掲載された(中村2011)。また、平成23 (2011) 年にも筆者らが継続して調査を行った(後述)。この調査で昭和25 (1950) 年よりかなり多くのガラス製品等の分析を行うことができた。今回の分析資料の写真を掲載したが、昨年分については中村氏の論文を参照していただきたい。

この二回の調査では、棺内副葬品のほんの一部を実見したにすぎないが(表1)、これらには次のような種類が認められた。なお、棺内出土の玉類分類については、朝日新聞社編の報告書(朝日新聞社編1950)、藤島亥次郎監修の『平泉 中尊寺・毛越寺の全容』(藤島監修1986)等の記載を参考にした。

第 I 類は、中心に孔がある小玉で、 $2\sim5$ 個連なった連珠もある(写真①)。単独のものでも連珠の欠けた可能性があるものがみられる。大きさは、直径5mmに満たない程度であるが、一つだけ径1cmほどの玉があった(009: 写真②:Noは表1と対応、以下同じ)。色彩は、青が多く、緑、茶(黄褐)、黄、白、無色のものがみられる。

瓔珞の銅製飾金具である四花形辻金具 (003-01・02・03)、風鐸形板金具 (002-02・03:写真⑥中央と右)、四角形辻金具 (010:写真④)、透かし金具 (001:写真⑤) 及び銅製鎖 (写真⑥左) と伴っている。

四花形辻金具は2cm角程度の大きさで、毛彫りによる華状の文様が施され、鍍金されている。中心部に 花型の銅製の飾りと玉が取り付けられている。玉はいずれも青色である。穴が5か所か6か所あけられて おり、針金が残っていることから、針金で吊り下げられ、そこからさらに分岐する部分であることが分かる。

風鐸形板金具は辻金具から分岐して、最も下部に吊り下げられたものと考えられる。上部は鎖状に針金が連なるが、その中間に玉が組み込まれている。大きめの玉 (002-03-1:写真⑥右) は、このような針金の途中について、そこからさらに玉の付いた針金が数本分岐する部分に用いられている。002-01-01、002-02-01、006-04-03、009も同様の部位と考えられる。

このほか、毛彫りが施された透かしを持つ金具がみられる(001:写真⑤)。7つの穴の内の一つに、表裏に2個の連珠(青色)が取り付けられている。この飾りは玉数が多く、装飾性が大きいことから、瓔珞の下部に近い部分の辻金具と考えられる。

なお、単独の玉についても連珠の欠けたものがあり、第 I 類としたもののほとんどが瓔珞の飾玉と推定される。

第 II 類は、穴のない球形の玉である。径 3 mmほどの小さなものであり、無色(004-02-01、006-03-01)、白(004-04)、青(006-03-02)がある。また、水晶製の玉(004-01-02)もみられる。これらは、水晶製の玉を含め、螺鈿の装飾用の玉と考えられる。

第Ⅲ類は1点のみであるが、完形の板状ガラス(007-01:写真③)である。緑色で2×2cmほどの直角 三角形を呈し、厚さは1mmである。片面は光沢があり、やや曲面をもつが、もう一面は平坦で荒れた面が 残る。直角となる部分の側面も同様であり、風化とするより、型に流し込まれたもので、表面だけが光沢 をもつと考えられる。半透明で細かい気泡を含む。光沢面の角に抑えた時につけられたような傷が残る。

この用途についてははっきりしないが、宝相華唐草文にみられる伏せ彩色等の用途に使われた板状ガラスと考えておきたい。

第Ⅳ類として、その他のものを含めておく。水晶製の玉 (005-01-01・02、005-03) は、ガラス玉より大きく、念珠残片として区分しておく。水晶製親玉は写真が掲載されている (藤島監修1986)。

また、第 I 類と同規格の琥珀製の玉 (004-01:4点) がある。赤茶色の色は、茶色の玉より濃く、瓔珞の装飾に用いられてもおかしくないものである。金具に取り付けられた琥珀製露玉や琥珀小玉とともに念殊残片とされている (藤島監修1986)。これらは瓔珞の飾りである可能性があるが、藤島監修本に従っておく。

3 ガラス玉分析結果の概要

(1) 昭和25年の調査

昭和25年の調査によって、基衡棺の腹中から見つかった玉 2 点について分析が行われている(朝比奈他 1953)。淡青色の玉は、写真から判断して、径 1 cm程度の丸玉で、0.9グラムである。また、黄褐色の玉は連珠で、写真では三個と七個がそれぞれ連続しているように判断される。直径 5 mm程度の大きさで、0.8 グラムである。

この2点について、比重と屈折率の測定と分析が行われた。この結果を表2に示す。彩色については淡青色が酸化第二銅、黄褐色については酸化第二鉄と推定された。また、アルミナ (Al_2O_3) が多く、石灰(CaO)とマグネシウム(MgO)が少ない、カリ (K_2O) がソーダ (Na_2O) の $3\sim 4$ 倍に達することなどが指摘されている。

基衡棺から見つかった「ガラス板」(今回調査の007に相当)については、重量が0.780グラムで、比重が3.13 (計算) と3.75 (浮力実測)の値となった。また、一部をやすりで削って液浸法により屈折率を求めたところ、1.576であった。これらから、PbOの含有率 $33.5 \sim 49\%$ と推定された。着色剤についてはFeOに少量のFe₂O₂が混じっていると考えられた。

なお、その他のガラス玉についても比重と屈折率が測定され、中尊寺の鉛ガラスは、PbOの含有率は30~50%と推定された。これに、「4%の温醋酸に浸して温浸液中に溶出した鉛を、アルコールを加えた硫酸による硫酸鉛の白色沈殿及びコロム酸カリによるクロム酸鉛の黄色沈殿によって確かめた」結果を総合して、鉛ガラスでないガラスも少量ながらあることが分かった。(朝比奈他1953)

(2) 平成22年の調査

平成22 (2010) 年に函館工業高等専門学校中村和之氏等によって、エネルギー分散型蛍光 X 線分析計による測定がおこなわれ、その結果は研究年報に掲載された(中村2011)。この調査で昭和25 (1950) 年よりかなり多くのガラス製品等の分析を行うことができ、次の点が明らかになった(表3)。

- ①琥珀と水晶については、ガラスとはっきり区分できること
- ②ガラス製品については、測定したものすべてが鉛ガラスであること
- ③彩色については、主に銅で、鉄の検出量はわずかで主成分とは考えにくいこと

だが、この調査で不備な点も明らかになっている。

- ①資料の多くは、金銅製の飾り金具と組み合わされている。そのため今回の分析装置では、ガラスのみを特定して計測することができず、精確な分析値を計測できなかった。
- ②測定装置の限界からNaなどの軽い元素を測定することができなかった。

従って、せっかくの分析データを1950年に実施された調査の結果や、これまで小林、中村、関根達人氏らによって行われてきた東北や北海道から出土したガラス玉類の分析結果(小林2000、中村2005、関根2007等)と対比することができずに終わっている。

(3) 平成23年度の調査

前年調査の不十分な点を補うため、今回は函館工業高等専門学校に資料を持ち込んで、走査型電子顕微鏡(SEM)と併用されているエネルギー分散型 X 線分析装置(EDS)を用いて分析を行った。電子顕微鏡で見ている部分をピンポイントで分析できるため、金具類の影響を受けずに済み、軽元素を含めた元素の重量比が出せるので、それを基に過去のデータや他の分析データと比較することが可能となった。数量が限定されており、洗浄などを行わずに分析するなどの限界はあるが、いくつかの成果を得ることができた(表 2 追加部分)。明らかになったことを列挙しておきたい。

①第 I 類 (ガラス玉)

- ・ほとんどは、瓔珞の飾りである。径5ミリ程度の小型の玉と径10ミリ程度の中型の玉がある。中型の玉を心にして、針金で組み合わされる例がある。
- ・今回分析できなかったが、数珠の露玉とされたものは、瓔珞の最下部につけられた玉を含んでいる 可能性がある。
- ・ガラスの色彩は、青、緑、茶 (黄褐)、黄、白、無色などである。 ほとんどが透明感のあるもので、濁りのあるものは少ない。

②第Ⅱ類(孔のないガラス玉)

- ・螺鈿の玉装に使用されていた可能性が強い。水晶の玉も同様である。
- ・ガラス玉のほとんどが鉛ガラスである。
- ・ガラス玉のうち1点がアルカリ石灰ガラスであることが判明した。

③第Ⅲ類(板状ガラス)

- ・鉛ガラスである。第 I 類、第 II 類とほぼ同じ成分で、型流しで製作された可能性がある。
- ・伏彩色に用いられたと考えられる。

結果は、ほぽ昨年の分析によって予想された通り、ガラス製品はほとんどが鉛ガラスであった。昨年測定しなかった中に、ナトリウムケイ酸塩ガラスが1点存在したことは、昭和25年度調査を裏付ける結果となった。また、着色剤はCu、Feと思われ、色の薄い玉、無色の玉にはほとんど含有されていないことも明らかになっている。

4 日本における平安時代から中世初頭にかけてのガラス製品

(1) 平安時代

〔文献・絵画〕

日本でのガラス玉つくりは、正倉院文書に記録された奈良時代の製法以来、近世に至るまでの間が明確 にされていない。中尊寺のガラス玉は、その空白期を埋める重要な資料となる。

平安時代の『枕草子』『源氏物語』『栄華物語』『落窪物語』『堤中納言物語』などには、ガラス器に関する記載がみられる。『枕草子』では、うつくしきものとしてあげられている「紺色のガラス壺」、『源氏物語』宿木の「瑠璃の御さかづき」や紺瑠璃の「瓶子」のように容器類が多い。また、絵画資料にも東京国立博物館蔵の『十六羅漢図』の「瑠璃鉢」や「舎利壺」、京都長法寺旧蔵の『釈迦金棺出現図』のガラス器などがみられる。伝製品に見る壺、舎利壺、水注などが多く流通していたと見ることができる(岡田1969、由水・棚橋1977)。

このほか、11世紀中頃に藤原明衡によって書かれたとされる『新猿楽記』には、商人である八郎の真人の交易品として、「瑠璃壺」と「吹玉」があげられている(川口久雄訳注1983)。

『刪補天台五台山記』には、延久4(1072)年に中国へ渡航した僧侶が土産に各色の瑠璃念珠を土産に持参したことが記されている。この文献には「瑠璃念珠」4個、「青瑠璃念珠」3個、「紺瑠璃念珠」1個、「白瑠璃念珠」1個の記載があり、水晶念珠と区分して使われており、日本国内でガラス玉が生産させた可能性を示す資料である(中塚1985)。

平安時代前半の成立といわれる『竹取物語』には、「ガラス窯」と思われるものが登場すると由水常雄は指摘している(『竹取物語』は堀内秀晃校注1977による)。かぐや姫は求婚者の一人である「くらもち皇子」に蓬莱山の木の枝を持ってくるように伝える。それは、「白銀を根とし、黄金を茎とし、白き玉を実として立てる木」の枝であった。皇子は、難波にて「鍛冶工匠」6人を召して、カマドを築き、「十六そをかみにくとをあけて」玉の枝を作らせた。皇子はこれを姫のもとに持参し一度は信じさせるのであるが、賃金を払われていなかった「作物所の工匠、漢部内麻呂」らが駆け付け、真実が暴露される話である。由水は、カマドは色ガラスを溶かすための坩堝を入れる16の口をあけたガラス窯であり、玉の枝には、金銀とともに様々なガラスが飾り付けられたと推定している(由水1977)。

『新猿楽記』には、様々な工人の様子が描かれている。「四の御許とその夫 巫女と史生」には、左馬寮の史生「金集百成」が鍛冶師、鋳物師であり、また、金銀銅の細工師でもあると記されている。「八の御許とその夫 工匠」には、飛騨の大工「檜前杉光」は、宮殿を建てるのに明るいとともに、寺や人家を作

る名人であると書かれている。さらに、「七郎 仏師」には、「天蓋」「瓔珞」の用語がみられる。竹取物語の「鍛冶工匠」と合わせ、寺院関係の工人たちの様子が分かる資料である。

中尊寺金色堂の天治元(1124)年棟木墨書銘には、「大工物部清国」「小工十五人」「鍛冶二人」「大行事山口頼近」と記されている。大工物部清国が小工15人と鍛冶2人とともに山口頼近の指揮で堂を立てたことを示している(注1、藤島監修1986、p9)。『竹取物語』や『新猿楽記』の工人との関連が注目される。ガラスが平泉で製作された可能性もあり、だれがその細工を担ったか、今後検討が必要であろう。

〔伝世資料〕

平安時代の伝世ガラス資料はあまり多くない。

- ①広島 野田山出土 緑ガラス舎利瓶 2・3個分
- ②京都 清涼寺釈迦如来立像胎内納入物 緑ガラス舎利瓶 2個分残片
- ③京都 広隆寺経塚出土 薄緑色ガラス舎利瓶
- ④奈良 於美阿志神社石塔出土 青緑色ガラス壺
- ⑤奈良 春日大社瑠璃燈籠 飾り玉
- ⑥広島 厳島神社 国宝平家納経「提婆品」青色ガラス板
- ⑦京都 峰定寺 千手観音像瓔珞 願主 伝平清盛 多彩

同鳳凰堂天蓋垂飾り

- ⑧奈良 春日大社 毛抜形太刀装飾 緑色ガラス板はめ込み
- (①~④:由水・棚橋1977、⑤⑥:関忠夫ほか1978、⑦:中塚1985、⑧:岡田譲1969による)

これらは、三つの系統に分けられる。第一は、①から④の壺、舎利瓶、骨臓器など容器類の系統、第二は⑤⑦の瓔珞などの飾り玉、第三は⑧の飾り金具の装飾で、中尊寺の金工部装飾もこれに加えておく。

第一は、文献や絵画資料に多くみられる容器類の系統である。②の清涼寺の仏像は北宋から招来されたもので、ガラス瓶も雍煕2 (985) 年に封入されたことが明らかである。宋でガラス製の舎利容器が作られたことが知られており、ほとんどが輸入品と考えられる(由水・棚橋1977)。

第二の瓔珞については、平安末期12世紀になるとガラス玉を使用した仏像瓔珞が現れることが指摘されている。⑦の瓔珞には、青や緑系統の色のほか、黄色、渋い橙色など他の時期に見られないものが含まれている。この仏像の願主が伝平清盛とされていることから、中国の仏像と関連があり、ガラス玉も輸入品と推測される(中塚1985)。中尊寺の第 I 類と共通する。

第三は、蒔絵や螺鈿、金工金具と併用される、ガラス小板である。⑧の春日大社の太刀には、柄に螺鈿技術で雀を追う猫の姿が描かれており、所々が切り抜かれて、緑色のガラスが嵌められている(岡田1969、春日大社1997)。⑥のガラス板とも関連するものであろうか。中尊寺の第Ⅲ類と共通する。

(2) 鎌倉時代

〔文献・絵画〕

『明月記』第三には、「白瑠璃器六」「青瑠璃酒器」の記事がみられ(中塚1985)、京都高山寺の「華厳宗祖師絵傳」の「六角形鉢」や「ガラス花瓶」の絵もみられるが、伝世品を含め、類例は少ないといわれている。

〔伝世品〕

- ①奈良 伝香寺地蔵菩薩胎内納入物 碧瑠璃舎利瓶 安貞2 (1228) 年納入
- ②京都 東福寺龍吟庵無閑禅師胎内納入物 碧瑠璃舎利瓶 建長3 (1251) 年没
- これらの容器類は、文献・絵画の容器類とともに中国等からの舶載品と思われる。
- このほか、玉佩や仏像の瓔珞として使われた例が多い。これには、2系統が認められる。

(ア) 不透明の深青色の同系統のみを使用

- ・奈良 興福寺厨子入弥勒菩薩像瓔珞 平安末から鎌倉初
- · 奈良 法隆寺聖徳太子像厨子 鎌倉
- · 奈良 西大寺透彫舎利塔瓔珞 鎌倉中期
- (イ) 透明の緑色、飴色、コバルト青色、白など各色使用
 - ·京都 法金剛院十一面観音座像 元応元(1319)年頃
 - · 奈良 長谷寺十一面観音像 13世紀
 - · 奈良 松尾寺千手観音像瓔珞 建武元 (1334) 年

中塚は、これに(ウ) 平安期の京都峰定寺千手観音像瓔珞を加えて、三種類の瓔珞用の玉の変遷を想定している。(ア) は奈良以来のガラス製法の伝統でできた平安末から鎌倉中期頃のもの、(ウ) は平安末期に宋から舶載品されたもので、(イ) はその影響を受けて鎌倉後期13世紀頃から日本で製作されたものと推定している(中塚1985)。

当時の日本におけるガラス製作は、瓔珞の飾りの玉、緒の先端につける露玉(伝和歌山県出土例あり:河田1974)などに集約されていた可能性が強い。

(3) 中尊寺ガラス玉との比較

中尊寺に見られる瓔珞の飾り玉(棺内副葬品第 I 類)は、いずれも透明感があり、色もさまざまなものが用いられている。平安時代の第二にあたり、中塚が想定する(ウ)の系統と関連すると思われる。

螺鈿玉装の玉類(棺内副葬品第Ⅱ類)については、国内に類例があると考えられるが、今後の調査が必要である。

金工部伏せ彩色(棺内副葬品第Ⅲ類)については、平安時代の第三に相当する。類例は春日大社の『金地螺鈿毛抜形太刀』などがあるが、数少ない。

これらの中尊寺のガラスは、日本国内のガラス系統の中でとらえることが可能である。ガラス容器類についても、平泉から出土することは間違いないだろう。時代背景を考えたときに、宋からの舶載品が平泉までもたらされたことを想定しておきたい。

5 北海道出土のガラス類

北海道内で出土している平安時代に相当する擦文文化期のガラス玉は数少ない。その中で最も時期が近いものとして、根室市穂香竪穴群H-11床面直上出土のガラス玉を上げることができる。一部が数珠状に連なって、ガラス玉57点、ヒスイ勾玉、凝灰岩製玉、七ッ金などがまとまって出土した。ガラス玉は、滴玉(露玉)1点の他、すべて巻き付け法で作られた小玉・中玉であり、銀化は激しいものの、本来は青色が多く、薄黄、白、透明を呈する(村田2002)。分析したものすべてが鉛ガラスであり、鉛成分については、鉛同位体比から資料に使用された鉛鉱石が外国産であることが指摘されている(小笠原他2004)。

伊達市オヤコツ遺跡の方形配石墓からも、玉類と七ッ金がまとまって出土している。ガラス玉は、いずれも巻き付け法で作られ、銀化がみられ、青、透明、白不透明地に緑の縞文を持つものがみられる。いずれもアルカリ石灰シリカガラスであることが判明している(肥塚1993)。平泉の玉類は鉛ガラスが多いこと、露玉も存在すること、金製、銀製の七ッ金が棺内から発見されているのと合わせ興味深いが、成分の面からみるとまだ関連があるとは言い切れない。

このほか、余市町大川遺跡GP-4からは、滴玉(露玉)2点と連珠などの玉類が出土している(注2)。青、茶(黄褐)、無色透明など色彩の組合せと、連珠と滴玉の組み合わせなど中尊寺のものに近い。玉の大きさが、中尊寺より数ミリ大きくなるが、仏像の瓔珞との関連もうかがわせる。現在成分分析を進めており、

越田 賢一郎 12世紀前後における奥州藤原氏と北海道の関連について

改めて報告してみたい。

このほか、松前町札前遺跡と旭川市の錦町5遺跡では板ガラスが出土しているとの報告もある。報告当時、板ガラスの存在は想定し難かったが。これらも併せ再度確認していく必要があろう。

おわりに

平泉中尊寺のガラスが、容器類が見つかっていないことを除けば、平安時代から鎌倉時代の日本ガラス 工芸史において、重要な位置を占めることは明らかである。瓔珞類の飾り、螺鈿の玉装、金工の伏せ彩色 など、本来調度類に使用されていた螺鈿装飾が金色堂に使われたように、当時の最先端を行く技術であっ たと思われる。

平泉文化が花開いた時には、日本と中国の宋との間の交易が栄えており、そのルートによってガラス玉が日本に運ばれ、その一部が平泉へもたらされたものと、畿内方面から平泉に渡来した工人たちが現地で製作したものもあったに違いない。

一方、北海道との関連については、中村和之氏が中心となり北海道内各地のガラス玉の分析を進めている。その成果を利用させていただきながら、改めて分析値の比較の面から述べてみたい。

本研究の推進にあたり、中尊寺執事破石澄元氏には資料分析について格別のお計らいをしていただいた。また、平泉町八重樫忠郎氏には、中尊寺との仲立ちや平泉町出土遺物の面で、函館工業高等専門学校の中村和之氏、小林淳也氏、竹内孝氏にはガラス玉分析に関して大変お世話になった。末筆ではあるが、深く感謝の意を表したい。

註

- 1) 平泉町八重樫忠郎氏の御教示による。
- 2) 未報告資料。余市町教育委員会のご厚意により拝見させていただいた。

引用参考文献

朝日新聞社編 1950『中尊寺と藤原四代 中尊寺学術報告書』朝日新聞社

朝比奈貞一・會田軍太夫・小田幸子 1953「中尊寺ガラスの研究と古代ガラスについて」『古文化財の科学』5号、1-5 小笠原正明他 2004「5 北海道の擦文時代後期の穂香竪穴群から出土したガラス製玉の非破壊的分析と産地分析」『根 室市穂香竪穴群(3)』北埋調報198 北海道埋蔵文化財センター

岡田譲 1969『ガラス』 日本の美術37

春日大社 1987『春日大社古神宝宝物図録』

川口久雄訳注 1983『新猿楽記』東洋文庫424 平凡社

河田 貞 1974「藤原時代のガラス (瑠璃)」『日本美術工芸』429号 口絵・44-51

黒川高明 2004「鉛ガラス組成の分類」『GLASS』47 日本ガラス工芸学会

肥塚隆保 1993「有珠オヤコツ遺跡出土のガラス小玉の材質調査」『伊達市有珠オヤコツ遺跡・ポンマ遺跡』伊達市教育 委員会

小林幸雄 2000「北海道中世のガラス玉の材質的検討」『「北の文化交流史研究事業」研究報告』北海道開拓記念館 関忠夫ほか 1978『玉・ガラス』日本の工芸9 淡交社

関根達人 2007「平泉文化と北方交易1-北奥出土のガラス玉」『平泉文化研究年報』第7号 1-13

中塚美智子 1985『日本における吹きガラスの起源』びいどろ史料庫

中里寿克・立田三郎 1969「金色堂内装飾の工芸技法について」『仏教藝術』72号

中村和之他 2005『蝦夷錦・青玉の科学分析』平成16年度財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構研究助成報告書中村和之 2011「中尊寺に残されたガラス玉の非破壊的分析と考察」『平泉文化研究年報』第11号 67-78 堀内秀晃校注 1977『竹取物語 伊勢物語』新日本文学大系17 岩波書店

村田 大 2002「第VI章3 H-11出土の玉類について」『根室市穂香竪穴群』北埋調報170北海道埋蔵文化財センター

毛利 登 1950「副葬品について」『中尊寺と藤原四代 中尊寺学術報告書』朝日新聞社 157-174

由水常雄 1977「竹取物語のガラスの窯」『火の贈りもの』せりか書房 東京

由水常雄・棚橋淳二 1977『東洋のガラス 中国・朝鮮・日本』三彩社



①008 未分析



2009 分析



③007-01 板状ガラス 分析



④010 瓔珞 分析



⑤001 瓔珞 昨年分析



⑥002 瓔珞残片 昨年分析 上部のやや大きめの玉から分岐あり

写真 分析資料 (他は中村2011を参照のこと)

表1 中尊寺玉分析資料一覧

20100926・27 中村、小林、八重樫、及川、及川、越田、

20111125-27 破石、八重樫、中村、竹内、越田 中村2011に加筆 No.大 No.中 No.小 調査日 よこcm 成形 銀化 玉関連特記事項 名称 備考 色合い たてcm 001 01 瓔珞(表面) ガラス連珠(2個) 青(透明) 0.6 0.55 巻き 0.5 巻き 02 瓔珞(裏面) ガラス連珠(2個) 青(透明) 3.0 瓔珞(金属部 03 04 瓔珞(針金部 ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉 01・02一連,連結部 端部、連珠の割れたものか 002 01 01 瓔珞部分 白(诱明) 0.3 0.5 巻き 青(透明) 空(半透明) 緑(半透明) 0.45 巻き 02 0.45 0.62巻き有0.4巻き有 瓔珞部分 02 01 0.38 ガラス小 02 0.2 分析⑩ 0.39 巻き 有 20111127 ガラス連珠(2個) 青(透明) 03 0.58 針金 金属板 瓔珞部分 ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉 瓔珞部品中心部 ガラス小玉 瓔珞(金属部) 瓔珞部品中心部 ガラス小玉 青(半透明) 空(透明) 0.7 巻き 0.36 巻き 0.46 巻き 連珠の割れたものか 芯に白色物 0.5 03 01 02 0.35 <u>青</u>(透明) 01 0.4 01 02 01 青(透明) 0.4 0.49 巻き 02 瓔珞部品中心部 ガラス小玉 瓔珞(金属部) 巻き 03 青(透明) 0.4 0.49 01 004 01 コハク小玉 赤 0.35 0.57 他四片あり 径3ミリ程度の破片 ナトリウムケイ酸塩ガラス 02 01 20111126 ガラス玉片 透明 分析(4) 02 20111126 水晶玉片 0.32 0.31 孔なし 分析低 03 20111126 ガラス小玉 青(透明) 分析低 小玉 材質不明、孔なし 04 20111126 白(不透明) 径0.34 分析⑪ 分析① 分析② 005 添田 0.98 01 01 20111126 水晶王 0.0 測定せず 水晶棗玉 透明 02 20111126 1.13 0.87 連珠の割れたものか 02 緑(不透明) 0.29 0.5 巻き 20111126 小玉 有 分析⑬ 水晶玉 透明 03 0.52 0.49 006 20111125 青(透明) 01 02 ガラス小玉ガラス小玉 0.53 巻き 分析② 01 0.28 青(透明) 0.51 巻き 20111125 0.38 |分析③ ガラス小玉 青(透明) 0.42 巻き 04と同じ、01・02より濃い 0.28 03 カラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉片 ガラス小玉片 ガラス小玉片 ガラス小玉片 ガラス小玉片 育(透明) 青(透明) 青(透明) 黑(不透明) 胃(透明)微小片 青(透明)微小片 青(透明)微小片 青(透明)微小片 青(迷明)微小片 0.42 巻き 0.41 巻き 03と同じ 04 0.34 05 20111125 0.38 巻き 連珠の割れたもの 分析④ 06 0.29 07 80 09 10 02 巻き 分析⑤ 01 20111125 欠け 巻き 巻き 02 20111125 ガラス小玉片 黄(透明) 0.39 欠け 分析⑥ ガラス小玉片 ガラス小玉片 ガラス小玉片 03 茶(半透明) 茶(半透明)微小片 茶(半透明)微小片 04 05 ガラス小玉片ガラス小玉片ガラス小玉片ガラス小玉片ガラス小玉片 茶(半透明)微小片 茶(半透明)微小片 茶(半透明)微小片 06 07 80 茶(半透明)微小片 09 ガラス小玉粉末 10 ガラス小玉ガラス小玉片 03 20111126 径0.3 分析(7) 孔なし 01 青(透明) 茶(不透明 0.3 巻き 0.45 巻き 分析® 20111126 孔なし 02 0.2 04 瓔珞部分 ガラス連珠(2個 0.49 01 02 ガラス小玉 茶(不透明) 0.35 0.37 巻き ガラス小玉 茶(不透明) 0.78 巻き ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス連珠(3個) ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス連珠(3個) ガラス連珠(2個) 0.57 茶(不透明) 無色(透明) 茶(透明) 禄(透明) 青(透明) 0.76さこ0.43巻き0.56巻き0.46巻き 04 0.39 分析⑨ 分析⑩ 分析① 20111126 01 0.38 06 01 20111126 0.7 接合点隙間あり 007 20111125 0.87 巻き 0.69 巻き 0.55 巻き 0.48 巻き 0.5 巻き 連珠の一部か 02 01 0.66 無色(透明) 無色(透明) うすい黄(透明) うすい黄(透明) 青(透明) 02 0.53 04と連珠の可能性 03 0.34 03と連珠の可能性 04 05 0.93 0.6 0.5 등 등 6 0.49 분호 0.46 분호 0.55 분호 0.47 분호 0.43 분호 0.4 분호 0.4 분호 0.46 분호 0.46 분호 瓔珞の一部 06 ガラス小玉 青(透明 0.3 金具あり ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉 青(半透明) 07 0.36 05と連珠の可能性 80 青(透明) 0.38 有 うすい青(透明) うすい青(透明) 09 0.23 巻き薄い 10 0.29 11 ガラス小王 青(透明) 連珠の一部か 0.26 ガラス小玉 ガラス小玉 ガラス小玉 うすい青(透明) 12 0.24 青(透明) 13 連珠の一部か 0.35 玉類 800 写真のみ 009 20111127 ガラス小玉 1.01 0.73 巻き 分析® ガラス連珠(3個) 青(透明) 中央部分析 <u>分析</u>19 010 20111127 瓔珞(金属部) 瓔珞

^{*}調査日は今回実施したものを記載

表2 中尊寺玉分析データ1 1950年実施

+	£	No Al	- K	CH A	林	4	+ +	- E	(dil)	重量比(%)	(%													
K0.	 	, [V.0],		73 41 NO.	Ę Ę	0 1)		6	C	√la20 N	1gO A₁	2O ₃ Si	Na ₂ O MgO A ₂ O ₃ SiO ₂ P ₂ O ₅ SO ₃	SO ₃	ō	K ₂ O C _a O TiO ₂	CaO	TiO2	FeO	Ono	ZnO	SnO2	PbO	祌
			1950	1	ガラス小玉	青(透明)	1			3.38	1	0.05 39.32	.32	0.26		7.89	0.48		0.16	0.49			47.45	99.48
			1950	0 2	ガラス連珠	黄褐(茶)	0.5			2.31	0	1.69 34.58	1.58	0.12	-	10.26	0		2.85	ı			47.81	99.62
																								I

(朝比奈他1953から引用、一部改変)

本表は、表1から2011年に分析したガラス玉のみを抜き出したものである。		SnO ₂ PbO 計	1.43 38.86 100	66.99	1.68 40.23 99.8	0.86 69.22 100	3.65 38.18 100.01	2.94 44.25 100	1.12 40.88 99.69	1.97 38.71 100	7.27 24.78 99.99	4.32 37.11 99.98	1.16 47.5 99.99	0.12 41.49 98.65	1.83 40.61 100	2.96 45.26 100	39.07	100.01	2.84 34.17 100	1.6 32.71 100.02	7.17	2.36 22.79 100	1.09 38.69 100.01	2.4 36.65 100.01
玉のみを抜き出		ZnO Sn						0.12																
折したガラス		Ono	1.13		1.14			2.12	1.23	0.83	10.76	0.99			2.14				1.16	0.61		0.84	0.91	1.5
丰に分札		FeO	0.39	1.4	0.38	0.46	0.46	0.41	0.49	0.34	1.18	0.29	0.44	0.31	0.02	0.38	0.4	1.07	3.52	0.18	0.21	0.34	0.22	0.48
52011⊈		TiO_2		0.23																				
表1から		CaO		1.42	90.0	1.31	3.44	1.13	0.19		90'9	0.22			0.18	3.27	0.27	6.83	2.08					
s表は、		K20	2.74	3.74	1.96	0.93	3.01	4.12	2.35	3.14	6.65	8.07	1.89	3.67	2.41	1.56	1.87	3.21	3.38	3.96	6.29	5.1	2.58	4.22
*		C	2.49	0.31			4.17	3.88	2.81	2.87	2.75			2.96	2.2	4.32	3.58	2.74	3.53		1.15	2.13	2.92	2.58
		SO ₃	12.27	0.07	12.83	22.7	14.83	17.42	13.62	12.62	13.55	12.65	2.45	13.48	13.65	17.27	12.79	23.42	13.36	10.81	2.75	7.76	12.11	12.39
		P ₂ O ₅			0.24	1.13	7.05	6.68	0.41	0.31	5.83	0.25	15.35	0.26	0.19	10.37	0.2	3.46	6.58					1.15
		SiO ₂ F	38.7	75.1	35.3	2.19	20.58	14.6	34.17	36.55	16.56	32.07	28.4	33.67	33.46	8.12	36.8	30.05	25.99	29.78	64	45.37	39.69	36.25
		A _{I2} O ₃ \$	1.58	13.49	2.28	0.48	2.06	1.13	1.99	1.84	3.05	3.68	1.99	1.49	1.69	3.46	3.88	9.87	1.63	18.8	16.55	11.88	1.38	1.87
	(%)	MgO ,	0.14	0.54	0.37		0.2	0.46	0.21	0.16	0.85	0.33	0.62	0.2	0.3	0.37	0.16	0.98	0.25	1.43	1.43	96.0	0.25	0.33
	重量比(Na ₂ O I	0.27	3.69	3.33	0.72	2.38	0.74	0.22	99.0	0.7		0.19	1	1.32	2.66	0.98	14.82	1.51	0.14	0.45	0.47	0.17	0.19
	ijoij	С																3.56						
	m ³ -1]						0.5	0.53	0.51	0.38				0.3	0.56			0.46				0.73	
	#-7-cm					径0.34		0.29	0.28	0.38	0.29		0.39	径0.3	0.27	0.38			0.7				1.01	
	4000		薄い青(透明)	透明	青(透明)	白(不透明)		緑(不透明)	青(透明)	青(透明)	黒(不透明)	茶(半透明)	黄(透明)	無色透明	青(透明)	無色(透明)			茶(透明)	緑(透明)			青(透明)	青(透明)
-27実施	夕弥	구까	ガラス玉	ガラス玉片	ガラス小玉片	小玉		小玉	ガラス小玉	ガラス小玉	ガラス小玉	ガラス小玉片	ガラス小玉片	ガラス小玉	ガラス小玉片	ガラス小玉			ガラス連珠(3個)	ガラス板片			ガラス小玉	ガラス連珠(3個)
-タ2 20111125-27実施	調本日 公析No		20111127 分析⑩	20111126 分析④	20111126 分析®	20111126 分析⑪-1 小玉	-2	20111126 分析③	20111125 分析②	20111125 分析③	20111125 分析④	20111125 分析⑤	20111125 分析⑥	20111126 分析⑦	20111126 分析®	20111126 分析③-1 ガラス小玉	-2	-3	20111126 分析⑩	20111125 分析①-1 ガラス板片	-2	-3	20111127 分析®	20111127 分析⑩
中尊寺玉分析データ2	- VIV VIV		02	01					01	02	90	01	02	01	02	10			01					
□尊寺王	- H				3	+		2)					_				
表3 中	oN + oN		002 03	004 02	03	04		005 02	000			05		03		02			90	007 01			600	010

日記としての「給絹日記」

菅 野 文 夫

はじめに

岩手県平泉町の柳之御所遺跡からの遺物で研究者に衝撃を与えたものはいくらでもあるが、「人々給絹日記」(以下、「給絹日記」と略称する)と書かれた墨書折敷はまた格別だろう。平泉藤原氏の子弟たちと目される人名が、そこに書かれていたからである。1990年の出土以来、単一の史料としては異例なほどに議論が積み重ねられてきた。主要な論点はそこに書かれている人名の比定であり、これによって藤原氏の権力への理解が格段に深められたことはいうまでもない。その最新の達成は大石直正[2010]だろう。本稿はこれに大きく依拠している。

ところで本書は冒頭の表題にあるように、日記を自称した文書である。本稿が問題にしたいのは、実はただこの一点、日記であるということのみである。「給絹日記」が作成された12世紀は、大局的にみれば中世の文書体系が確立する時代といってよかろう。ここでは10-12世紀の日記を主要な素材として、「給絹日記」がどのような意味で日記であるのか、そもそもこの時代に日記を自称し、あるいは日記と呼ばれた文書とはどのようなものなのか考えてみたい。

日次記ではない日記が注目されるようになったのは、滝川政次郎[1967]が事発日記をとりあげて、問注記とともに音声の証拠能力を論じてからだろう。米田雄介[1970]は平安期の日記を通覧し、事発日記以外に問注状(勘問日記・勘糾日記)、紛失日記、焼亡日記、下行日記など多様な日記があることを明らかにした。これらをうけて、中世後期の惣村文書も含めて中世の日記の全体像をあきらかにしたのが榎原雅治

これらをうけて、中世後期の惣村文書も含めて中世の日記の全体像をあきらかにしたのが榎原雅治 [1996]の研究である。榎原は中世前期の日記について、米田の分類を再構成し、事発日記(事発日記・紛失日記・焼亡日記)と目録日記(下行あるいは上納にかかわる日記)に大別するとともに、日記の本質について重要な指摘をしている。すなわち、「注進・・・日記事」の事書にはじまる文書が日記にもとづいて作成された注進状であり、従来考えられてきたような日記そのものではない。日記はつまるところ「事実を書き記した覚書」であり、「単独で完結するのではなく」「他の文書をつくる原材料、ないし他の文書の付帯文書として機能した」というのである。中世後期になると日記を称する掟書が登場するなど「正式文書化」の動きもみられるが、本来の日記は"正式"な文書でない。それは"正式"な文書が作成される前の段階に位置づけられる。この榎原の所論を、本稿の関心から言い換えれば、日記は事実の文書化の最初の段階といえよう。ある事実はさしあたりは口頭の世界に属するのであり、これがすぐに正式な書面になるわけではない。その中間に、音声に近い場でメモとしての日記がつくられるのである。

結論から言えば、「給絹日記」はまさにそのような日記であり、本稿は榎原の正しさを確認するに過ぎない。ただしその作業には、なお若干の手続き的な議論が必要で、その過程でなにがしかの論点を提示したいと目論んでいる。

なお、本稿では日記を文書として扱う。いうまでなく古文書学上の文書とは特定の宛先が明示される書面のことであり、宛先の明示されない日記(日次記はもちろん、本稿であつかう日記も)は一般に記録として分類される。にもかかわらずここで日記を文書とする理由は、榎原にしたがって文書の前段階としての日記の性格に着目しているからである。これに関しては佐藤進一[1976]が、記録のなかには機能的に文書に近いものが存在するとのべているのも忘れてはならない。古文書学に機能論的視点を提示したことで著名な佐藤のこの論攷で、そうした記録の一例として挙げられているのは、他ならぬ事発日記であった。

1. 立てられた日記

『平安遺文』『鎌倉遺文』を通覧すると、「在地日記」「焼亡日記」「庄日記」「修理日記」「出入文書日記」「理非対決日記」「船日記」など、さまざまの日記を見つけ出すことができる。今更力説するほどのことでもないが、在地にせよ権門内部にせよあらゆる局面で多様な日記が作成された。これらについては、既述の米田・榎原の分類があるが、あえて別の視点から分類することはできないだろうか。そこで着目したいのが、"立てられた"日記である。それはたとえば、次のようなものである。

〈中料1〉

応□元年四月卅日立記

右、事発者□今夜半高向依重私宅仁為盗人被焼亡、其分所焼亡雑物色目五間三面萱屋一宇・三間蒼代一宇・客人料屋一宇、戸在七具・二石納瓶一口・三斗納壷一口・二斗三升納釜四口・三斗納手堝一〃、皮篭入物、紬袴二〃綿衣一領・凡絹五疋・荒苧三把・四丈布二端・手筥一口納方方寺□御返抄并相請文書等悉被焼亡、仍為後日沙汰立記、

日記申高向依重

「件私宅被焼亡事明白也、仍随近在地人人加署判、

紀 (花押)

(以下、証判および追筆省略) (1)

高向依重の私宅に今夜半に盗人が入り放火に及び、多くの資財が焼亡した。そこで後日のために日記を立てたという⁽²⁾。「右、事発者」の文言に続いて発生した事実を述べており、滝川以来指摘されてきた事発日記だが、ここではむしろ本書の書式全体に着目したい。冒頭に日付が記載され、続けて「立記」あるいは「立日記」とあり、事実書は「為後日沙汰立記」と書止める。また差出人欄には姓名の上に「日記申」の文言を付す形式である。

この形式の"立てられた日記"を捜すと、表のように8例の実例を挙げることができる。『鎌倉遺文』には1通も見えず、12世紀までの時期に特有な日記といえよう $^{(3)}$ 。

表:立てられた日記一覧

1.	エくりれいこり	1. 見				
	西暦一月一日	文書名	冒頭部分の文言	事発文言	『平安遺 文』番号	典拠
1	1000-11-26	東寺宝蔵焼亡日記	長保二年十一月廿七日立日記	右事発は	404	東寺百合文書 の
2	1042-12-20	寂楽寺宝蔵物紛失状案	長久参年〈歳次壬午〉十二月廿日 □□立白河寂楽寺(中略)日記	右事発ハ	補166	高野山文書
3	1054-06-03	僧興日得妙日記	天喜二年六月初三日立日記	(記載なし)	716	根津美術館所 蔵文書
4	1056-04-23	東大寺五師等日記案	天喜四年四月廿三日午時立日記	右事発波	797	東南院文書二 ノ五
(5)	1058-08-10	山城国石垣荘住人紀某日記	天喜六年八月十日立日記	右事発波	891	東大寺文書四 ノ九十一
6	1062-10-13	僧蓮照日記	康平五年十月十三日立記	右事発者	981	吉田文書一
7	1084-04-30	高向依重文書焼失状	応□(保力)元年四月卅日立記	右事発者	3178	吉田文書
8	1085-06-06	東寺領伊勢国大国荘政所日記	東寺御領大国庄政所応徳二年六月 六日立日記	右事発	1238	東寺百合文書 せ

わずかの実例だが、これを2つのケースに分けることができる。ひとつは、火災・盗犯により資財・文書が失われたときに立てられるものである。①は、東寺が日付の2日前の25日の火災の際に焼失したものと取り出して焼失を免れたものを堂達僧・造寺専当が整理して列挙した長大な目録であり、②は日付の前日である19日夜丑時に寂楽寺が盗人のため放火された次第を記し、失われた資財・文書等を掲げる。⑦に

ついてはすでに述べた。すべて事件直後に立てられていることが特徴である。

類例は少なくない。長保元(999)年閏3月10日に大和国野辺園屋が焼亡したとき、藤原最実は国使・在地郡司刀禰の証判を得て「立日記」た $^{(4)}$ 。天徳4(960)年2月26日に山城国珍皇寺宝蔵が火災に遭い「本公験等皆悉焼失」したときは「其由日記立、国郡与判并綱所」の証判を下されたという $^{(5)}$ 。康平 2 (1059)年に大宰府管下の東小路の家地をめぐって観世音寺と学校院が訴訟をした際、学校院が公験としたのは「天禄四年四月十日立焼亡日記状」だった $^{(6)}$ 。なおこの「焼亡日記状」は「焼失日記」とも呼ばれているが $^{(7)}$ 、この種の日記の総称としては「紛失日記」の方が一般的だったろう $^{(8)}$ 。

"立てられた"日記のもうひとつのケースは、特定の個人や組織から濫行・追捕・盗犯などで被害を受けたことを記すものである。表③は、同日寅時に、僧得妙・興日の2人が兼算なる僧に打擲をうけ、家財を捜し取られた際の被害を書き連ねたもの。④は滝川が事発日記の実例として取り上げたものだが、冒頭に記された日時に検非違使庁の武士が無断で東大寺僧の僧房に押し入り、籠居の犯人を追捕しただけでなく僧房から資財物を押し取ったことを記す。「日記申」の主体は上座以下東大寺の所司。⑤は、紬袿・鏡を盗み取った紀末志良比女なる盗人が高野山政所の雅源の僧房に逃げ込み、雅源が彼女の引き渡しに応じないことを述べている。⑥は蓮照なる僧が「日記申」したもので、法隆寺五師真増が言葉巧みに蓮照所持の公験を写し取り、さらに改竄までしたという。⑧は東寺領伊勢国大国荘専当が「日記申」したもので、稲木大夫延能神主が30人の従類をつれて押し入り、荘田5段を押植えたという。いずれも事件が起こってからまもなく立てられたもので、この点は紛失日記と変わらない。この種の日記を総称する手頃なことばがみつからないので、便宜的に被害日記と呼んでおこう。

ところで、たとえば④の事件への東大寺の対応は素早く、同日付で東大寺所司大衆等解を出して公家に激しく抗議したが、この所司大衆等解に④が副進されている $^{(9)}$ 。⑧は大国荘と伊勢神宮権禰宜荒木田延能との相論に関するもので、神宮は調査のために検非違使新家俊晴を派遣した。俊晴が同荘に到着したのが $^{(8)}$ の日付の6月6日で、このとき荘司は延能の「後見之者吉友・諸枝等」が使者を待たずして「弥致乱行」していることを訴えた。俊晴は従者を遣わして「加制止之処、弥成放言」して押植えようとしたという $^{(10)}$ 。 $^{(10)}$ の日記はこうした相論のなかで作られたもので、同荘からの本寺あるいは伊勢神宮への訴状の具書とされたとしてよかろう。 $^{(3)}$ ⑤ は直接の関連史料を確認できなかったが、やはり同様に訴状の具書として機能したと考えられよう。

さらに類例を捜すと、「羽田太三郎氏所蔵東大寺文書」永承3(1048)年4月19日源仲子解案によれば、吉任なる人物が前年3月15日夜に大鹿久友の妻女を勾引し、久友の私財を盗み取ったとき、「立在地日記」でた(11)。さらに吉任は仲子の所領を押妨したので、翌年5月14日に仲子はそのことを東大寺に訴えたが、この日記はその際に副進されたのだろう。また「陽明文庫本知信記天承二年巻裏文書」の法家勘文(12)は、この頃の伊勢国員弁郡星川市庭での益田荘下司久米為時と伊勢神宮神人歌長清国子末房との津料徴収をめぐる相論を詳細に記す。末房が星川市庭で益田荘の定める津料を納めなかったことが発端となった事件だが、為時らに取り押さえられ荘政所に拘禁された末房は、やがて逃脱し、「立無実日記」てて神宮庁に訴え出たという。「無実日記」とは為時の立場からする表現で、末房としては不当に身柄を取り押さえられた上に随身した「鰯九東・米肆升伍合・稲十三把」などを押し取られたことを記したものだろう。被害日記は紛失日記と異なり加害者が特定できるのであり、これをもって訴えることに意味があったはずである。

以上をまとめると、12世紀までの時期には、火災や盗犯があったときには紛失日記が、濫行・追捕・盗犯で被害を受けた際には被害日記が、あまり間をおかずに立てられた。日記の実例は必ずしも多くはないが、類例をみればそれは希なことではなく、日記を立てることが普通に行われていたとみてよかろう。また、たんに失われたことを後日に伝えるための紛失日記とはちがって、被害日記は加害者に対する訴状の

具書として用いられたことも確かであろう。

ところで、表に「事発文言」欄をあえて設けたように、③以外のすべての事実書が「右事発波」などの 文言にはじまる。したがってこれらは従来は事発日記と総称されてきたものである。わざわざ "立てられ た" 日記なる新分類を措定する理由を述べなくてはならない。

実のところ、事発の文言は日記に限定されたものではないのである。たとえば永久 3 (1115)年10月に山城国珍皇寺所司僧永暹は、同寺別当の使者が「以夜半弓箭刀剣持来、如盗賊責勘」したことを法務僧正政所に訴えた。この文書は「珍皇寺所司僧永暹解 申請 法霧僧正御房 政所御裁事」の事書ではじまり、事実書の書止めも「所言上子細如件、以解」という通常の解状だが、事実書の冒頭は「右、事発元者、以今月十四日之夜半時」との文言につづいて別当使者の濫行を記す(13)。また、さきに被害日記の事例として述べた伊勢国星川市庭での相論では、伊勢神宮検非違使の勘文に、益田荘下司の訴状が引用されている(14)。下司訴状の事書は「言上御庄内於星川市庭、致律料沙汰之間、歌長清国男以非論為宗、致悪言成乱行、抜刀企殺害為時身子細愁状」とあってやはり通常の申状だが、事実書は「右件事発元者、為去十月十一日市庭歌長清国男末房令売買要物間」とはじまり、ここにも事発の文言が登場するのである。

したがって事発の文言は日記の専売特許というわけではない。そして日記だからといって、かならず事 発の文言があるとは限らないことは、表の③にみるとおりである。

そもそも事発の語は滝川がいうように養老獄令にみえ、「事発は、事件の発生若しくは発覚を意味する」ことばであって、刑事事件に関わる文書に似つかわしいものである。被害の申し立てはもとより火災も盗犯と結びつくことが一般だから、いきおいこの語が用いられたに過ぎないのではなかろうか。『平安遺文』『鎌倉遺文』を通覧しても、「事発日記」の語は意外なことに1例しかない。長保6(1004)年6月19日付で東大寺五師湛外らを殺害した内供仁延弟子の追捕を命じた官宣旨が出されているが、そこに調度文書として東大寺奏状とともに「事発日記」がみえるのみである(15)。滝川が表④から事発日記の存在を指摘し、使庁における証拠法の様相を解明した意味は大きい。しかし日記の呼称、あるいは分類のあり方という視点からすると、この当時、これらの日記が事発日記と呼ばれることは少なかったのではなかろうか。本稿が日記を分類するのにあえて事発日記とはいわず"立てられた"日記とした所以である。

さて、ふたたび表の8通に戻ると、①は「右事発は、今月廿五乃夜を以天、北郷より火災出来天、東蔵町乃並宝蔵焼亡仁、先北宝蔵北面焼之間二」のように送りがなを付した文体で記載されている。④⑤⑥⑧もまた同様で、滝川が④について「本文書が天邇遠波を交えた宣命体で書かれていることは、又大いに注意されなければならない」としていることは8通のうちの5通に共通している。こうした文体が、書き言葉よりもより音声の世界に近いことは言うまでもない。さきに榎原の所説を敷衍して、日記とは事実が文書化される最初の段階と予想した。事実自体はそもそもが音声の世界である。日記のそのような性格がここにはっきりと現れていることは確認しておきたい。

しかし、事実の文書化でとどまっているだけではなく、これらの日記は "立てられた" のである。日記を立てるとはどのようなことか。米田はこれを在地刀禰の加署あるいは郡判などの証判を得ることを指すとしており、この指摘はおおむね妥当であろう。したがってそれなりの手続きが必要である。平治元(1159)年11月17日の摂関家領伊勢国須可荘下司為兼の子息僧兼真の解状によれば、同月13日に和泉判官平信兼が 荘内に乱入し、為兼ほか妻女および次男を拘禁し、嫡子、四男、六男の 3 人の子息を斬首したという (16)。本所に訴え出た僧兼真はしかしながら訴状に被害を記した日記を添えられなかった。「兼又可相副於彼損物之日記之処、父母之悲兄弟之思、難弁東西、仍可注進也」というのがその理由である。一見まことにもっともな理由だが、訴状は提出しているのであり、損物を列挙することがさほど困難であったとは思われない。日記を立てるとは、たんに被害を列挙する以上の手続きを要したのだろう。さきに日記を立てること

は珍しいことではないが、それは必ずしも誰でもが簡単にできることではなかったのである。

こうしたある種の手続きを経て、"立てられた"日記は、もはやたんなる覚えではなく、立派に正式な文書である。それは単独で完結した意味を持つものであり、訴状の具書とされても、存在意義がそれだけにとどまるわけではなかろう。

史料上に見られる日記のなかで、こうした立てられる日記の量的な比重は決して大きくはないと想像される。日記全体を氷山とするならば、立てられた日記は海面に浮かんだ部分程度に相違ない。しかしそのような日記が12世紀までの段階で存在したことは見逃せない事実である。

2. 「儒林拾要」にみる日記

鎌倉初期成立の「雑筆要集」は、はやく竹内理三[1963]などで取りあげてられ、注目されてきた中世文書の文例集である。ただし、『続群書類従』所収本は必ずしも良本とはいえないことから、扱いの難しい史料でもあった。しかし上杉和彦[2002]は、数ある「雑筆要集」の諸本の伝来と系譜関係を詳細に検討した結果、おなじ『続群書類従』に収められている「儒林拾要」こそが「雑筆要集」の古写本系統に属し、現存する諸本のなかでは最も本来のものに近いことを解明した。ここでは上杉の成果に学んで、「儒林拾要」をもとに日記を考えてみたい。

この時期にこうした著作が編まれたことをどのように位置づけるか。それ自体大きな課題だが、中世社会形成の運動が新たなタイプの文書を生み出したのはいうまでもなく、それらがおおむね出揃った段階でこのような文例集が編まれたのではないか。大雑把すぎて常識の範囲を出ない理解だが、そのように考えてよいとすれば「儒林拾要」(あるいは原「雑筆要集」)は、成立期の中世文書というものがどのように理解されていたかを知る上で好個の史料といえよう。

「儒林拾要」は「日記」の項目を立て、次の文例を掲げる。

〈史料2〉

日記 四十

従在田郡參詣高野山間日記、

三月三日始精進三ケ日、同四日朝進発夕着野山宿、同五日夕着御山、

同六日朝奥院詣、同七日諸堂禮拝、

同八日還向着神野宿、同九日酉刻下着于在田、

今等日記者必無式法、只立日所注記要事也、

意外なことに、これは参詣日記である。紀伊国在田郡より高野山に参詣した際の記録で、3月3日の精進からはじまり、同9日の帰着までの7日間の行程を記す。

もちろん、これは "立てられた" 日記ではない。さればといって、たんなる覚えでもない。「儒林拾要」が立項したのはそれがいわば正式な文書として社会的にある種の共通認識を得たものと判断したからに相違ない。

日記の分類については本項の冒頭で米田および榎原のそれを述べたが、土田直鎮[1976]は別な角度から、日次記でない日記を、①勘問日記・事発日記など、②祈雨日記や歌合記のような「特定の独立した行事の記録」、③文学作品で日記を称するもの、の3つに分類している。〈史料2〉の参詣日記は、土田のいう「特定の独立した行事の記録」に含まれよう。「儒林拾要」の編者があえて項目を立てた日記とは、そのようなものであった。

さらにその注記が興味深い。日記は「必要式法」く「只立日所注記要事」とある。決まった書式はなく、

ただに日記を記して要件を記すだけだというのである。さまざまな書式を並べた文例集の註として、これ は異例である。

もちろん、本書の編者は、これ以外にさまざまの日記が存在することを熟知していた。実際、日記は別の項目にも登場する。

〈史料3〉

下帳 四十六

注進ム国ム御庄ム年御米日記事、

合

十石、正月十日ム丸請、十石、二月一日ム丸請、 十石、三月三日ム丸請、廿石、四月二日ム丸請、

右注進如件、

年月日

荘園年貢を納めたことを日付ごとに注進したものだが、事書から明らかなように、榎原のいう日記注進状に他ならない。それぞれの収納の日に在地で「御米日記」が作成され、これを整理して領主に注進したのである。「御米日記」そのものは覚えとしての日記で、いわば正式な文書とは看做されていなかったに相違ない。本書が年貢米請取日記注進状とは呼ばれず、下帳という名称で立項されていることは、この表現が当時の収納システムにおいて最も適切だったからだろう。この文書はその機能から、決して単なる日記にもとづいた注進状ではなく、あくまでも一連の手続きのなかで下帳と位置づけられていたのである。日記は他の文書の素材となる存在であったとする榎原の指摘の正しさを、あらためて確認できるが、同時に、正式文書の文例集の編纂者の立場からすれば、覚えとしての日記はほとんど眼中になかったこともうかがわれよう。

さて前節でとりあげた "立てる" 日記は「儒林拾要」ではどのように扱われているのか。実のところ、 紛失日記も被害日記も編者は取り上げていないのである。しかし、"立てる" 文書は別に立項されている。 紛失状がそれである。

〈史料4〉

紛失状 卅三

(中略)

方紛失状事

右去月何日不慮爲失火、所持文書公験等皆以焼失畢、庶幾申請在地之署判將備向後證文、仍立紛失 之状如件、以解、

年月日

官位姓某謹状

於文書燒失事者名所見顯然也、仍在地署判書之、

姓 - - - 判

姓---判

冒頭に「方紛失状事」とあるが、もちろんこれは「立紛失状事」の誤記で、事実書の末尾にも「立紛失之状如件」とある。本書にはこの形式の紛失状の前に「姓某解 申請在地諸人判行事」ではじまる解状型の紛失状も載せるが、この型でも事実書の末尾は「立紛失之状如件」であって、紛失状が立てる文書であることはゆるがない。

中世的な紛失状が登場する過程についてはここでは概略にとどめるが、紛失状が登場するのは10世紀後半であり、当初はとくに定型的な文言も紛失状の語もみられず、焼失・盗犯に際しての証判を求める通常の解状である。11世紀半ばに"紛失状を立てる"という表現が現れ、文言も定式化して、12世紀初めには中世的な解状形式の紛失状の成立をみる。12世紀半ば以降、〈史料4〉のような「立紛失状事」ではじまる新形式が急速に広まり、解状形式とならんで中世的な紛失状が出揃うと考えられる⁽¹⁷⁾。「儒林拾要」はその2形式を挙げているのである⁽¹⁸⁾。

立てる日記の一方のグループである紛失日記は、12世紀以降の実例はない⁽¹⁹⁾。中世的な紛失状が成立する以前、その文言も様式も定型化する前の段階のものであり、いわば紛失状成立過程での過渡的な存在である。11世紀半ばからは、紛失に際して立てられるのは紛失日記ではなく、紛失状となるといってよい。紛失日記の、こうした過渡的な性格は、被害日記でも同様ではなかろうか。前節で述べた被害日記はやはり11世紀までのもので、12世紀以降はそれが立てられた例はみいだせない。もちろん、強盗・放火といった刑事事件はもとより、所領相論のような紛争のなかで実力が行使され、殺害刃傷、略奪がなされた例は数限りない。とはいえ、そこでの被害を立てられた日記の形で書きとどめている例は、管見の限りでは皆無といってよい。

紀伊国阿弖河荘で建治年間に領家寂楽寺と地頭湯浅氏のあいだで、百姓の動向を背景に激しい相論があったことはよく知られている。有名な仮名書き言上状は建治元(1275)年10月28日付だが、その4ヶ月ほど前、地頭湯浅宗親が百姓・牛馬を搦めとるという事件があった。そのときにつくられたのが「阿世河上御庄百姓等ヲ地頭からめとる人す日記」という日記である。「六月十七日とらの時にからむ」とあり、28名の百姓がどこで捕らえられたかを記す⁽²⁰⁾。仮名書きであることは、これが事実=音声の世界にきわめて近い場でつくられたことをうかがわせる。覚えとしての日記である。同年9月に同荘上村雑掌従蓮が提出した訴状はこの事件を取り上げ、宗親が「搦取百姓廿余人、押取数疋之牛馬、悪行超過日来之間」と述べて、「百姓搦取注文并牛馬注文」を見書とした⁽²¹⁾。この注文が6月17日付けの日記であることは明白だが、それは訴状の具書としては注文と呼ばれるべき文書とされたのである。

被害を記した日記は確かに作られた。阿弖河荘の例は、そうした日記が残された貴重な事例である。しかしそれはあくまでも当座の覚え、メモとしての日記であり、11世紀までの被害日記のような "立てられた" 日記とはまるで性格が異なる。しかも、訴訟の場に提出される際には、おそらく正式な文書として提出する必要性からか、注文と言い換えられているのである。

冗漫な記述になったので、以上をまとめよう。出揃った中世文書を整理して文例集を作成した編者の視点を基準にすると、日記を次のように分類することができる。

- ① 参詣日記のような「特定の独立した行事の記録」。編者はこれを例に日記の項目を立てたが、書式を限定せず、日付を明記して事柄を記したものが日記であるとした。とはいえ、たんなる覚え書きはここからは排除されたことだろう。
- ② 覚えとしての日記。これをもとにして作成された注進状には、荘園支配や権門のシステムに即応する名称が与えられた。覚えとしての日記自体は、日記のなかではおそらくもっとも大量に、そして多様に作成されたことだろう。しかしこの種の日記は正式な文書と看做されなかったため、編者にとっては取り上げるに足るものではなかったのである。
- ③ 11世紀まで存在した立てられる日記は、すでに紛失状や注文などにその座を譲っており、文例集の編者が立項の必要性を感じるまでもなかった。

だいぶ遠回りをしたが、「給絹日記」はいうまでもなく②に属する。あるいは多言を要すべき事ではなかったかもしれない。とはいえ、「給絹日記」の性格を日記文書全体のなかで、あらためて位置づける用意は

できたのではないかと思う。

3. 「給絹日記」が書かれた場

「給絹日記」の考察にはいろう。「給絹日記」が正式な文書ではなく当座の覚えであり、正式な文書を作成するための素材としての日記であることは、実のところ早くから予想されたところである。なかでも大石直正の論攷はこの点についても的確に整理している。すなわち、「柳之御所内には衣服の縫製・管理・給与などを担当する専門の機関が存在」し、そこで藤原氏の子弟らに「被物としての織物を給与する」ために「絹の在庫を記した」この日記が作成された。この被物は比較的内輪の儀式で給与されるものであり、それをメモした「給絹日記」は「その後に算用状などにまとめられて」藤原氏の家政機関に報告された、とする。まさにその通りであろう。もはや付け加えるところはほとんどない。ただ、前節までの考察をうけて、「給絹日記」があえて日記を自称した文書であることの意味について、わずかに2点を論じたい。

まずは本文を掲げよう。ここでは大石論文からそれをかりる。

〈史料5〉

人々給絹日記 一ヒトエ ①大夫小大夫殿紺大目結 9石川三郎殿 赤根一カサネ ヒトエー 11 11 11 ⑫大夫四郎殿紺大目□ 11 11 11 11 11 11 11 11 11 ⑩石川太郎殿 紺大目結 カサネタリ ①信寿太郎殿 赤根染青 カサネタリ ②小次郎殿 赤根染白 カリキヌハカマ カサネタリ ③四郎太郎殿 赤根染白 カリキヌ □ □サネタリ 赤根染白 アヲハカマ 4)橘藤四郎 ⑤橘□ (藤力) 五 赤根染ウヘー シタキハ大□□ 11 11 11 11 11 11 11

⑥瀬川次郎 赤根染綾一

カリキヌハカマ

⑦海道四郎殿 赤根染綾一

水干袴

⑧石埼次郎殿 赤根染綾一

①から⑫の番号は、大石が想定した記入順であり、そこから「給絹日記」が複数枚の折敷板で構成されるものの断簡ではなく、これ1枚で完結したものとする。この点も全く異論がない。

カリキヌハカマ

はじめに検討するのは、本書が漢字と片仮名で書かれていることである。片仮名の部分は注記である。 狩衣袴・青袴を「カリキヌハカマ」「アヲハカマ」と書く。これは音声による点検作業をそのまま記載したものではなかろうか。片仮名で書かれている点も、これに関わるものだろう。片仮名は口頭の言葉の世界を表現する文字だとする網野善彦[1988]の指摘も想起される。 これに加えて「カサネタリ」の記載である。なぜたんに「カサネ」ではなくあえて「カサネタリ」と書いたか。一般にこうした註記は体言(名詞)が普通で、用言で書止めるのは皆無と言ってよい。本書に前後する時期で類似の例は管見では一例のみ寛元 4 (1246)年奥書のある高野山の文書目録がそれである。〈史料6〉

(前略)

- 一 花薗庄事「安置御影堂 永仁元年十一月」
- 、金剛峯寺年来勤所役返抄十二枚
- 、阿古連御庄立文一枚 但鼠喰破タリ
- 、僧光序売渡山地文一枚 但鼠喰破タリ
- 、金剛峯寺牒状二枚 但鼠喰破タリ
- 、金峯山返牒一枚
- 、中津河沙汰金峯山下文一通
- 、竜草御薗預地主交名一通
- 、金峯山牒状一枚 但警固沙汰、鼠喰タリ
- 、興福寺返牒案一通
- 、中津河住人所下文一通 鼠喰タリ
- 、大瀧券十二枚 、家連去文一通 (以下略)

本書には「宝聚院検校慶_{円坊}時、命干明範・道性・清円・引印執筆、首尾七箇日之間録之矣」との奥書がある。 検校慶源が明範以下4名に命じ、彼らは7日間の作業で大量の文書群を整理し、この目録を作成したのである⁽²²⁾。

東京大学史料編纂所架蔵影写本で見る限り、永仁元年の追筆以外は注記も含めてすべて一筆で、これが 弘印の手になるものだろう。文書櫃を囲んで座り、いちいち点検結果を声に出して伝える。少し離れた文 机に向かう引印がこれを書きとめる。「但鼠喰破タリ」の注記は、そうした作業風景を彷彿とさせるもの である。

わずか1点の類例ではあるが、「給絹日記」の「カサネタリ」も、また同じ作業風景の結果ではあるまいか。 藤原氏の衣類を扱う倉庫あるいは工房で、被物として支給する絹を担当者が声を出しながら点検し、それ を書きとめたのである。たんに書記されたことではなく、音声で照合しつつ記載されたと考えられること が重要である。"立てられた"日記であるいわゆる事発日記の宣命体が、音声の世界に近いという日記の性 格の表徴たることは先述の通りである。本書の片仮名書き、用語で止める表現もまたこれに通じる事柄で、 その日記としての性格を物語る。

問題にしたいことの2点目は、「給絹日記」に記者あるいは発給者の氏名もなければ、日付もないことである。とくに日付がないことは見逃せない。先述の「儒林拾要」は、日記とは「日所」を立てた上で必要なことを書くものだとしていた。実際、現存する日記の圧倒的多数は、日付を有するのである。このことをどのように理解すべきか⁽²³⁾。

にわかには解きがたい謎だが、あるいはこれは「給絹日記」が折敷の廃材に記載されたことと関わるのではなかろうか。現存する日記はみな紙に書かれているが、木材に書かれたとしたらどうなるか。

中世の墨書木簡といえば、禁制などの制札、榜示、あるいは荷札、呪符などが知られている(水藤真[1995])。これらは、紙よりも物理的な力に対して丈夫であり、また屋外で風雨にさらされることにも比較

的耐えられるといった木材の利点を生かして用いられたケースである。

しかし「給絹日記」の場合は、そのような木材の特性を生かして書かれたわけではない。書かれた内容からいえば、またそこから推測できる機能からいえば、紙に書かれてもよかったのである。折敷の廃材が使われたのは、その意味では紙の代用品に過ぎない。

しかしここで発想を逆転してみよう。当座の覚えに貴重な紙が使われるのがこの当時の常態だったか。この時代の史料の残り方を考えれば、反故であっても大切に扱われたことは今さら多言を要さない。たまたま現存する日記が紙に書かれたものだからといって、当時つくられた日記のすべてが紙に書かれたことにはならないのではないか。

保存するつもりであれば、それに適した素材である紙が用いられたろう。しかし紙に清書する前の段階であれば、廃材が活用されるケースは珍しくなかったのではあるまいか。「給絹日記」は1枚の折敷をそのまま使ったのちに廃棄されたが、一度使用してから表面を削り取り、割り裂いてあらためてそこに覚えを書くこともあったろう。もともと保存を前提としないこうした覚えのほとんどは、現在までその形をとどめていない。このように考えることが許されるとすれば、「給絹日記」は、事実が文書になる上での最初の段階というものを教えてくれる貴重な史料といえよう⁽²⁴⁾。

大石のいうように「給絹日記」はのちに紙に清書されたことだろう。そこでも「人々給絹日記」の表題はかわらない。しかし「信寿太郎殿」が書き出し部分に書き直され、一番奥に「大夫小大夫殿」が書かれたに相違ない(「大夫四郎殿」は抹消されている)。そして日付が記され日記の作成者の署判が捺された。そうした紙の日記が存在したに相違ない。榎原がいうところの、日記から日記が作成されるケースである。さらにいえば、その日記をもとにして行事全体の、あるいは年度ごとに絹の出納が行われ、藤原氏の衣類を扱う部署から家政機関の責任部局に対して「注進 某年人々給絹日記」と題された文書で報告されたのだろう。なお一言すれば、「給絹日記」はその後に作られたであろう紙の日記のたんなる土代ではない。折敷の廃材に書かれた段階で、それは照合用の文書として機能しているのである。「給絹日記」が作成されたのは、このような場であったと想像されるのである。

むすび

12世紀を中心に、日記とは何かをあらためて考えてみた。先学の達成に付け加えるところがあったかどうか心許ないが、従来事発日記と呼ばれていたものを立てられた日記と読みかえ、その過渡的な性格を指摘した。また「儒林拾要」を手がかりに、日記という文書がどのように看做されていたか、整理を試みた。その上で「給絹日記」の日記としての性格を検討したが、そのなかで音声の世界と文書の世界を取り結ぶという日記の性格を浮き彫りにすることを試みた。これらの試みがどれだけの意味をもつものか、これまた心もとない限りではあるが、与えられた紙幅もつきたのでここでひとまず筆を擱きたい。

註

- 1)「吉田文書」(『平安遺文』3178号、以下(平)3178と略記。)
- 2) 冒頭の年号部分の欠損を『平安遺文』は応保とするが、榎原にしたがい応徳元(1084)年のものとした。
- 3) このほかに擽木文書永万3年3月21日占部安光文書失状案(『平安遺文』3355号)も、冒頭に「□□寮頭占部宿弥安光解 申請紛失日記事」とあり、事書に「本文書等令紛失間、任神宮定例、令立申日記条条」と記されており、"立てられて日記"であるかのようにもみえる。しかし事実書の内容や署判などから、伊勢神宮権禰宜が占部安光に下総国葛西御厨口入職を安堵した文書であり、日記でないことが明らかなので考察の対象としなかった。

- 4)「三条家本北山抄裏文書」長保2年3月2日検非違使別当宣((平)補7)
- 5)「東寺百合文書ト」長保4年2月19日珍皇寺領坪付案((平)521)
- 6)「松浦厚氏所蔵文書」康平2年7月27日大宰府政所下文案((平)932)
- 7)「松浦厚氏所蔵文書」治暦4年4月9日観世音寺政所下文案((平) 1026))
- 8)「九条家本延喜式巻四裏文書」長元8年7月11日国覓永頼解 ((平) 540) などにこの語がみえる。ちなみに本書は盗まれた牛の紛失日記という、珍しい事例である。
- 9)「東南院文書二ノ五」(平) 795
- 10) (「東寺百合文書せ・な」応徳2年6月9日太神宮検非違使新家俊晴解((平) 1239)
- 11) (平) 659
- 12) (平) 4701
- 13)「東寺百合文書ユ」永久3年10月日珍皇寺所司僧永暹申文((平)1836)
- 14) 前掲註12文書。
- 15)「東南院文書二ノ五」官宣旨案 ((平) 558)
- 16) 「陽明文庫所蔵兵範記仁安二年冬巻裏」同日付僧兼真解((平) 3037)
- 17) この点については、すでに「一般の解状・申状などにおいて解の様式が廃れてゆくのとほぼ軌を一にして、紛失状においても、後になると「某謹解申請・・・以解」という様式が廃れて、新たに「立申紛失状事」という書き出しの様式が行われるようになった」(佐藤進一『新版 古文書学入門』1997年4月、法政大学出版局)との指摘は基本的に正しいが、解状形式が本当に廃れたかどうかは、なお検討が必要だろう。
- 18) これに関連して、『続群書類従』本の「雑筆要集」所載の紛失状の文例は解状型のみで本稿に引いた文例を欠くが、これは写本の転写の際に脱落したものであろう。
- 19) ほとんど唯一といってよい例外は、「伊勢光明寺文書」元亨2(1322)年8月16日志摩泊浦政所文書紛失日記(『鎌倉遺文』 28141号、以下(鎌)28141と略記)である。本書は冒頭に「□申紛失日記事」とあり、元亨2年4月11日深夜に強盗の 襲撃を受け「屋敷田地之文書并利銭之証文」16点が失われたことを述べ、泊浦政所の証判を申請したものである。紛 失日記とあるが、その書式はむしろ「立申」型の紛失状というべきだろう。また同文書の文永 2 年 3 月19日新家康盛 売券 ((鎌) 9237) に「ふんしちの日記」が鎌倉末期、とされる清原某田地売券写 ((鎌) 29096) に、「紛失日記」が みえる。ともに日記そのものの書式・内容は不明だが実際には紛失状ではなかろう。
- 20)「高野山文書又続宝簡集五十六」((鎌) 11928)
- 21)「高野山文書宝簡集十三」建治元(1275)年9月日阿弖河荘上村雑掌従蓮申状案((鎌) 12031)
- 22) 史料編纂所影写本によれば、「高野山文書続宝簡集」14((鎌) 6705)、同15((鎌) 6707)、同16((鎌) 6706) の3点で、本稿の引用部分は同16である。14・16は冒頭部分が欠けているが、15は「金剛峯寺 調度文書目録下」との表題が残っている。なお、このときの高野山検校慶源はこの年11月に没している(『大日本史料』5編21)。
- 23) 日付のない日記が存在しないわけではない。東大寺文書の康和末年とされる華厳会料支度注文は、康和 2 (1100)年 9 月14日付「般若会料方々下物日記」と同形式で、日記としてつくられたことが明らかだが日付がない。ただしこれは後の欠損による可能性もある(「東大寺新収文書」(平)4658。ただし『大日本古文書東大寺文書之九』909および910 号参照)。『鎌倉遺文』では「大和唐招提寺礼堂釈迦如来像胎内文書」釈迦念仏結縁交名(8239号)が「釈迦宝号結縁衆日記」とあり、「筑後鷹屋家文書」の「舞装東日記」(8990号)は「給絹日記」同様に片仮名書きでやはり日付を欠く。「肥前青方文書」の「波佐見左衛門大郎入道真仏許所預置之証文日記」は4点の証文を列挙したもの。これらについては後考を俟つこととしたい。
- 24) 笠松宏至は、訴訟が口頭で行われる場では日付のない訴陳状が出されることがあるとした(「『日付のない訴陳状」考」 『日本中世法史論』 東京大学出版会、1979年、初出1977年)。 音声の世界に近い文書には日付は必ずしも必要ではかっ

たのではなかろうか。

参考文献

網野善彦「日本の文字社会の特質」(同『日本論の視座-列島の社会と国家-』小学館、1990年。初出は1988年。

上杉和彦「『雑筆要集』を中心とする日本中世文例集史料の研究」『明治大学人文科学研究所紀要』第50冊、2002年

榎原雅治「日記と呼ばれた文書 - 荘園文書と惣有文書の接点 - 」『史学雑誌』105編8号、1996年、のち榎原『日本中世地域社会の構造』校倉書房に収録。

大石直正「「人々給絹日記」を読み直す - 奥州藤原氏の政治権力理解のために - 」(入間田宣夫編『兵たちの生活文化』 高志書院、2010年。

佐藤進一「中世史料論」『日本中世史論集』岩波書店、1990年12月、初出は1976年。

水藤真『木簡・木札が語る中世』東京堂出版、1995年6月。

滝川政次郎「事発日記と問注状 - 庁例における証拠法の発達 - 」『法制史論集 4 律令諸制および令外官の研究』角川書店、1967年。

竹内理三 「平安末期の往来物にあらわれた荘園 - 雑筆要集と儒林拾要 - 」(『竹内理三著作集』第7巻、角川書店、1998年。 初出は1963年。

土田直鎮「古代史料論 記録」『岩波講座日本歴史別巻2』岩波書店、1976年。のち土田『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、1992年に収録。

米田雄介「日次記に非ざる「日記」について」『高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究』続群書類従完成会、1970年。

第12回平泉文化フォーラム 実施報告

岩手県教育委員会は第12回平泉文化フォーラムを、平成24年2月4日(土)と5日(日)に一関市を会場として開催した。今回のフォーラムは、いわて高等教育コンソーシアム(構成大学:岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学)との共同開催とした。

第12回 平泉文化フォーラム

- 1. 日 時 平成24年2月4日(土)、5日(日)
- 2.場 所 一関文化センター
- 3. 主 催 岩手県教育委員会 いわて高等教育コンソーシアム (構成大学:岩手大学、岩手県立大学、岩手医科大学、富士大学、盛岡大学)

共 催 一関市教育委員会、奥州市、奥州市教育委員会、平泉町教育委員会

- 4. 日 程
- 【1日目】 13:30 基調講演「世界遺産登録後の平泉を考える」

五味 文彦 (放送大学教授)

- 15:15 遺跡報告① 柳之御所遺跡の調査成果 (平泉遺跡群調査事務所)
- 15:30 研究報告① 平泉出土文字資料の再検討 その1

岡 陽一郎 (兵庫大学) ほか

- 15:50 遺跡報告② 骨寺村荘園遺跡の調査成果 (一関市教育委員会)
- 16:05 遺跡報告③ 長者ヶ原廃寺跡の調査成果 (奥州市世界遺産登録推進室)
- 16:25 遺跡報告④ 白鳥舘遺跡の調査成果 (奥州市世界遺産登録推進室)
- 【2日目】 9:15 遺跡報告⑤ 無量光院跡の調査成果 (平泉町教育委員会)
 - 9:30 遺跡報告⑥ 中尊寺大池跡の調査成果 (平泉町教育委員会)
 - 9:45 研究報告② 西周金文に見える苑池について

藪 敏裕・劉 海宇 (岩手大学)

- 10:05 遺跡報告⑦ 毛越寺庭園の調査成果 (平泉町教育委員会)
- 10:30 研究報告③ 日記としての「給絹日記」

菅野 文夫(岩手大学)

10:50 研究報告④ 12世紀前後における奥州藤原氏と北海道の関連について

越田 賢一郎(札幌国際大学)

11:10 研究報告⑤ 平泉の特殊性

吉田 歓(米沢女子短期大学)

5. 入場者数 のべ450名

平泉文化研究年報 第12号

平成24年3月30日

発 行 岩手県教育委員会

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

編 集 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化課

印刷㈱橋本印刷

HIRAIZUMI BUNKA KENKYU NENPO

Annual Report of the Hiraizumi Studies

Contents

Articles

Considering Hiraizumi after a World Heritage registration.

GOMI Fumihiko

The Change of Fluvial Condition during Holocene around the Hiraizumi Area II.

MATSUMOTO Hide-aki

KUMAGAI Maki

Reexamination of artifacts described a character excavated at Hiraizumi.

OKA Yoichiro

ABE Katsunori

KOIWA Hiroaki

TOKITA Satoshi

MANAMI Masato

HIRATA Mitsuhiko

About Garden Pond described at the inscription on a stone monument in Western Zhou.

YABU Toshihiro

Liu Haiyu

The specificity of Hiraizumi considered from the History of cities.

YOSHIDA Kan

The Study of relationship Oshu Fujiwara and Hokkaido in the 12th century

KOSHIDA ken-ichiro

「Kyuken-nikki」 as a document

KANNO Fumio

Report of the 12th Hiraizumi Culture Forum

Iwate Board of Education

10-1 Uchimaru, Morioka City, Iwate Prefecture 020-8570, Japan